

伊 勢 市 公 報

第 178 号
平成 25 年 4 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例	4
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	12
○ 伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	20
○ 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例の一部を改正する条例	22
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	24
○ 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	28
規 則	
○ 伊勢市防犯推進協議会規則の一部を改正する規則	31
○ 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	33
○ 伊勢市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例施行規則	51
○ 伊勢市社会福祉事務委任規則等の一部を改正する規則	62
○ 伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則	77
○ 伊勢市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則	102
○ 伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則	121
○ 住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則	123
○ 伊勢市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	130
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会事務局等处務規則の一部を改正する規則	139
○ 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	142
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	144
議会規則	
○ 伊勢市議会事務局設置条例施行規則の一部を改正する規則	146
訓 令	
○ 伊勢市史編さん委員会規程を廃止する規程	148
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程	150
○ 伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程	155
教育委員会訓令	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	157
○ 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	159
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程	161
○ 上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程	163
○ 伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	174
○ 伊勢市水道技術管理者規程	177

○ 伊勢市簡易水道給水条例第 3 条の規定による伊勢市上水道給水条例施行規程の規定の技術的読 替えに関する規程	180
○ 伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程	182
○ 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程	187
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規 程	189
○ 伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程	191
告 示	
○ 伊勢市岡本財産区議会の招集について	194
○ 平成 25 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	195
○ 平成 25 年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	196
○ 道路の区域変更について	197
○ 道路の供用開始について	198
○ 平成 24 年度補正予算の要領について	199
○ 平成 24 年度補正予算の要領について	239
○ 平成 25 年度当初予算の要領について	246
○ 平成 25 年度補正予算の要領について	292
○ 市税の収納の事務の委託について	298
○ 後期高齢者医療保険料の収納の事務の委託について	300
○ 介護保険料の収納の事務の委託について	302
○ 国民健康保険料及び国民健康保険税の収納の事務の委託について	305
○ 伊勢市営住宅、伊勢市特定公共賃貸住宅及び伊勢市小集落改良住宅の住宅使用料等の収納の事 務の委託について	306
○ 保育所保育料の収納の事務の委託について	308
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	310
伊勢北部土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長告示	
○ 伊勢北部土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	327
・ 無投票の確定について	328
・ 選挙会の日時及び場所について	329
伊勢北部土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長告示	
○ 伊勢北部土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	330
・ 無投票の確定について	331
・ 選挙会の日時及び場所について	332
伊勢北部土地改良区総代選挙第 3 選挙区選挙長告示	
○ 伊勢北部土地改良区総代選挙第 3 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	333
・ 無投票の確定について	334
・ 選挙会の日時及び場所について	335
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢北部土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	336
・ 選挙長の行う告示の方法について	337
・ 候補者届出書等の提出場所について	338
・ 候補者届出書等の様式について	339
・ 投票用紙等に押すべき印について	340
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	341
・ 選挙立会人の選任について	342

・ 投票用紙の様式について	343
○ 伊勢北部土地改良区総代選挙関係	
・ 当選した者の氏名及び住所について	345
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	349
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	350
公 告	
○ 犬の抑留について	353
○ 公売公告兼見積価額公告	354
○ 犬の抑留について	355
○ 農用地利用集積計画について	356
○ 第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画の策定について	357
○ 職権による住民票消除について	358
○ 印鑑登録の職権抹消について	360
○ 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更に係る案の縦覧について	362
○ 農用地利用集積計画について	364
教育委員会公告	
○ 第 2 次伊勢市食育推進計画の策定について	365
○ 第 2 次伊勢市子ども読書活動推進計画の策定について	366
公 表	
○ 平成 24 年度定期監査結果に対する措置状況について	367
○ 平成 24 年度定期監査結果の公表について	370

伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告は、議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部

を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 2 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の
一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(平成 17 年伊勢市条例第 30 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び
社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

(伊勢市福祉健康センター条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市福祉健康センター条例 (平成 17 年伊勢市条例第 84 号) の 一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号ア中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社
会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「。以下「支援法」と
いう。」を削り、「同条第 4 号」を「同項第 9 号」に改める。

(伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の一部改正)

第 4 条 伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例(平成 17 年伊勢市 条例第 98 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障
害のある児童」を「児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」
という。) 第 4 条第 2 項に規定する障害児」に改める。

第 4 条第 1 号中「児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」と
いう。)」を「法」に改める。

(伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部改正)

第5条 伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例(平成18年伊勢市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(伊勢市障がい者就労支援施設条例の一部改正)

第6条 伊勢市障がい者就労支援施設条例(平成22年伊勢市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第7条 伊勢市障がい者就労支援施設条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。

(伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第8条 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例(平成17年伊勢市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第9条 伊勢市消防団員等公務災害補償条例(平成17年伊勢市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第10条 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正す

る。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例中第1条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条及び第9条の規定は平成25年4月1日から、第2条、第7条及び第10条の規定は平成26年4月1日から施行する。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第3号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成25年4月から平成26年3月までの間の地域手当に関する特例措置）

19 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、第11条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「0」とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第4号

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第11条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第5項」とする。

附則第6項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第9項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、第3条第1項若しくは第5条又は前項」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」及び「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第10項中「第3条第1項(傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第3条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、第3条第1項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定

により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第 11 項中「、第 5 条、第 5 条の 2 及び第 5 条の 3 までの規定にかかわらず」を削る。

附則第 12 項中「44 年」を「42 年」に改める。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成 18 年伊勢市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「退職手当の額が、新条例第 2 条の 4」を「額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104 分の 87)を乗じて得た額が、新条例第 2 条の 4」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例(以下この項において「新退職手当条例」という。)附則第 5 項(新退職手当条例附則第 7 項及び第 12 項においてその例による場合を含む。)、第 6 項及び第 9 項(新退職手当条例附則第 11 項においてその例による場合を含む。)の規定の適用については、新退職手当条例附則第 5 項及び第 9 項中「100

分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 5 号

伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例
(伊勢市体育施設条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市体育施設条例(平成 17 年伊勢市条例第 197 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 伊勢市二見スポーツ公園の項を削る。

別表第 3 伊勢市二見スポーツ公園の項を削る。

別表第 4 の 14 の表を削り、15 の表を 14 の表とし、16 の表から 18 の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

(伊勢市都市公園条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市都市公園条例(平成 17 年伊勢市条例第 159 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の表に次のように加える。

伊勢市二見スポーツ公園	伊勢市二見テニスコート
-------------	-------------

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第6号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例(平成17年伊勢市条例第197号)の一部を次のように改正する。

別表第3伊勢市小俣総合体育館の項及び伊勢市大仏山公園スポーツセンターの項中「、毎週月曜日及び祝日法に定める休日」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の伊勢市体育施設条例に基づく伊勢市小俣総合体育館及び伊勢市大仏山公園スポーツセンターの使用の申請その他の準備行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 7 号

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市道路占用料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

別表令第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「令第 7 条第 2 号」を「令第 7 条第 4 号」に改め、同表令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料の項中「令第 7 条第 2 号」を「令第 7 条第 4 号」に、「同条第 3 号」を「同条第 5 号」に改め、同表令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設の項中「令第 7 条第 4 号」を「令第 7 条第 6 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 7 号」に改め、同表令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「令第 7 条第 6 号」を「令第 7 条第 9 号」に、「同条第 7 号」を「同条第 10 号」に改め、同表令第 7 条第 8 号に掲げる器具の項中「令第 7 条第 8 号」を「令第 7 条第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第8号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例の一部を改正する条例

(伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年伊勢市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「国等」を「地方公共団体」に改める。

(伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例の一部改正)

第2条 伊勢市公共下水道事業区域外流入協力金徴収条例（平成17年伊勢市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「土地が」を「土地を」に改め、同項第2号中「土地が」を「土地を」に改め、「国又は」を削り、同項第3号中「土地が」を「土地を」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(18) リハビリテーション科

第3条第3項第1号中「285床」を「270床」に改め、同項第2号中「37床」を「52床」に改める。

附 則

この条例中第3条第2項に1号を加える改正規定は平成25年4月1日から、第3条第3項の改正規定は平成25年9月1日から施行する。

伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第10号

伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び特殊勤務手当」を「、特殊勤務手当及び勤勉手当」に改める。

第4条第4項中「歯科医師」の次に「(以下「医師等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

6 勤勉手当の額は、医師等である者の例に準じて規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 11 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成 17 年伊勢市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 3 号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」を「イ又はウ」に改め、「の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第 17 条の 2 各号列記以外の部分中「又は第 2 号」を「から第 3 号まで」に改め、同条第 1 号中「第 2 号」を「第 2 号又は第 3 号」に改め、同条第 2 号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第 14 条第 1 項第 3 号ウに定めるところにより算定した額

第 18 条の 5 第 1 項第 3 号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」を「イ又はウ」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に

4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第18条の9各号列記以外の部分中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「第2号」を「第2号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第18条の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

附則第3条（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊勢市国民健康保険条例第14条第1項第3号、第17条の2、第18条の5第1項第3号及び第18条の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

伊勢市防犯推進協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 7 号

伊勢市防犯推進協議会規則の一部を改正する規則

伊勢市防犯推進協議会規則(平成17年伊勢市規則第96号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 139 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「前条の規定の例により」を「風致地区内行為（行為変更）協議書（様式第 3 号）に設計書を添えて」に改める。

第 3 条中「風致地区内行為（行為変更）通知書（様式第 3 号）により」を「風致地区内行為（行為変更）通知書（様式第 4 号）に設計書を添えて」に改める。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「(様式第 5 号)」を「(様式第 7 号)」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「(様式第 4 号)」を「(様式第 6 号)」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（完了の届出）

第 4 条 条例第 2 条に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは、完了した日から起算して 14 日以内に行為完了届（様式第 5 号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) その他市長が必要と認める図書

本則に次の 1 条を加える。

（その他）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号から様式第 5 号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

風致地区内行為（行為変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

電話

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条の規定による許可を受けたい（許可を受けた事項を変更したい）ので、次のとおり申請します。

行為地 （地名地番）	伊勢市		
行為の種類	(1) 建築物その他工作物の新築、改築、増築又は移転 (2) 建築物その他工作物の色彩の変更 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
行為の目的 又は理由			
行為地の地目		行為地の地貌	
行為の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
設計者	住所又は所在地		
	氏名又は名称 及び代表者氏名	電話	FAX
工事施行者	住所又は所在地		
	氏名又は名称 及び代表者氏名	電話	

（注）

- 1 「行為の種類」欄は、該当事項に○印を付けること。
- 2 「行為の目的又は理由」欄は、具体的に分かりやすく記入すること。
- 3 「行為地の地目」欄は、田、畑、宅地、山林、原野等の別を記入すること。
- 4 「行為地の地貌」欄は、傾斜、平坦、林地、伐採跡地等の別及び立木竹、工作物等の有無を記入すること。
- 5 様式第2号のうち行為の種類に応じて該当するものを添付すること。

様式第2号（第1条、第2条、第3条関係）

設 計 書

その1（建築物の新築、改築、増築又は移転の場合）

種 別	細 目	申請の部 分	申請以外 の部 分	合 計	構 造	階 数
仮設の 建築物	新築	敷地面積		(A) m ²	木 造 鉄骨造 コンクリートブロック造 鉄筋コンクリート造 その他()	地上 階 地下 階
		建築面積	m ²	m ²		
	建 [°] イ率B/A (40%以下)			%	屋 根 (材質等、色彩)	
地下に 設ける 建築物	改築	地下占用面積	m ²	m ²		
		床面積の合計	m ²	m ²	m ²	外 壁 (仕上げ、色彩)
その他 の建築 物	増築	最高の高さ (15m以下)	m	m	m	
		移転	道路側 (2m以上)	m	m	
	壁面 線 後 退 距 離 そ の 他 (1m以上)		m	m		

(注)

- 1 「建築物の種別」及び「構造」欄は、該当事項に○印をつけること。この場合において、「その他」に○印をつけた場合には括弧内に事項を具体的に記入すること。
- 2 「床面積の合計」欄は、当該敷地内にある建築物の延床面積の合計を記入すること。
- 3 「壁面線後退距離」欄は、道路境界線又は隣地境界線から外壁面までの最短部分の距離を記入すること。
- 4 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 5 添付書類
 - (1) 位置図（縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - (2) 配置図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位、周辺の状況、写真の撮影方向及び壁面後退距離のわかるもの）
 - (3) 各階平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもの）
 - (4) 各面立面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、最高の高さ、色彩（マンセル値）等を記入し着色したもの）
 - (5) 求積図（敷地面積、建築面積、床面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
 - (6) 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ、植栽量の計算を明記したもの）
 - (7) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよくわかるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの）

その2（工作物（建築物を除く。）の新築、改築、増築又は移転の場合）

種 別	最高の高さ		構 造 の 概 要 (材 質 等)	
	申請の部分	既存の部分		
仮設の工作物	新築	m		
地下に設ける工作物		改築		隣接地の現況
その他の工作物 ()		増築 移転		

(注)

- 1 「種別」は該当事項に○印をつけ、括弧内に広告板、擁壁、鉄塔など工作物の具体的な名称を記入すること。
- 2 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 3 添付書類
 - (1) 位置図（縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - (2) 配置図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向のわかるもの）
 - (3) 立面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、最高の高さ、色彩（マンセル値）等を記入し着色したもの）
 - (4) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよくわかるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの）

その3 (建築物その他工作物の色彩の変更の場合)

種 別	色彩変更部位	仕 様			
		変更前		変更後	
		材質等	色彩	材質等	色彩
建築物 工作物 ()	屋 根				
	外壁				
	塀				
	広告板 広告塔				
	その他 ()				
隣接地の現況					

(注)

- 1 「種別」欄は、該当事項に○印をつけること。この場合において、「工作物」に○印をつけた場合には、括弧内に具体的な名称を記入すること。
- 2 「色彩変更部位」欄は、色彩の変更がある部位に○印をつけること。この場合において、「その他」に○印をつけた場合には括弧内に部位を具体的に記入すること。
- 3 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 4 添付書類
 - (1) 位置図 (縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの)
 - (2) 配置図 (縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向のわかるもの)
 - (3) 立面図 (縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、色彩変更部位、最高の高さ、色彩(マンセル値)等を記入し着色したもの)
 - (4) 現況写真 (行為地及びその周辺の状況がよくわかるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの)

その4 (宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更の場合)

種 別	細 目		隣接地の現況
宅地の造成	行為面積	(A) m ²	跡地の処理方法
	木竹の保全 又は植栽が 行われる 面積	(B) m ²	
土地の開墾	緑地率 (10%以上 又は 60%以上)	(B)/(A) %	行為地及びその周辺の土地の区域に おける木竹の生育に支障を及ぼす おそれが少ない理由
そ の 他	生ずる法面の 最高の高さ	m	

(注)

- 1 「種別」欄は、該当事項に○印をつけること。
- 2 「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 3 「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻しなどのように処理の方法を具体的に記入するとともに、法面がある場合には、法面についても芝付け、コンクリートブロック擁壁、放置などのように具体的に記入すること。
- 4 添付書類
 - (1) 位置図 (縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの)
 - (2) 計画平面図 (縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向のわかるもの)
 - (3) 縦横断面図 (縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、生ずる法面の最高の高さを記入したもの)
 - (4) 求積図 (面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの)
 - (5) 植栽計画図 (植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ、植栽量の計算を明記したもの)
 - (6) 現況写真 (行為地及びその周辺の状況がよくわかるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの)

その5（水面の埋立又は干拓の場合）

細 目		隣接地の現況
水 面 面 積	m ²	
		植栽等による修景措置
埋立又は干拓面積	m ²	跡地の処理方法
		行為地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ない理由

(注)

- 1 「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 2 「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻しなどのように処理の方法を具体的に記入するとともに、法面がある場合には、法面についても芝付け、コンクリートブロック擁壁、放置などのように具体的に記入すること。
- 3 添付書類
 - (1) 位置図（縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - (2) 計画平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向のわかるもの）
 - (3) 縦横断面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、生ずる法面の最高の高さを記入したもの）
 - (4) 求積図（面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
 - (5) 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ、植栽量の計算を明記したもの）
 - (6) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよくわかるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの）

その6 (木竹の伐採の場合)

行為の種別		
建築物その他工作物の新築、改築、増築若しくは移転又は土地の形質の変更に係る行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採	木竹の種別	針葉樹林 広葉樹林 針広混合樹林 竹林 その他 ()
	伐採区域面積	m ²
森林の択伐	伐採量	m ²
伐採の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が1ha以下のもの	伐採方法	皆伐 択伐 % その他 ()
	隣接地の現況	
森林である土地の区域外における木竹の伐採	跡地の処理方法	

(注)

- 1 「行為の種別」「木竹の種別」欄及び「伐採の方法」欄は、該当事項に○印をつけ、択伐の率は、伐採区域における択伐量（樹冠面積）の割合を記入すること。
- 2 「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 3 「跡地の処理方法」欄は、植栽、放置等の別を記入するとともに、法面がある場合には、法面についても芝付け、コンクリートブロック擁壁、放置などのように具体的に記入すること。
- 4 添付書類
 - (1) 位置図（縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - (2) 計画平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向のわかるもの）
 - (3) 求積図（求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
 - (4) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよくわかるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの）

その7（土石の類の採取の場合）

細 目		隣接地の現況
採取区域面積	m ²	
採取量	m ³	
採取方法	(露 天 の 掘 他)	跡地の処理方法
採取土石類の種類		
採取によつて生ずる法面の最高高さ	m	

(注)

- 1 「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 2 「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻しなどのように処理の方法を具体的に記入するとともに、法面がある場合には、法面についても芝付け、コンクリートブロック擁壁、放置などのように具体的に記入すること。
- 3 添付書類
 - (1) 位置図（縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - (2) 計画平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向のわかるもの）
 - (3) 縦横断面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、生ずる法面の最高の高さを記入したもの）
 - (4) 求積図（求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
 - (5) 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ、植栽量の計算を明記したもの）
 - (6) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよくわかるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの）

その8（屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積）

種 別	敷地面積	m ²
土 石 廃棄物 （ ） 再生資源 （ ）	堆積面積	m ²
	堆積物の高さ	m
	隣接地の現況	
	植栽等による 修景措置	

（注）

- 1 「種別」欄は、該当事項に○印をつけること。この場合において、「廃棄物」又は「再生資源」に○印をつけた場合には、括弧内に具体的な品目を記入すること。
- 2 「堆積面積」欄は、堆積物の水平投影面積の合計を記入すること。
- 3 「堆積物の高さ」欄は、堆積物の最高の高さを記入すること。
- 4 「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 5 「植栽等による修景措置」欄は、具体的な修景方法を記入すること。
- 6 添付書類
 - (1) 位置図（縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
 - (2) 配置図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位及び周辺の状況及び写真の撮影方向のわかるもの）
 - (3) 立面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、最高の高さ、色彩（マンセル値）等を記入したもの）
 - (4) 求積図（求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
 - (5) 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ、植栽量の計算を明記したもの）
 - (6) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよくわかるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの）

様式第3号（第2条関係）

風致地区内行為（行為変更）協議書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

電話

印

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条の規定による協議をしたい（協議した事項を変更したい）ので、次のとおり申請します。

行 為 地 （地名地番）	伊勢市		
行 為 の 種 類	(1) 建築物その他工作物の新築、改築、増築又は移転 (2) 建築物その他工作物の色彩の変更 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
行 為 の 目 的 又 は 理 由			
行 為 地 の 地 目		行 為 地 の 地 貌	
行 為 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
設 計 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称 及び代表者氏名	電話	FAX
工 事 施 行 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称 及び代表者氏名	電話	

（注）

- 1 「行為の種類」欄は、該当事項に○印を付けること。
- 2 「行為の目的又は理由」欄は、具体的に分かりやすく記入すること。
- 3 「行為地の地目」欄は、田、畑、宅地、山林、原野等の別を記入すること。
- 4 「行為地の地貌」欄は、傾斜、平坦、林地、伐採跡地等の別及び立木竹、工作物等の有無を記入すること。
- 5 様式第2号のうち行為の種類に応じて該当するものを添付すること。

様式第4号（第3条関係）

風致地区内行為（行為変更）通知書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名

印
電話

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条の規定により、次のとおり通知します。

行 為 地 （地名地番）	伊勢市		
行 為 の 種 類	(1) 建築物その他工作物の新築、改築、増築又は移転 (2) 建築物その他工作物の色彩の変更 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
行 為 の 目 的 又 は 理 由			
行 為 地 の 地 目		行 為 地 の 地 貌	
行 為 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		

（注）

- 1 「行為の種類」欄は、該当事項に○印を付けること。
- 2 「行為の目的又は理由」欄は、具体的に分かりやすく記入すること。
- 3 「行為地の地目」欄は、田、畑、宅地、山林、原野等の別を記入すること。
- 4 「行為地の地貌」欄は、傾斜、平坦、林地、伐採跡地等の別及び立木竹、工作物等の有無を記入すること。
- 5 様式第2号のうち該当するものを添付すること。

様式第5号（第4条関係）

行為完了届

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

電話
印

次のとおり行為を完了したので、伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第4条の規定により、届け出ます。

行 為 地 （地名地番）	伊勢市
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 伊勢市指令 第 号
完 了 年 月 日	年 月 日

（注）

- 1 完了した日から起算して14日以内に提出してください。
- 2 添付書類
 - (1) 完成写真（壁面後退距離、建築物等の色彩、植栽の状況がわかるもの）
 - (2) その他市長が必要と認める図書

様式に次の2様式を加える。

様式第6号（第5条関係）

風致地区内行為許可標識	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	伊勢市指令 第 号
行 為 の 期 間	年 月 日から年 月 日まで
行 為 の 種 類	
許可を受けた者の住所（所在地）及び氏名（名称及び代表	
工事施行者住所（所在地）及び氏名（名称及び代表者氏名）	電話
35 センチメートル以上	

25 センチメートル以上

様式第7号（第6条関係）

（表）

第 号	風致地区立入検査員証	所 属 職氏名 (年 月 日生)
年 月 日	伊勢市長	

9.0 センチメートル

5.5 センチメートル

（裏）

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜すい）

第7条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事等の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、規則で定める身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第 4 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 2 条に定める許可行為（以下「許可行為」という。）に係る完了の届出について適用し、施行日前に申請のあった許可行為に係る完了の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

施行規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第9号

伊勢市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める
条例施行規則

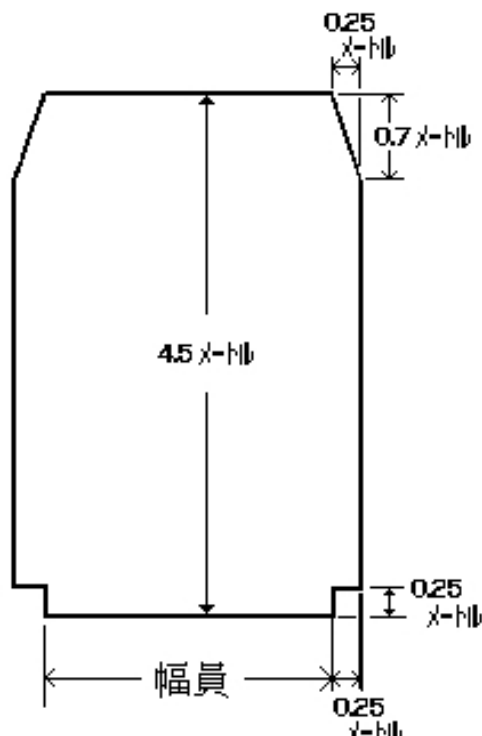
(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成25年伊勢市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

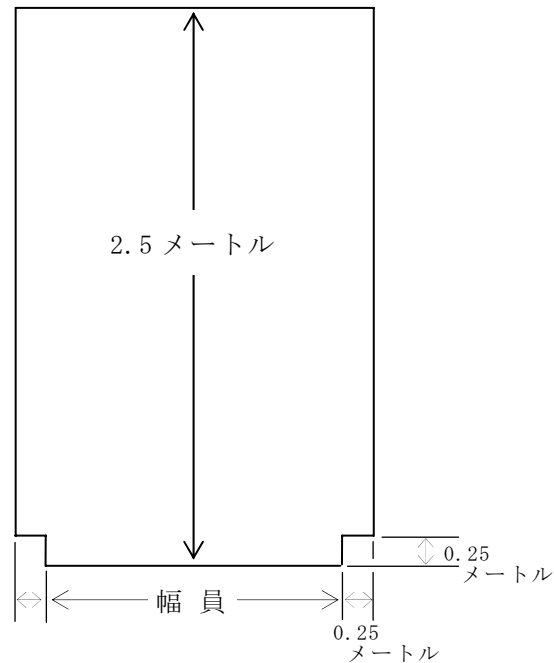
(堤防の管理用通路)

第2条 条例第11条に規定する管理用通路は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

- (1) 幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。
- (2) 建築限界は、次の図に示すところによること。



- 2 前項の規定にかかわらず、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は、2.5メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによることができる。



(床止めの設置に伴い必要となる護岸)

第3条 条例第15条に規定する護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。

(3) 河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、河岸又は堤防の高さとすること。

(4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

（床止めの設置に伴い必要となる魚道）

第4条 条例第16条に規定する魚道の構造は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。

(2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

（可動堰^{げき}の可動部が起伏式である場合における可動部の径間長の特例）

第5条 条例第19条第3項に規定する場合における可動部の径間長は、同条第2項に該当する場合を除き、ゲートの直高が2メートル以下の場合には、ゲートの縦の長さ^{たて}と横の長さ^{よこ}との比の値が10分の1となる値（15メートル未満となる場合は、15メートル）以上とすることができる。

（可動堰^{げき}の可動部のうち土砂吐き等としての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長の特例）

第6条 条例第20条第2項に規定する場合における可動部の径間長は、可動堰^{げき}の可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分（以下この条において「兼用部分以外の部分」という。）の径間長が計画高水流量に応じ、同条第1項後段に規定する値を10メートル以上超えることとなる場合又はゲートの縦の長さ^{たて}と横の長さ^{よこ}との比の値が15分の1以下となる場合においては、当該径間長を同条第1項後段に規定する値以上とすることができる。ただし、計画高水流量が1秒間

につき500立方メートル未満であり、かつ、兼用部分以外の部分の可動部の全長が30メートル未満である場合は、可動部の径間長を12.5メートル以上とすることができる。

(可動堰の可動部のゲートに作用する荷重)

第7条 条例第21条第4項の貯留水による静水圧の力は、可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面に対して垂直に作用するものとし、次の式によって計算するものとする。

$$P=W_0h_0$$

(この式において、 P 、 W_0 及び h_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 貯留水による静水圧の力(単位 1平方メートルにつき重量トン)

W_0 水の単位体積重量(単位 1立方メートルにつき重量トン)

h_0 計画湛水位に風による波浪の影響等を勘案し必要と認められる高さを加えた水位から可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面上の静水圧の力を求めようとする点までの水深(単位 メートル))

2 条例第21条第4項の地震時における可動堰の可動部のゲートの慣性力は、可動堰の可動部のゲートに水平方向に作用するものとし、次の式によって計算するものとする。

$$I=WKd$$

(この式において、 I 、 W 及び Kd は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I 地震時における可動堰の可動部のゲートの慣性力(単位 1立方メートルにつき重量トン)

W 可動堰の可動部のゲートの自重(単位 1立方メートルにつき重量トン)

Kd 第4項に規定する設計震度)

3 条例第21条第4項の地震時における貯留水による動水圧の力は、可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面に対して垂直に作用するもの

とし、適切な工学試験又は類似の可動堰の構造計算に用いられた方法に基づき定める場合を除き、次の式によって計算するものとする。

$$Pd = 0.875W_0Kd \sqrt{H_1h_1}$$

(この式において、Pd、 W_0 、Kd、 H_1 及び h_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Pd 地震時における貯留水による動水圧の力 (単位 1平方メートルにつき重量トン)

W_0 水の単位体積重量 (単位 1立方メートルにつき重量トン)

Kd 次項に規定する設計震度

H_1 計画湛水位から基礎地盤までの水深 (単位 メートル)

h_1 計画湛水位から可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面上の動水圧を求めようとする点までの水深 (単位 メートル)

- 4 可動堰の可動部のゲートの構造計算に用いる設計震度は、0.12とする。
- 5 可動堰の可動部のゲートについては、第1項から第3項までに規定するもののほか、必要に応じ、洪水時における動水圧その他のゲートに作用する荷重を計算するものとする。

(可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造)

第8条 可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造の基準は、前条に規定するもののほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) ゲートの起立時における上端の高さは、計画横断形に係る低水路の河床の高さと計画高水位との中間位以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするとき、又は治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、ゲートの起立時における上端の高さを堤内地盤高又は計画高水位のうちいずれか低い方の高さ以下とすることができる。

(2) ゲートの直高は、3メートル以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするときは、この限りでない。

(堰せきの設置に伴い必要となる護岸等)

第9条 第3条及び第4条の規定は、堰せきの設置に伴い必要となる護岸及び魚道について準用する。この場合において、これらの規定中「床止め」とあるのは、「堰せき」と読み替えるものとする。

(水門の径間長の特例)

第10条 第6条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。

この場合において、同条中「可動部」とあり、及び「可動堰せきの可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と読み替えるものとする。

(管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造)

第11条 条例第31条第2項の管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(1) 管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。

(2) 管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

(水門又は樋門ひがもんの設置に伴い必要となる護岸)

第12条 河川又は水路を横断して設ける水門又は樋門ひがもんの設置に伴い必要となる護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 水門が横断する河川に設ける護岸については、第3条各号の規定を

準用する。この場合において、同条第1号及び第3号中「床止め」とあるのは「水門」と、同条第1号中「上流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の上流側」と、「下流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の下流側」と読み替えるものとする。

- (2) 水門又は樋門が横断する河岸又は堤防に設ける護岸は、当該水門及び樋門の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第3条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「水門又は樋門」と読み替えるものとする。

(取水塔の設置に伴い必要となる護岸)

第13条 取水塔の設置に伴い必要となる護岸は、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合を除き、取水塔の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ取水塔と河岸又は堤防との距離の2分の1（条例第42条第1項の規定による基準径間長の2分の1を超えることとなる場合は、基準径間長の2分の1。10メートル未満となる場合は、10メートル）の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第3条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「取水塔」と読み替えるものとする。

(主要な公共施設に係る橋)

第14条 条例第42条第2項で定める主要な公共施設に係る橋は、次の各号に掲げるものに係る橋とする。

- (1) 全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道

- (3) 前号に規定する道路以外の道路で幅員30メートル以上のもの
(近接橋の特則)

第15条 条例第42条第4項に規定する河道内に橋脚が設けられている橋、
^{せき}堰その他の河川を横断して設けられている施設（以下この項において
「既設の橋等」という。）に近接して設ける橋（以下この条において「近
接橋」という。）の径間長は、条例第42条第1項から第3項までに規定
するところによるほか、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各
号に定めるところにより近接橋の橋脚を設けることとした場合におけ
る径間長の値とするものとする。ただし、既設の橋等の改築又は撤去が
5年以内に行われることが予定されている場合は、この限りでない。

- (1) 既設の橋等と近接橋との距離（洪水時の流心線に沿った見通し線
（以下この項において「見通し線」という。）上における既設の橋等
の橋脚、^{せき}堰柱等（以下この項において「既設の橋脚等」という。）と
近接橋の橋脚との間の距離をいう。次号において同じ。）が条例第42
条第1項の規定による基準径間長未満である場合においては、近接橋
の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上に設けること。
- (2) 既設の橋等と近接橋との距離が、条例第42条第1項の規定による
基準径間長以上であって、かつ、川幅（200メートルを超えることと
なる場合は、200メートル）以内である場合においては、近接橋の橋
脚を既設の橋脚等の見通し線上又は既設の橋等の径間の中央の見通
し線上に設けること。
- 2 前項の規定によれば近接橋の径間長が70メートル以上となる場合に
おいては、同項の規定にかかわらず、径間長を条例第42条第1項の規定
による基準径間長から10メートルを減じた値以上とすることができる。
- 3 第1項の規定によれば近接橋の流心部の径間長が70メートル以上と
なる場合においては、同項の規定にかかわらず、径間長の平均値を条例

第 42 条第 1 項の規定による基準径間長から 10 メートルを減じた値（30 メートル未満となる場合は、30 メートル）以上とすることができる。

（橋面）

第 16 条 条例第 43 条第 2 項の規則で定める橋の部分は、地覆その他流水が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分とする。

（橋の設置に伴い必要となる護岸）

第 17 条 橋の設置に伴い必要となる護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 河道内に橋脚を設けるときは、河岸又は堤防に最も近接する橋脚の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ条例第 42 条第 1 項の規定による基準径間長の 2 分の 1 の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。
- (2) 河岸又は堤防に橋台を設けるときは、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ 10 メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。
- (3) 護岸の高さについては、第 3 条第 3 号及び第 4 号の規定を準用する。
この場合において、同条第 3 号中「床止め」とあるのは、「橋」と読み替えるものとする。

（管理用通路の保全のための橋の構造）

第 18 条 条例第 45 条の管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋（取付部を含む。）の構造は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(治水上の影響が著しく小さい橋)

第 19 条 条例第 46 条第 1 項の規則で定める橋は、低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたものとする。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市社会福祉事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 10 号

伊勢市社会福祉事務委任規則等の一部を改正する規則

(伊勢市社会福祉事務委任規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市社会福祉事務委任規則（平成 17 年伊勢市規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 8 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則（平成 18 年伊勢市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第 3 条 伊勢市障害者自立支援法施行細則(平成 18 年伊勢市規則第 58 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条中「。以下「施行令」という。」及び「。以下「施行規則」という。」を削る。

第 12 条第 1 項中「更生医療」の次に「及び育成医療」を加え、同項中「自立支援医療費支給認定申請書」を「自立支援医療費（更生医療・育成医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」に改める。

第 13 条第 1 項中「自立支援医療受給者証（様式第 25 号）」を「更生医療に係るものにおいては自立支援医療受給者証（更生医療）（様式第 25

号)を、育成医療に係るものにあつては自立支援医療受給者証(育成医療)(様式第25号の2)」に改め、同条第2項中「自立支援医療受給者証及び自立支援医療費支給認定申請書」を「自立支援医療受給者証(更生医療)、自立支援医療受給者証(育成医療)及び自立支援医療費(更生医療・育成医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)」に、「自立支援医療受給者証等記載事項変更届」を「自立支援医療受給者証等記載事項変更届(更生医療・育成医療)」に改める。

様式第2号、様式第3号、様式第6号、様式第7号、様式第9号から様式第14号まで、様式第19号及び様式第21号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第23号を次のように改める。

自立支援医療費(更生医療・育成医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)				
※1				
受診者	フリガナ 受診者氏名	性別	男・女	生 年 月 日 年 月 日
	フリガナ 受診者住所	〒	電話番号	
場合のみ記入 受診者が18歳未満の	フリガナ 保護者氏名			受診者との関係
	フリガナ 保護者住所 ※2			電話番号 ※2
負担額に関する事項	受診者の被保険者証の記号及び番号	保険者名		
	保 険 の 区 分	1 健保(本人・家族) 2 国保(一般・退職本人・退職家族・その他) 3 船保(本人・家族) 4 各種共済(本人・家族) 5 後期 6 生命 7 労災 8 その他()		
	受診者と同一保険の加入者・続柄			
	該当する所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該 当・非該当
身体障害者手帳番号				
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者、デイケア事業者を含む) ※3	医療機関(薬局)名	所在地・電話番号	変更(追加)年月日	
	-----	-----	-----	
	(薬局)	-----	-----	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	
受給者番号 ※4	現在の受給者証の有効期限		年 月 日	
私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。 申請者住所 〒 申請者電話番号 申請者氏名 印 続 柄 ※5 年 月 日 (宛先)伊勢市厚生福祉事務所長				
私は、自立支援医療(更生医療・育成医療)の適正な助成のため、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月日若しくは変更(追加)年月日を上記受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※6 氏名 印				

- ※1 新規・再認定(継続申請)・変更(自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに○をする。
 ※2 受診者本人と異なる場合に記入。
 ※3 希望する医療機関、薬局名の後に()書きで(薬局)など記入する。また、原則として主たる病院、調剤を受ける薬局等はそれぞれ1箇所ずつ以内で申請(記載)すること
 ※4 受給者証をお持ちの方は、受給者証に記載されている番号記載すること。
 ※5 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
 ※6 この同意は負担上限を超えて負担しないためなど適正に助成を執行するための情報提供です。氏名欄には受給者(18歳未満の場合は保護者)の氏名をご記入ください。(自署又は記名押印)

----- ここから下の欄には記入しないでください。 -----

自治体記入欄

申請受理	前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当・非該当・非該当本人確認
	今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当・非該当・非該当本人確認
	所得確認書類	市町村民税課税証明書・市町村民税非課税証明書・標準負担額減額認定書 生活保護受給世帯の証明書・同意書による確認・その他()		
	経 由 機 関	医療機関()・施設()・その他()		
	備 考			

様式第 24 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第 25 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第25号の2（第13条関係）

（表）

自立支援医療受給者証（育成医療）			
公費負担者番号		重度かつ継続	
受給者番号			
受給者本人	住所		
	フリガナ氏名		
	性別	生年月日	
	被保険者証の記号及び番号		
	保険者名		
保護者	住所		
	フリガナ氏名	続柄	
有効期間			
自己負担上限額		階層	
上記の通り認定します。 年 月 日 伊勢市厚生福祉事務所長 印			

備考 人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口に提出してください。

（裏）

公費負担の対象となる障害	
医療の具体的方針	
指定医療機関	所在地・電話番号
	所在地・電話番号
	所在地・電話番号
	所在地・電話番号
	所在地・電話番号
	所在地・電話番号
特定疾病療養受療証	

様式第 26 号中「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療）」
を「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療・育成医療）」
に改める。

様式第 27 号を次のように改める。

補装具費（購入・修理）支給申請書

		申請日		年	月	日	
(宛先)		伊勢市厚生福祉事務所長					
		(申請者)					
		住所					
		氏名					
		対象者との続柄					
		電話					
<p>下記のとおり補装具費の支給申請（購入・修理）をいたします。 補装具費の支給申請（購入・修理）の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。</p>							
対象者	住所						
	フリガナ氏名						
	生年月日	年	月	日	性別	電話	
身体障害者手帳名	手帳番号	第	号	交付年月日	年	月	日
	障害種別				障害等級		
疾病名	<small>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)</small>						
購入・修理を受ける補装具名							
判定予定日							
希望する補装具業者	名称						
	所在地						
	電話				F A X		
該当する所得区分	生活保護 ・ 低所得 ・ 一般 ・ 一定所得以上						
世帯範囲の特例に関する認定	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。						
生活保護への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。						

様式第 28 号を次のように改める。

補 装 具 費 支 給 意 見 書

氏名	年 月 日生（ 歳）
障害名及び原因となった疾病・外傷名 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める特殊の疾病（難病等）に該当（ <input type="checkbox"/> する・ <input type="checkbox"/> しない）	
障害・疾患等の状況（注：下記補装具を必要と認める理由が明確となるよう記載する。難病患者等については、身体症状等の変動状況の日内変動等についても記載する。）	
必要と認める補装具	補装具の種目、名称
	処 方
	使用効果見込み
上記のとおり意見する 年 月 日 病院又は診療所名 所 在 地 診 療 担 当 科 名 作 成 医 師 氏 名	
印	

様式第 29 号中 「

世帯区分	1 生活保護 (2 低所得 1 3 低所得
------	-----------------------

2) 4 一般 5 一定所得以上

 を 「

世帯区分	1 生活保護 2
------	----------

低所得 3 一般 4 一定所得以上

 に改める。

様式第 30 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

判 定 依 頼 書

次の者に対する判定を依頼します。なお、判定を行われましたら、判定書を交付してくださいようお願いします。

身体障害者	氏名	(男・女) 生年月日 年 月 日			
	住所				
身体障害者手帳	交付年月日		番号		
	障害名	()			
疾患名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名)				
判定依頼事項	最近5年間の 補装具交付・ 修理の状況	年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
判定の方法	書類判定 来所判定 (来所予定 月 日)				

- (注) (1) 補装具の書類判定の場合は判定記録(及び見積書写し)を添付すること。
 (2) 電動車椅子の判定については、調査表に操作訓練結果表を添付すること。
 (3) 身障手帳と同時申請の場合は、手帳申請の診断書写しを添付すること。

様式第 36 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「口座振替依頼書」を「振込先」に改める。

様式第 37 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 4 条 伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第 5 条（見出しを含む。）中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

様式第 1 号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に、

「
居住系

<input type="checkbox"/> 共同生活介護（ケアホーム）	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）	を
<input type="checkbox"/> 施設入所支援		

「

居住系	<input type="checkbox"/> 施設入所支援	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）
-----	---------------------------------	--

」

に、「(注) 対象事業所は、共同生活援助（グループホーム）」を「(注) 対象事業所は、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）」に改める。

様式第 2 号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同様式中「共同生活介護・」を削る。

様式第 3 号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

様式第 5 号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に、

「
居住系

<input type="checkbox"/> 共同生活介護(ケアホーム)	<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)	を
<input type="checkbox"/> 施設入所支援		

居住系	<input type="checkbox"/> 施設入所支援	<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)
-----	---------------------------------	--

に、「グループホーム等入居者」を「グループホーム入居者」に改め、同様式中「、共同生活介護(ケアホーム)」を削る。

様式第10号、様式第11号及び様式第12号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

様式第15号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に、「共同生活介護、共同生活援助」を「共同生活援助」に、「共同生活介護・共同生活援助」を「共同生活援助」に改める。

(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

第5条 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則(平成24年伊勢市規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第20号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に「口座振替依頼書」を「振込先」に改める。

(伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第6条 伊勢市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年伊勢市規則第25号)の一部を次のように改正する。

本則中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生

活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第11号

伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に基づく専用水道及び簡易専用水道に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の布設工事の確認申請等)

第2条 法第32条の規定による確認の申請は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第33条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した場合 確認書（様式第2号）
- (2) 工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合又は適合するかしないかを判断することができない場合 確認不適合（不能）通知書（様式第3号）

(専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項の変更の届出)

第3条 法第33条第3項の規定による届出は、記載事項変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

(専用水道の給水開始の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、給水開始届出書（様式第5号）により行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第13条第1項に規定する水質検査の結果書の写し

(2) 法第13条第1項に規定する施設検査の報告書の写し

(専用水道の水道技術管理者の設置等の報告)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに、水道技術管理者設置（変更）報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 水道技術管理者の履歴書

(2) 水道技術管理者の資格を有することを証する書類

3 前2項の規定は、水道技術管理者を変更した場合について準用する。
(水質基準に適合しない場合の措置)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により行った水質検査（省令第15条第1項第1号イに規定する検査を除く。）の結果が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める基準に適合しないときは、直ちに、その原因の調査その他基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

2 専用水道の設置者は、前項の措置をとったときは、その結果を水質調査報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

(感染症が発生した場合の措置)

第7条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第21条第1項の規定による健康診断を行った結果、省令第16条第1項に規定する感染症の患者（病原体の保有者を含む。）があるときは、直ちに、消毒その他の衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 専用水道の設置者は、前項の措置をとったときは、その結果を健康診

断報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

（給水の緊急停止の報告）

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに、専用水道事故報告書（様式第9号）により市長に報告しなければならない。

（管理の業務委託等の届出）

第9条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、業務委託（業務委託契約失効）届出書（様式第10号）により行うものとする。

2 専用水道の管理に関する技術上の業務を委託した場合には、前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 業務委託契約書の写し
- (2) 受託水道業務技術管理者の履歴書
- (3) 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

3 専用水道の設置者は、第1項に規定する届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、業務委託変更届出書（様式第11号）により市長に報告しなければならない。

（施設使用の報告）

第10条 法第32条の規定の適用を受けることなく布設された水道が専用水道に該当することとなったときは、当該水道の設置者は、速やかに、専用水道施設使用報告書（様式第12号）により市長に報告しなければならない。

（地位の承継の報告）

第11条 専用水道の水道施設の譲渡その他の事由により専用水道の設置者の地位を承継した者は、遅滞なく、専用水道承継報告書（様式第13号）により市長に報告しなければならない。

(廃止等の届出)

第12条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したとき、若しくは休止したとき、又は専用水道に該当しなくなったときは、専用水道廃止等届出書（様式第14号）により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の設置等の届出)

第13条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を設置したときは、速やかに、簡易専用水道設置届出書（様式第15号）により市長に届け出なければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、前項に規定する届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、簡易専用水道変更届出書（様式第16号）により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の管理の検査)

第14条 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の規定により専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けた場合において、検査を行った者から特に衛生上問題があるとして市長にその旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに、市長に報告しなければならない。

(準用規定)

第15条 第8条、第11条及び第12条の規定は、簡易専用水道について準用する。この場合において、第8条中「法第34条第1項において準用する法第23条第1項」とあるのは「省令第55条第4号」と、「専用水道事故報告書（様式第9号）」とあるのは「簡易専用水道緊急停止報告書（様式第17号）」と、第11条中「専用水道承継報告書（様式第13号）」とあるのは「簡易専用水道承継報告書（様式第18号）」と、第12条中「専用水道廃止等届出書（様式第14号）」とあるのは「簡易専用水道廃止等届出書（様式第19号）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住所
氏名 印
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

専用水道布設工事設計確認申請書

専用水道の布設工事を実施したいので、水道法第32条の規定により関係書類を添えて申請します。

水 道 施 設 名		
水道事務所	名 称	
	所 在 地	

様式第2号（第2条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

伊勢市長 印

確認書

水道法第32条の規定により 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、同法第5条の規定に基づく施設基準に適合するものであることを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知します。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

確認不適合（不能）通知書

水道法第32条の規定により 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、同法第5条の規定に基づく施設基準に適合しない（適合するかどうか判断できない）ので、同法第33条第5項の規定により通知します。

水道施設	名 称	
	所 在 地	
理 由		

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
 氏名 印
 （法人又は組合の場合は、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表
 者の氏名）

記載事項変更届出書

専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項を次のとおり変更したので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

水道施設名			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
変更年月日			
変更の理由			

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名 印
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

給水開始届出書

専用水道の給水を開始するので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

水 道 施 設 名	
確認の年月日及び番号	
着 工 年 月 日	
完 成 年 月 日	
給 水 開 始 年 月 日	

添付書類

- 1 水質検査結果書の写し
- 2 水道施設検査報告書の写し

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名 印
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

水道技術管理者設置（変更）報告書

水道技術管理者を設置（変更）したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第5条の規定により関係書類を添えて報告します。

水道施設名		
確認の年月日及び番号		
水道技術管理者の氏名	変更前	
	変更後	
資格	水道法施行令第6条第1項第 号 水道法施行規則第14条第 号	
設置（変更）年月日		

添付書類

- 1 水道技術管理者の履歴書
- 2 水道技術管理者の資格を有することを証する書類

第 年 月 日 号

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名 印
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

水質調査報告書

伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第6条の規定により、水質調査の結果を次のとおり報告します。

水道施設名			
水源の種別	河川水（ダム依存を含む。）、湖水、伏流水、浅井戸、深井戸、その他（ ）		
水源名	（ ）水系（ ）		
浄水方法	消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、除鉄、除マンガン、その他（ ）		
現在給水人口		取水量	日最大 m3/日
不適合水質の状況	水質項目	測定値	採水年月日時
			年 月 日 時
			年 月 日 時
			年 月 日 時
			年間平均値
原因			
対策			

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名 印
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

健康診断報告書

水道法第34条第1項において準用する同法第21条第1項の規定による健康診断を行った結果、異常があったので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第7条の規定により次のとおり報告します。

水道施設名	
健康診断の結果	
対 策	

年 月 日

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名 印
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

専用水道事故報告書

水道法第34条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第8条の規定により次のとおり報告します。

水道施設名	水道技術管理者等氏名		
水源の種類	河川水（ダム依存を含む。）、湖水、伏流水、浅井戸、深井戸、その他（ ）		
水源名			
浄水方法	消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、除鉄、除マンガン、その他（ ）		
現在給水人口	取水量	日最大	m3/日
汚染の状況	発生日時	月 日 午前・午後～ 月 日 午前・午後	
	原因	1 工事排水（ ） 2 鉱山排水（ ） 3 家庭下水、し尿処理水	
		4 家畜し尿 5 農薬、農業排水 6 廃棄物の不法投棄（ ）	
		7 その他（具体的に ）	
		水質項目	測定値
		年 月 日 時	
		年 月 日 時	
		年 月 日 時	
		年 月 日 時	
被害状況と対応措置	1 取水停止（ 時間）		
	2 取水制限（制限率 % 時間）		
	3 給水停止（ 時間）		
	4 給水制限（制限率 % 時間）		
	5 薬品注入量の増（ ）		
	6 特殊薬品の注入（ ）		
	7 その他（ ）		
対策			

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名 印
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

業務委託（業務委託契約失効）届出書

水道の管理に関する技術上の業務の委託について、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

届出の種類別	委託開始・委託契約の失効
水道施設名	
水道技術管理業務受託者の住所及び氏名 （法人又は組合の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
受託水道業務技術管理者の氏名	
委託した業務の範囲	
契約期間	
契約が効力を失った理由	

添付書類（委託開始の場合）

- 1 業務委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者の履歴書
- 3 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名 印
〔法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名〕

業務委託変更届出書

業務委託（業務委託契約失効）届出書の記載事項を次のとおり変更したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第9条第3項の規定により届け出ます。

水道施設名			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
変更年月日			
変更の理由			

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名 印
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

専用水道施設使用報告書

設置している水道施設が専用水道に該当することになったので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

水道施設	所在地	
	名称	
布設年月		
該当するに至った年月日		
該当するに至った経過		

添付書類

水道法第33条第1項に規定する専用水道布設工事の設計確認の申請書の添付書類に準じた書類

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名 印
〔 法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

専用水道承継報告書

専用水道の設置者の地位を継承したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第11条の規定により次のとおり報告します。

水 道 施 設	所在地	
	名 称	
確認の年月日及び番号又は施設使用報告年月日		
承 継 者	住 所	
	氏 名	
被 承 継 者	住 所	
	氏 名	
承 継 年 月 日		
承 継 の 原 因		

備考 承継者及び被承継者の欄は、法人又は組合の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
 氏名 印
 （法人又は組合の場合は、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表
 者の氏名）

専用水道廃止等届出書

専用水道を廃止（休止）したので（専用水道に該当しなくなったので）、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第12条の規定により次のとおり届け出ます。

水道施設	所在地	
	名称	
確認年月日及び番号又は施設使用報告年月日		
廃止等の年月日		
廃止等の理由		

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
 氏名 印
 （法人又は組合の場合は、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表
 者の氏名）

簡易専用水道設置届出書

簡易専用水道を設置したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

簡易専用水道 設置者等	氏名				
	住所				
簡易専用水道 を設置した 構造物	名称				
	所在地				
設置 建築物	用途	構造	階数	延床面積	
				m ³	
	ビル管理法による 特定建築物の届出				有・無
受水槽	設置位置	構造	形状寸法	設置数	容量
					総容量 m ³
	有効容量 m ³				
高置水槽 圧力水槽					総容量 m ³
					有効容量 m ³
施設の 利用 状況	使用開始 年月日	一日平均 利用者数	一日平均 使用水量	受水水道名	
備考	消毒施設 有・無				

添付書類

- 1 簡易専用水道の施設の配置及び系統を明らかにした図面
- 2 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
 氏名 印
 （法人又は組合の場合は、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表
 者の氏名）

簡易専用水道変更届出書

簡易専用水道設置報告書の記載事項を次のとおり変更したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第13条の規定により届け出ます。

水道施設名			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
変更年月日			
変更の理由			

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名 印
〔法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名〕

簡易専用水道緊急停止報告書

簡易専用水道の給水を緊急停止したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第15条において準用する同規則第8条の規定により報告します。

水道施設名	
停止の期間	
停止の理由	

（宛先）伊勢市長

報告者 住所
氏名 印
〔法人又は組合の場合は、主たる
事務所の所在地、名称及び代表
者の氏名〕

簡易専用水道承継報告書

簡易専用水道の設置者の地位を継承したので、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第15条において準用する同規則第11条の規定により次のとおり報告します。

水道施設	所在地	
	名称	
設置届出年月日		
承継者	住所	
	氏名	
被承継者	住所	
	氏名	
承継年月日		
承継の原因		

備考 承継者及び被承継者の欄は、法人又は組合の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
 氏名 印
 （法人又は組合の場合は、主たる
 事務所の所在地、名称及び代表
 者の氏名）

簡易専用水道廃止等届出書

簡易専用水道を廃止（休止）したので（簡易専用水道に該当しなくなったので）、伊勢市専用水道及び簡易専用水道に関する規則第15条において準用する同規則第12条の規定により次のとおり届け出ます。

水道施設	所在地	
	名称	
設置届出年月日		
廃止等の年月日		
廃止等の理由		

伊勢市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 12 号

伊勢市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年伊勢市条例第 34 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 103 号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府、建設省令第 3 号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）において使用する用語の例による。

(車線により構成されない車道の部分)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める部分は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交差点
- (2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(舗装)

第 4 条 条例第 24 条第 2 項に規定する規則で定める基準は、次条から第 7 条までに定めるところによるものとする。

- 2 車道及び側帯の舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要が

ある場合においては、前項に定める構造とするほか、第8条に定める基準に適合する構造とするものとする。

(疲労破壊輪数)

第5条 疲労破壊輪数は、舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	疲労破壊輪数 (単位 10年につき回)
3,000以上	35,000,000
1,000以上 3,000未満	7,000,000
250以上 1,000未満	1,000,000
100以上 250未満	150,000
100未満	30,000

2 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第6条 塑性変形輪数は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	塑性変形輪数 (単位 1ミリメートルにつき回)
第3種第2級及び 第4種第1級	3,000以上	3,000
	3,000未満	1,500
その他		500

2 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を

作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

- 3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

第7条 平たん性は、2.4ミリメートル以下とするものとする。

- 2 前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(浸透水量)

第8条 浸透水量は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	浸透水量
	(単位 15秒につきミリリットル)
第3種第2級及び第4種第1級	1,000
その他	300

(交通安全施設)

第9条 条例第32条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ^{こまどめ} 駒止
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(橋、高架の道路等)

第10条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、

活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

(道路に設ける標識の寸法)

第 11 条 条例第 43 条の規則で定める寸法は、別表第 1 のとおりとする。

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

第 12 条 条例第 44 条の規則で定める基準は、別表第 2 のとおりとする。

(その他)


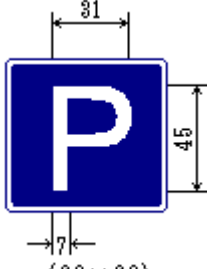

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

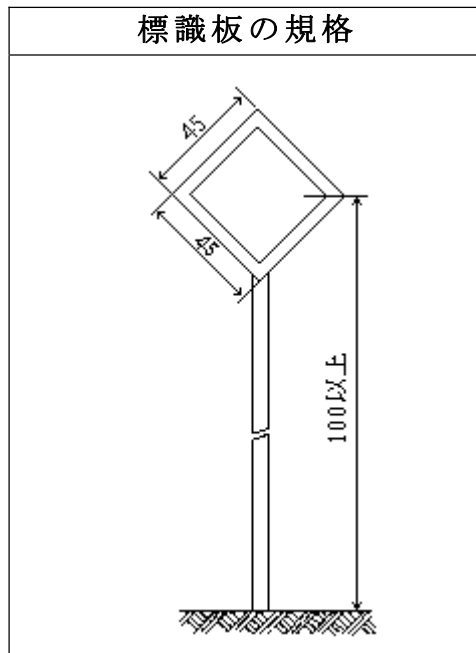
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 11 条関係)




案内標識

<p>待避所 (116 の 3)</p>	<p>駐車場 (117-A)</p>
 <p>(90×60)</p>	 <p>(60×60)</p>
<p>まわり道 (120-A)</p>	
 <p>(30×45)</p>	

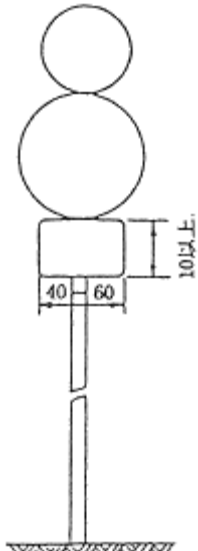

警戒標識



<p>十形道路交差点あり (201-A)</p>	<p>右（又は左）方屈曲あり (202)</p>
<p>信号機あり (208の2)</p>	<p>落石のおそれあり (209の2)</p>
<p>路面凹凸あり (209の3)</p>	<p>合流交通あり (210)</p>

<p>車線数減少 (211)</p>	<p>幅員減少 (212)</p>
	
<p>二方向交通 (212 の 2)</p>	
	

補助標識

<p>標識板の寸法</p>	<p>注意事項 510</p>
	

備考

本標識板（本標識の標示板をいう。）

1 寸法

- (1) 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。

- (2) 案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。
- (3) 「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- (4) 「駐車場」及び「まわり道」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法（(3)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

2 文字等の大きさ等

- (1) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- (2) 案内標識で、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位センチメートル)
40、50又は60	20
30以下	10

- (3) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

縁は、「待避所」及び「駐車場」を表示するものについては9ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20

分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

1 寸法

- (1) 図示の寸法を基準とする。
- (2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大、又は縮小することができる。

別表第2（第12条関係）

区 分	基 準
1 歩道等	<p>(1) 道路（自転車歩行車道を設ける道路を除く。）には、原則として歩道を設けること。</p> <p>(2) 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、原則として条例に規定する幅員の値以上とすること。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>(3) 舗装は、次に定める構造とすること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 勾配は、次に定めるとおりとすること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 横断勾配（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除く。）は1パーセント以下とすること。ただし、(3)のアただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p>

	<p>る。</p> <p>ウ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 歩道等と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）は、次に定めるとおり分離すること。</p> <p>ア 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。</p> <p>イ 歩道等（車両乗入れ部及び交差点又は横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。</p> <p>ウ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。</p> <p>(6) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、次のとおりとすること。</p> <p>ア 高さは、原則として、5センチメートルを標準とすること。ただし、交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。</p> <p>イ アの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。</p> <p>(7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートル以下とすること。</p> <p>イ アの段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とすること。</p> <p>(8) (2)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)のイに規定する勾配の基準を満たす部分の有効幅員は、原則として、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋を設けること。</p>
<p>2 立体横断 施設</p>	<p>(1) 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造の立体横断施設を設けること。</p> <p>(2) 次に定める構造のエレベーターを設けること。た</p>

だし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- ア 籠の内法幅^{のり}は、150 センチメートル以上とし、内法奥行き^{のり}は、150 センチメートル以上とすること。
- イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）の場合は、内法幅^{のり}は 140 センチメートル以上とし、内法奥行き^{のり}は 135 センチメートル以上とすること。
- ウ 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、アに定める構造のエレベーターの場合は 90 センチメートル以上とし、イに定める構造のエレベーターの場合は 80 センチメートル以上とすること。
- エ 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イに定める構造のエレベーターの場合は、この限りでない。
- オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- カ 籠内の側面には、手すりを設けること。
- キ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- ク 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- ケ 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- コ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- サ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（コに定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- シ 乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ 150 センチメートル以上とすること。
- ス 停止する階が 3 以上であるエレベーターの乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及

び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

- (3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。
- ア 有効幅員は、200 センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、100 センチメートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 二段式の手すりを両側に設けること。
 - オ 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - カ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - キ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。
 - ク 両側に、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が 250 センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
 - コ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。
- (4) (2)に定めるもののほか、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設けること。
- ア 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。
 - イ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくいものとする。
 - ウ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
 - エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

- オ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
 - カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。
 - キ 踏み段の有効幅員は、100 センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60 センチメートル以上とすることができる。
- (5) 通路は、次に定める構造とすること。
- ア 有効幅員は、200 センチメートル以上（地下横断歩道にあっては、300 センチメートル以上）とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
 - イ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合は、この限りでない。
 - ウ 二段式の手すりを両側に設けること。
 - エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - オ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - カ 両側に立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 階段は、次に定める構造とすること。
- ア 有効幅員は、150 センチメートル以上とすること。
 - イ 二段式の手すりを両側に設けること。
 - ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - エ 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - オ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - カ 階段の両側には、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - キ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

	<p>ク 階段の下面と歩道等の路面との間が、250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため、必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>ケ 階段の高さが300センチメートルを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。</p> <p>コ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は120センチメートル以上とし、その他の場合は当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
<p>3 乗合自動車停留所</p>	<p>(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>4 自動車駐車場</p>	<p>(1) 自動車駐車場には、全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車区画を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該車椅子使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>イ 区画の幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>(3) 自動車の出入口又は車椅子使用者用駐車区画を設ける階には、次に定める構造の車椅子使用者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「車椅子使用者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 当該車椅子使用者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>イ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とする等、車椅子使用者が安全かつ円滑に乘降できる構造とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>(4) 歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。</p>

ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅員は120センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合において、当該戸は、有効幅員を120センチメートル以上とする歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(5) 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口から当該車椅子使用者用駐車区画に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(6) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車椅子使用者用駐車区画が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとし、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができる。

ア 当該エレベーターのうち、1以上のエレベーターは、(5)に規定する出入口に近接して設けること。

イ 当該エレベーター（アのエレベーターを除く。）は、2の(2)のアからエまでに定める構造とすること。

ウ アのエレベーターは、2の(2)に定める構造とすること。

(7) 傾斜路は、2の(3)に定める構造とすること。

(8) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、2の(6)に定める構造とすること。

(9) 屋外に設けられる自動車駐車場の車椅子使用者用駐車区画、車椅子使用者用停車施設及び(5)に規定

する通路には、屋根を設けること。

(10) 車椅子使用者用駐車区画を設ける階に便所を設ける場合において、当該便所は、次に定める構造とすること。

ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

イ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする事。

ウ 男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器を 1 以上設けること。

エ 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれの 1 以上）の便所は、次の(ア)から(キ)までに定める構造及び設備を有するものとする事。

(ア) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直径 150 センチメートル以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120 センチメートル以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L字型手すり及び可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）が設けられていること。ただし、用途面積が 300 平方メートル未満の公共的施設（公衆便所を除く。）においては、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。

(イ) 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。

(ウ) 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(エ) 多機能便房のある便所には、その出入口付近に当該便房が設置されていることを適切な方法で表示すること。

	<p>(オ) 多機能便房内の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。</p> <p>(カ) 人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）のための汚物流しを設けた洗浄設備（ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設けること。</p> <p>(キ) (カ)に定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、オストメイトのための洗浄設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p> <p>オ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所にあつては、次の(ア)に定める基準に適合させるものとし、それ以外の便所にあつては、次の(ア)及び(イ)に定める基準に適合させるものとする。</p> <p>(ア) 次に定める構造及び設備を有する洗面器を1以上設けること。</p> <p>a カウンター埋込み式とする又は手すりを設置すること。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器については、この限りでない。</p> <p>b 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障害者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。</p> <p>(イ) 各便所に腰掛け便座及び手すりを設けた便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、当該便所内にエ(ア)から(オ)に定める構造の便房を設ける場合においては、この限りでない。</p>
<p>5 移動等円滑化のために必要なその他の施設</p>	<p>(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</p> <p>(2) (1)の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>(3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(4) 立体横断施設及び自動車駐車場における階段、傾</p>

斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路及び踊り場には点状ブロックを敷設すること。

- (5) 視覚障害者誘導用ブロックの色彩は、原則として黄色とする。
- (6) 視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- (7) 歩道等には適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (8) 歩道等及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
- (9) 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要と認められる箇所には、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第13号

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則(平成17年伊勢市規則第105号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(勤勉手当の支給額)

第4条 条例第4条第6項に規定する規則で定める額は、伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年病院事業管理規程第16号)第14条第4項の規定を準用し算定するものとする。この場合において、同項中「給与条例第28条及び前2項の規定により算定した額に管理者が別に定める額を加えた額」とあるのは、「管理者が別に定める額」とする。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第14号

住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則

住宅用家屋証明事務施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に、「第 3 項第 1 号」を「次項第 1 号」に改め、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 2 号中「市が当該照会番号等が記載された書類を提出等することにより登記事項証明書の提出」を「市が当該照会番号等」に、「、長期優良住宅普及促進法第 6 条第 5 項」を「長期優良住宅普及促進法第 6 条第 5 項」に改め、「確認済証の交付があったとみなされる場合」の次に「又は低炭素建築物について都市低炭素化促進法第 54 条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 当該家屋が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物（以下単に「低炭素建築物」という。）である場合においては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「都市低炭素化促進法施行規則」という。）別記様式第 5 による申請書の副本及び別記様式第 6 による認定通知書（都市低炭素化促進法第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画について同法第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項の規定による変更の認定を受けた場合には、都市低炭素化促進法施行規則別記様式第 7 による申請書の副本及び別記様式第 8 による認定通知書。次項第 2 号において同じ。）

第 2 条第 3 項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、同項第 7 号中「(昭和 56 年 3 月 31 日建設省告示第 816 号)」を削り、同号を同項第

8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「確認済証の交付があったとみなされる場合」の次に「又は低炭素建築物について都市低炭素化促進法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該家屋が低炭素建築物である場合においては、都市低炭素化促進法施行規則別記様式第5による申請書の副本及び別記様式第6による認定通知書

第2条第4項第4号イ中「平成13年国土交通省告示第1346号」を「日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）」に改め、同項第5号中「建築物に該当するもの」を「建物に該当するもの」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号(第 2 条関係)

(表面)

住宅用家屋証明申請書	
租税特別措置法施行令	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>(ア) 第 41 条</p> <p>特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外</p> <p>(a) 新築されたもの</p> <p>(b) 建築後使用されたことのないもの</p> <p>特定認定長期優良住宅</p> <p>(c) 新築されたもの</p> <p>(d) 建築後使用されたことのないもの</p> <p>認定低炭素住宅</p> <p>(e) 新築されたもの</p> <p>(f) 建築後使用されたことのないもの</p> </div> <div style="font-size: 4em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p>(イ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)</p>
<p>の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。</p>	
年 月 日	
(宛先)伊勢市長	
申請者	住所 氏名 印
代理人	住所 氏名 印
所在地	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	m ²
構造	造
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅

(裏面)

申請書記載要領

- 1 { } の中は、(ア)又は(イ)のうち該当するものを○印で囲み、(ア)を○印で囲んだ場合は、更に(a)から(f)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(b)、(d)又は(f)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(a)、(c)又は(e)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、(ア)(b)、(d)若しくは(f)又は(イ)を○印で囲んだ場合に関し、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「申請者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「構造」の欄は、建築後20年超25年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記載された構造を記載すること。
- 7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲むこと。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

住宅用家屋証明書	
租税特別措置法施行令	(ア) 第41条
	{ 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの }
	(イ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
の規定に基づき、下記の家屋(年 月 日 { (ウ) 新築 (エ) 取得 }) が この規定に該当するものである旨を証明します。	
申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合に記入すること。)	
備考	
年 月 日	
伊勢市長	印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 15 号

伊勢市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市都市公園条例施行規則（平成 19 年伊勢市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とし、第 2 条から第 4 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）

第 2 条 条例第 1 条の 5 の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条関係）

特定公園施設の種類	整備基準
1 園路及び広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 3 条第 1 号に規定する路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に定める構とすること。</p> <p>ア 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車止めを設ける場合において、当該車止めの相互間の間隔のうち、1 以上は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(オ) 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>イ 通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、120 センチメートル以上とすることができる。</p>

- (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (エ) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- (カ) 表面の仕上げは滑りにくいものとする。
- (キ) 歩車道は、原則として、次に定める構造とすること。
 - a 有効幅員は、原則として200センチメートル以上とすること。ただし、トンネル及び橋りょう部の区間については、この限りでない。
 - b 歩道（縁石を除く。）の車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）に対する高さは、5センチメートルを標準とする（交差点又は横断歩道において、車道等に接続する歩道の部分を除く。）。ただし、乗合自動車停留所における歩道については、乗降する車椅子使用者の利便性を考慮して、15センチメートルを標準とする。
 - c 歩道と車道等の境界は、縁石、防護柵、植樹帯等を設けること。
 - d 横断勾配は、2パーセント以下とすること。
 - e 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - f 歩道が交差点又は横断歩道において、車道等に接続する部分の縁端の段差は、2センチメートル以下とすること。
 - g fの段差に接続する歩道の部分には、車椅子使用者が静止し、又は円滑に転回することができる部分を設けること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - h 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
 - i 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - j 歩道内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋を設けること。

- (ク) 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。
- ウ 階段は、次に定める構造とすること。
 - (ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。
 - (イ) 両側に高さが80センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - (ウ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - (エ) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - (オ) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
 - (カ) 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。
 - (キ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- エ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- オ 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊り場を含む。）は、次に定める構造とすること。
 - (ア) 有効幅員は、120センチメートル（階段又は段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。
 - (イ) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - (ウ) 横断勾配は、設けないこと。
 - (エ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。
 - (オ) 両側に立ち上げ等を設けること。
 - (カ) 両側に高さが80センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側とすることができる。
 - (キ) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
- カ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック等その他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

	<p>キ 2 から 7 までに規定する特定公園施設のうち、それぞれ 1 以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 2 条第 2 項に規定する主要な公園施設に接続すること。</p>
2 屋根付 広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合において、そのうち 1 以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。</p>
3 休憩所 及び管理 事務所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所又は管理事務所を設ける場合において、当該休憩所のうち 1 以上及び管理事務所は、それぞれ次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>a 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>イ カウンターを設ける場合において、そのうち 1 以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち 1 以上は、6 のアからカまでに定める構造とすること。</p>
4 野外劇 場及び野	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合は、それぞ</p>

外音楽堂	<p>れ次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、2のアに定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口とウに規定する車椅子使用者用観覧スペース及びバに規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(カ) 表面の仕上げは滑りにくいものとする。</p> <p>(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック等その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ 収容定員が200以下の場合、当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は、当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</p> <p>エ 車椅子使用者用観覧スペースは、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上、奥行きは、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>カ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のアからカまでに定める構造とすること。</p>
5 駐車場	ア 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障

	<p>害者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車区画を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が30台未満の場合は、次の(ア)から(エ)までに定める構造）とすること。</p> <p>(ア) 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設けること。</p> <p>(イ) 区画の幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(エ) 車椅子使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>(オ) 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車椅子使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車椅子使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。</p>
6 便所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>イ 次に定める構造及び設備を有する便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直径150センチメートル以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120センチメートル以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L字型手すり及び可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）が設けられていること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の公共的施設（公衆便所を除く。）においては、車椅子使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。</p> <p>(イ) 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とし、かつ、</p>

	<p>車椅子使用者の通行に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ウ) 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(エ) 多機能便房のある便所には、その出入口付近に当該便房が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p> <p>(オ) 多機能便房内の洗面器は、車椅子使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。</p> <p>ウ 各便所に腰掛け便座及び手すりを設けた便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、当該便所内にイに定める構造の便房を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>エ 男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器を当該小便器が設けられた便所ごとに1以上設けること。</p> <p>オ 次に定める構造及び設備を有する洗面器を1以上設けること。</p> <p>(ア) カウンター埋込み式とする又は手すりを設置すること。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器については、この限りでない。</p> <p>(イ) 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障害者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。</p> <p>カ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定の適用を受けるときは、次に定める設備のある便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(ア) 人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）のための汚物流しを設けた洗浄設備（ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設けること。</p> <p>(イ) (ア)に定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、オストメイトのための洗浄設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p>
7 水飲場及び手洗場等	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場、手洗場、ベンチ及び野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のも</p>

	のとすること。
8 掲示板及び標識	<p>ア 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。</p> <p>(イ) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。</p> <p>イ 1 から 7 までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合において、そのうち 1 以上は、(ア)に定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 標識を設ける位置は、1 の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近とすること。</p> <p>(イ) 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとする。</p> <p>(ウ) 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に利用できる構造にすること。ただし、案内所、案内設備等により視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車椅子利用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。</p> <p>(オ) 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。</p>

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

伊勢市教育委員会

委員長 中 居 信 明

伊勢市教育委員会規則第3号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則
伊勢市教育委員会事務局等処務規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表教育総務課の部総務系の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、第19号を第17号とし、同項に次の1号を加える。

(18) 課の庶務に関すること。

第4条第1項の表学校教育課の部指導系の項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 通学区に関すること。

第4条第1項の表学校教育課の部指導系の項に次の1号を加える。

(11) 課の庶務に関すること。

第4条第1項の表文化振興課の部文化財系の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市史刊行物に関すること。

第5条第1項中「、教育研究所に所長を」を削り、同条第2項中「、主事、主査及び主任を、教育研究所に主幹、主事、主査及び主任を」を「、指導主事、管理主事、主査及び主任を、係に主事を」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 教育研究所に所長を、係に係長を置く。

2 必要があるときは、教育研究所に主幹、指導主事、主査及び主任を、係に主事を置くことができる。

第6条第10項及び第11項を次のように改める。

- 10 指導主事は、上司の命を受けて学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務を処理する。
- 11 管理主事は、上司の命を受けて教職員の人事管理に関する事務を処理する。
第6条中第12項を第16項とし、第11項の次に次の4項を加える。
- 12 係長は、上司の命を受けて係の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 13 主査は、上司の命を受けて所掌の事務を掌理する。
- 14 主任は、上司の命を受けて特定の業務を処理する。
- 15 主事は、上司の命を受けて特定の事務を処理する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

伊勢市教育委員会

委員長 中 居 信 明

伊勢市教育委員会規則第 4 号

語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「、語学指導等を行う外国青年招致事業により」を削る。

第 6 条及び第 7 条(見出しを含む。)中「有給休暇」を「年次有給休暇」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

伊勢市教育委員会

委員長 中 居 信 明

伊勢市教育委員会規則第 5 号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 34 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 伊勢市二見スポーツ公園の項を削る。

様式第 1 号 (その 2) を次のように改める。

(その 2) 削除

附 則

この規則は、伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正
する条例 (平成 25 年伊勢市条例第 5 号) の施行の日から施行する。

伊勢市議会事務局設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市議会議長 杉 村 定 男

議会規則第 1 号

伊勢市議会事務局設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市議会事務局設置条例施行規則（平成 17 年議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「主査を」の次に「、係に主事を」を加える。

第 6 条に次の項を加える。

6 主事は、上司の命を受けて特定の事務を処理する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市史編さん委員会規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市史編さん委員会規程を廃止する規程

伊勢市史編さん委員会規程(平成 18 年伊勢市訓令第 1 号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第2号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の(1)の表中19の項及び20の項を削り、21の項を19の項とし、22の項から28の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第2の2の(6)の表中14の項を次のように改める。

14 市税等の滞 納処分の停止			○		
--------------------	--	--	---	--	--

別表第2の2の(6)の表中16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項の次に次のように加える。

15 市税等の滞 納処分の不納 欠損処分	○				
----------------------------	---	--	--	--	--

別表第2の4の(4)の表中15の項を18の項とし、14の項を17の項とし、13の項の次に次のように加える。

14 水道関係法 令等に基づく 届出の受理				○	
15 水道関係法 令等に基づく 改善勧告		特に重要	重要	軽易	
16 水道施設等 への立入検査				○	

別表第2の5の(1)の表5の項中「特定健康診査及び特定保健指導に関すること。」を「国民健康保険特定健康診査に係る特定保健指導に関するこ

と。」に改める。

別表第2の5の(2)の表19の項中「滞納処分の停止及び不納欠損処分」を「滞納処分の停止」に改め、同表29の項を同表31の項とし、同表26の項から同表28の項までを2項ずつ繰り下げ、同表25の項中「滞納処分の停止及び不納欠損処分」を「滞納処分の停止」に改め、同項を同表26の項とし、同項の次に次のように加える。

27 後期高齢者 医療保険料の 不納欠損処分	○				
------------------------------	---	--	--	--	--

別表第2の5の(2)の表中24の項を25の項とし、20の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、19の項の次に次のように加える。

20 国民健康保 険料(税)に関 する不納欠損 処分	○				
-------------------------------------	---	--	--	--	--

別表第2の5の(3)の表中9の項を10の項とし、8の項を次のように改め、同項を9の項とする。

9 介護保険料 の不納欠損処 分	○				
------------------------	---	--	--	--	--

別表第2の5の(3)の表中7の項の次に次のように加える。

8 介護保険料 の滞納処分の 停止			○		
-------------------------	--	--	---	--	--

別表第2の5の(4)の表に次のように加える。

15	社会福祉法 人に関する定 款の認可、報告 の徴収、検査、 業務停止命令 等及び解散命 令に関するこ と。	特に重要又は 異例	重要	軽易	定例的かつ 軽易	
----	---	--------------	----	----	-------------	--

別表第2の5の(5)の表中13の項を16の項とし、4の項から12の項までを3項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4	保育料の滞 納処分				○	
5	保育料の滞 納処分の停止			○		
6	保育料の不 納欠損処分	○				

別表第2の5の(7)の表2の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「の給付」を「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付金等の支給」に改める。

別表第2の7の(1)の表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とする。

別表第2の7の(2)の表3の項中「許可申請書の進達」を「許可事項に係る事務処理」に改め、同表8の項を削り、同表9の項を同表8の項とし、

同表 10 の項から同表 16 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 の 7 の (4) の表を次のように改める。

(4) 基盤整備課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 土木施設工事に係る関係機関との協議及び通知	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 土木施設の整備推進	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

別表第 2 の 7 の (5) の表中 19 の項を削り、20 の項を 19 の項とし、21 の項から 23 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 の 7 の (6) の表中 8 の項を次のように改める。

8 土木施設の境界確認に関する事務処理				○	
---------------------	--	--	--	---	--

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成17年伊勢市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市立小学校長及び市立中学校長は、学校に配当した歳出予算(旅費及び燃料費を除く。)に係る1件10万円未満の支出負担行為及び支出命令について専決することができるものとする。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のよう
に定める。

平成 25 年 3 月 22 日

伊勢市教育委員会

委員長 中 居 信 明

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市教育委員会事務決裁規程（平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 22 日

伊勢市教育委員会

委員長 中 居 信 明

伊勢市教育委員会訓令第2号

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程(平成20年伊勢市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第16条及び第26条中「教育総務課」を「学校教育課」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第1号

伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道部処務規程(平成19年伊勢市上下水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、参事」を「又は参事」に、「及び副主任」を「又は副主任、係に主事」に改める。

第5条中第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 主事は、上司の命を受けて特定の事務を処理する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第2号

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道事務決裁規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「又は別表第3」を削る。

第6条の表参事の項中「別表第1 3の表」を「別表第1の3の表」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条関係）

管理者の決裁及び個別専決事項

1 上下水道総務課

事項	管理者	専決区分			備考
		部長	次長	課長	
1 事務分掌及び職務権限の決定	○				
2 事務改善の立案		○			
3 告示、公告及び指令に関する事。	重要	軽易			
4 職員の任免、賞罰及び給与の決定	○				
5 組織、職制及び職員の数に関する事。	○				
6 臨時職員の任免及び給与の決定				○	

7 嘱託職員の任免及び給与の決定	○				
8 時間外勤務手当の配分				○	
9 職員の勤務条件等に係る職員団体との交渉及び協定	○				
10 職員への被服の貸与				○	
11 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。				○	
12 職員安全衛生委員会の開催		○			
13 財政計画の作成	○				
14 予算執行計画の決定		○			
15 予算執行計画の変更の決定		○			
16 予算の執行管理	異例又は特に重要	重要		輕易	
17 予算原案の作成及び決算の作成	○				
18 予算の流用の決定				○	
19 予備費の充当の決	○				

定					
20 流用を制限された 予算の流用の申請	○				
21 継続費等予算繰越 しの決定	○				
22 出納取扱金融機関 に関すること。	○				
23 起債事業計画の申 請			○		
24 起債の同意又は許 可の予定額決定通知に 基づく起債の協議又は 許可申請			○		
25 長期資金の借入申 込み		○			
26 起債前貸しの借入 申込み		○			
27 一時借入金の借入 申込み		○			
28 財務統計資料の作 成				○	
29 歳入予算に定めら れた国、県等の補助金 等の交付申請		2,000万 円以上	500万円 以上 2,000万 円未満	500万円 未満	

30	歳入予算に定められた国、県等の補助金等の交付請求				○	
31	給料、手当及び法定福利費の支出の決定				○	
32	報酬、賃金、退職給与金及び報償費の支出の決定				○	
33	食糧費の支出の決定	10万円未満	5万円未満	3万円未満	1万円未満	
34	交際費の支出の決定	20万円未満				
35	償還年次表に基づく企業債の元利金の償還				○	
36	資産の受贈	特に重要	重要		軽易	
37	企業用資産の売却	50万円以上	5万円以上50万円未満		5万円未満	
38	企業用資産の交換、譲渡、撤去又は廃棄の決定	特に重要	重要		軽易	
39	企業用資産の貸付けの決定	特に重要	重要		軽易	
40	資産台帳の管理				○	

41 企業用資産に係る 保険及び共済に関する こと。				○	
42 電話の設置及び廃 止				○	
43 不用品の処分の決 定				○	
44 工事に関する入札 参加指名				設計金額 5,000万 円未満	設計金額 5,000万 円以上の ものは、 伊勢市契 約審査委 員会の審 査によ る。
45 工事に関する入札 執行				○	
46 納入物品の検収				○	
47 防火管理者の選定				○	
48 安全運転の指導				○	
49 車両の点検整備及 び保全管理				○	

(注)

- 1 「次長」を置かないときは、「次長」とあるのは「部長」と読み替えるものとする。

2 ○印は、金額による制限はなし。

2 料金課

事項	管理者	専決区分		備考
		部長	課長	
1 収納取扱金融機関に関すること。	○			
2 事業収入等の調定に関すること。			○	
3 不納欠損処分に関すること。	○			
4 水道料金及び手数料の減免の決定	基準の明確でないもの又は異例なもの		基準の明確なもの又は裁量の余地のないもの	
5 下水道使用料、受益者負担金及び区域外流入協力金（以下「下水道使用料等」という。）の減免の決定	基準の明確でないもの又は異例なもの		基準の明確なもの又は裁量の余地のないもの	
6 戻入の調定及び返納の決定			○	
7 納入通知書、督促状及び催告書の発行			○	
8 使用水量の計量及び			○	

用途の認定				
9 給水開始等諸届の受付			○	
10 水道料金等の過誤納金の還付			○	
11 給水の停止及び給水装置の切離しに関すること。	基準の明確でないもの又は異例なもの		基準の明確なもの又は裁量の余地のないもの	
12 受益者負担金の賦課対象区域の決定		○		
13 下水道使用料等の徴収猶予			○	
14 受益者の変更及び取消し			○	
15 下水道使用料等の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。			○	
16 下水道使用料等の滞納処分の停止に関すること。		○		
17 下水道使用料等の交付要求			○	

18 差押物件の管理及び 換価処分			○	
----------------------	--	--	---	--

3 上水道課

事項	管理者	専決区分		備考
		部長	課長	
1 給水装置の管理及び 水質検査の実施			○	
2 水道工事関係の道路 占用及び交通制限並び に工事手続			○	
3 給水装置の新設等の 承認			○	
4 開発の事前協議に関 すること。			○	
5 私設消火栓の使用に 関すること。			○	
6 給水違反の取締り及 び処分に関すること。	特に重要	重要	輕易	
7 加入金の減免			○	
8 工事材料の検収			○	
9 給水開始等諸届の処 理			○	
10 指定給水装置工事事 業者の指導に関すること。 と。		○		

11 指定給水装置工事事業者の届出に関すること。		○		
--------------------------	--	---	--	--

(注) 水道法（昭和32年法律第177号）第19条第2項に規定する事項に関する事務については、同条第1項に規定する水道技術管理者を決裁順序に含むこと。

4 下水道建設課

事項	管理者	専決区分		備考
		部長	課長	
1 下水道事業の計画及び実施	特に重要	重要	輕易	

5 下水道施設管理課

事項	管理者	専決区分		備考
		部長	課長	
1 排水設備及び除害施設の 신설等の承認			○	
2 排水設備及び除害施設の設置指導及び検査			○	
3 排水設備指定工事店の指定、指定の取消し及び一時停止		○		
4 排水設備及び除害施設に係る改善命令			○	
5 公共下水道への排除の停止又は制限			○	

6 公共汚水ます等の設置の承認			○	
7 排水設備等の違反の取締り及び処分に関すること。	特に重要	重要	輕易	
8 開発の事前協議に関すること。			○	
9 水洗便所改造資金の融資あっせん及び助成並びに浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助の決定			○	
10 道路、河川等の占用申請			○	

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第3号

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市上水道給水条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 貯水槽水道（第34条・第35条）」を
「第6章 貯水槽
第6章の2 布
水道（第34条・第35条）
設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準（第35条の2・第35条の3）」
に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準

（布設工事監督者の資格）

第35条の2 条例第43条の3第6号に規定する管理規程で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第43条の3第1号又は第2号に規定する卒業生であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、同条第2号に規定する卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 外国の学校において、条例第43条の3第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同条第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規

定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第35条の3 条例第43条の4第4号に規定する管理規程で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第43条の3第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 外国の学校において、条例第43条の4第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者

別記様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市水道技術管理者規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第4号

伊勢市水道技術管理者規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第19条に規定する水道技術管理者の職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 水道技術管理者は、伊勢市上水道給水条例（平成17年伊勢市条例第170号）第43条の4（伊勢市簡易水道給水条例（平成17年伊勢市条例第173号）第3条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する資格を有する者のうちから水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が任命する。

(職務)

第3条 水道技術管理者は、法第19条第2項各号に規定する職務に従事し、並びにこれらの職務に従事する他の職員について必要な技術的指導及び監督を行う。

2 水道技術管理者は、法第19条第2項第7号又は第8号に規定する措置を実施する場合は、事前に管理者に報告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で事前に管理者に報告を行うことができないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により事前に管理者に報告を行わないで法第19条第2項第7号又は第8号に規定する措置を実施した場合は、水道技術管理者は、速やかに管理者に事後の報告をしなければならない。

(補則)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市簡易水道給水条例第 3 条の規定による伊勢市上水道給水条例施行

規程の規定の技術的読替えに関する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第5号

伊勢市簡易水道給水条例第3条の規定による伊勢市上水道給水条例
施行規程の規定の技術的読替えに関する規程

伊勢市簡易水道給水条例（平成17年伊勢市条例第173号）第3条第1項
の規定により伊勢市上水道給水条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事
業管理規程第16号）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的
読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える伊勢市上 水道給水条例施行規 程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第35条の2第1号	同条第1号に規定す る卒業生にあつては 1年以上	同条第1号に規定する 卒業生にあつては6箇 月以上
	2年以上	1年以上
第35条の2第2号	最低経験年数以上	最低経験年数の2分の 1以上
第35条の2第3号	1年以上	6箇月以上
第35条の3第1号	5年以上	2年6箇月以上
	7年以上	3年6箇月以上
	9年以上	4年6箇月以上
第35条の3第2号	最低経験年数以上	最低経験年数の2分の 1以上

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第6号

伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第1号）を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「昭和34年政令第147号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第4条第1項第2号ウ及び第3号中「排水渠」を「排水渠^{きよ}」に改める。
第21条の次に次の5条を加える。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第21条の2 条例第17条の3第3号に規定する管理規程で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。次条において同じ。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
 - (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 令第6条に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が2度以下であること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項に規定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように講ずる措置)

第21条の3 条例第17条の3第5号に規定する管理規程で定める措置は、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。次項において同じ。）及び処理施設の耐震性能は、次のとおりとする。

- (1) レベル1地震動（排水施設又は処理施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該排水施設又は処理施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。）に対して、所要の

構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

- (2) レベル2地震動（排水施設又は処理施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

- 3 重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

（排水管の内径及び排水^{きよ}渠の断面積の数値）

第21条の4 条例第17条の4第1号の管理規程で定める数値は、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径の数値は、100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル）とする。
- (2) 排水^{きよ}渠の断面積の数値は、5,000平方ミリメートルとする。

（汚泥の処理に伴う排気等により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように講ずる処理施設の構造に関する措置）

第21条の5 条例第17条の5第2号に規定する管理規程で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設（汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。）に送水する導管の設置その他の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(汚泥の処理に伴う排気等により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように講ずる終末処理場の維持管理に関する措置)

第21条の6 条例第17条の7第6号に規定する管理規程で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

様式第1号中

「
年 月 日」を
「
年 月 日
に
(宛先)伊勢市長
」

改める。

様式第1号の3、様式第2号、様式第4号、様式第7号から様式第14号までの規定、様式第16号から様式第18号までの規定、様式第20号、様式第22号、様式第24号及び様式第27号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第7号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項中「国又は」及び「国の特別会計（国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第2条に規定する国の企業に係るものに限る。）に属する行政財産並びに」を削る。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の
一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 27 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

病院事業管理規程第 2 号

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程（平成24年病院事業管理規程第 7 号）の一部を改正する。

様式第 2 号中	貸与しない	
	こととなっ	
	た理由	

を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、平成24年12月 1 日から適用する。

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 3 月 28 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年11月1日病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	医療技術部	臨床工学室に勤務する職員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで	4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）	を
			遅番	午後0時から午後8時45分まで	午後4時から午後5時まで		

」

「

医療技術部	臨床工学室に勤務する職員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで	4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）	に
		遅番	午後0時から午後8時45分まで	午後4時から午後5時まで		
	リハビリテーション室に勤務する職員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで		

」

改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 17 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 25 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 25 年 3 月 26 日（火）午後 5 時

- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 平成 25 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 平成 24 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

- 4 その他
閉会後に全員協議会を開催し、伊勢市岡本町財産区が売払いをした土地に係る境界等について報告します。

伊勢市告示第 18 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 25 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 25 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

平成 25 年 4 月 1 日（月）から 4 月 30 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 19 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 25 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 25 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 20 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	御菌 57 号線	御菌町王中島字社前 869 番地先から 御菌町王中島字社前 865 番地先まで	旧	3.1～3.2	87.1
			新	5.5～5.9	87.1
市道	内宮近道線	岡本町字中之坪 387 番 5 地先から 勢田町字岩崎 613 番 5 地先まで	旧	10.8～14.2	14.6
			新	17.7～18.8	14.6
市道	神久 1 号線	神久 2 丁目 847 番地先から 神久 2 丁目 847 番 1 地先まで	旧	3.3～3.3	13.0
			新	5.5～5.5	13.0

伊勢市告示第 21 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
御菌 57 号線	御菌町王中島字社前 869 番地先から 御菌町王中島字社前 865 番地先まで	平成 25 年 3 月 26 日
内宮近道線	岡本町字中之坪 387 番 5 地先から 勢田町字岩崎 613 番 5 地先まで	平成 25 年 3 月 26 日
神久 1 号線	神久 2 丁目 847 番地先から 神久 2 丁目 847 番 1 地先まで	平成 25 年 3 月 26 日
朝熊 7 号線	朝熊町字三段ノ坂 3167 番 1 地先から 朝熊町字木賣谷 3156 番 2 地先まで	平成 25 年 3 月 26 日
茶屋 25 号線	二見町茶屋字茶屋後 57 番 3 地内から 二見町茶屋字茶屋後 79 番 2 地内まで	平成 25 年 3 月 26 日

伊勢市告示第 22 号

平成 25 年 3 月 22 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 24 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 25 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成24年度 伊勢市一般会計補正予算（第9号）

平成24年度 伊勢市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,105,313千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、45,976,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		15,900,000	150,000	16,050,000
	1 市民税	7,002,832	54,000	7,056,832
	4 市たばこ税	636,000	120,000	756,000
	7 都市計画税	1,402,000	△24,000	1,378,000
2 地方譲与税		340,001	△5,000	335,001
	1 地方揮発油譲与税	100,000	△5,000	95,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		56,000	1,451	57,451
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	56,000	1,451	57,451
10 地方特例交付金		60,000	13,217	73,217
	1 地方特例交付金	60,000	13,217	73,217
11 地方交付税		9,900,000	649,662	10,549,662
	1 地方交付税	9,900,000	649,662	10,549,662
12 交通安全対策特別交付金		21,000	△603	20,397
	1 交通安全対策特別交付金	21,000	△603	20,397
13 分担金及び負担金		1,003,376	△18,307	985,069
	1 負担金	1,003,376	△18,307	985,069
14 使用料及び手数料		375,406	△12,880	362,526
	1 使用料	315,207	△11,935	303,272
	2 手数料	60,199	△945	59,254
15 国庫支出金		6,150,327	△608,432	5,541,895
	1 国庫負担金	4,724,518	△241,107	4,483,411
	2 国庫補助金	1,381,254	△359,714	1,021,540
	3 委託金	44,555	△7,611	36,944
16 県支出金		2,894,375	△189,745	2,704,630
	1 県負担金	1,536,907	△42,241	1,494,666
	2 県補助金	1,088,010	△143,665	944,345
	3 委託金	269,458	△3,839	265,619
17 財産収入		115,730	4,246	119,976
	1 財産運用収入	26,581	△454	26,127

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 財産売払収入	89,149	4,700	93,849
18 寄附金		34,102	4,671	38,773
	1 寄附金	34,102	4,671	38,773
19 繰入金		1,835,995	△1,643,701	192,294
	1 基金繰入金	1,835,995	△1,643,701	192,294
20 繰越金		508,662	417,766	926,428
	1 繰越金	508,662	417,766	926,428
21 諸収入		554,327	52,642	606,969
	3 貸付金元利収入	22,328	△6,523	15,805
	4 受託事業収入	348	△28	320
	5 雑入	525,651	59,193	584,844
22 市債		5,927,600	79,700	6,007,300
	1 市債	5,927,600	79,700	6,007,300
歳入合計		47,081,902	△1,105,313	45,976,589

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		366,267	△4,471	361,796
	1 議会費	366,267	△4,471	361,796
2 総務費		4,644,934	386,066	5,031,000
	1 総務管理費	3,691,003	509,948	4,200,951
	2 徴税費	498,731	△28,552	470,179
	3 戸籍住民基本台帳費	300,385	△90,677	209,708
	4 選挙費	102,080	△2,693	99,387
	5 統計調査費	21,044	△1,956	19,088
	6 監査委員費	31,691	△4	31,687
3 民生費		16,464,518	△458,580	16,005,938
	1 社会福祉費	4,048,357	△42,020	4,006,337
	2 老人福祉費	3,597,960	△156,236	3,441,724
	3 児童福祉費	6,227,836	△267,499	5,960,337
	4 生活保護費	2,497,886	15,090	2,512,976
	5 人権政策費	79,224	△7,917	71,307
	6 国民年金事務費	13,255	2	13,257
4 衛生費		4,339,339	208,142	4,547,481
	1 保健衛生費	2,649,266	280,563	2,929,829
	2 清掃費	1,690,073	△72,421	1,617,652
5 労働費		255,250	△30,320	224,930
	1 労働諸費	255,250	△30,320	224,930
6 農林水産業費		1,049,825	△63,059	986,766
	1 農業費	886,228	△42,034	844,194
	2 林業費	45,579	△3,431	42,148
	3 水産業費	118,018	△17,594	100,424
7 商工費		504,768	△52,088	452,680
	1 商工費	504,768	△52,088	452,680
8 観光費		474,720	△6,762	467,958
	1 観光費	474,720	△6,762	467,958
9 土木費		5,967,230	△759,542	5,207,688

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	244,331	△5,476	238,855
	2 道路橋梁費	1,306,017	△167,280	1,138,737
	3 河川費	516,251	△106,754	409,497
	4 港湾海岸費	24,206	△356	23,850
	5 都市計画費	3,658,440	△443,281	3,215,159
	6 住宅費	217,985	△36,395	181,590
10 消防費		2,986,415	△180,095	2,806,320
	1 消防費	2,986,415	△180,095	2,806,320
11 教育費		4,720,993	△91,737	4,629,256
	1 教育総務費	982,017	5,685	987,702
	2 小学校費	551,272	△22,494	528,778
	3 中学校費	456,380	△20,427	435,953
	4 幼稚園費	175,241	△17,851	157,390
	5 社会教育費	544,038	△26,562	517,476
	6 保健体育費	2,012,045	△10,088	2,001,957
12 災害復旧費		10,635	△2,218	8,417
	2 公共土木施設災害復旧費	10,614	△2,218	8,396
13 公債費		5,247,006	△50,649	5,196,357
	1 公債費	5,247,006	△50,649	5,196,357
歳出合計		47,081,902	△1,105,313	45,976,589

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	75,400
6 農林水産業費	1 農業費	県営ため池整備事業負担金	19,900
		県営かんがい排水事業負担金	31,800
		経営体育成基盤整備事業負担金	4,400
		県営ふるさと農道整備事業負担金	3,500
		農村振興整備事業	80,000
		排水機等補修事業	26,786
		2 林業費	獣害防止事業
8 観光費	1 観光費	おもてなし推進事業	29,421
		観光振興基本計画策定事業	5,725
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	5,520
	3 河川費	排水施設維持事業	4,081
	4 港湾海岸費	県営事業負担金(港湾)	3,487
	5 都市計画費	街路施設改良事業	136,191
		県営事業負担金(街路)	14,567

変 更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
6 農林水産業費	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	補正前	30,500
			補正後	32,652
9 土木費	3 河川費	排水施設整備事業	補正前	121,226
			補正後	106,203
	5 都市計画費	市街地活性化事業	補正前	234,867
			補正後	234,406
		倉田山公園整備事業	補正前	34,216
			補正後	32,747

第 3 表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
小学校空調設備整備事業	自 平成 2 5 年度 至 平成 2 7 年度	25,678	自 平成 2 5 年度 至 平成 2 7 年度	22,166
中学校空調設備整備事業	自 平成 2 5 年度 至 平成 2 7 年度	13,510	自 平成 2 5 年度 至 平成 2 7 年度	11,340
中学校給食施設運営委託 (平成24年度債務負担行為)	自 平成 2 5 年度 至 平成 2 9 年度	410,000	自 平成 2 5 年度 至 平成 2 9 年度	367,679

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	3, 1 0 5, 5 0 0	2, 8 7 0, 1 0 0
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	4 9 6, 0 0 0	3 8 9, 7 0 0
障 害 者 支 援 施 設 整 備 事 業 債	2 8, 3 0 0	0
水 道 事 業 出 資 債	1 4 8, 2 0 0	1 3 7, 4 0 0
農 道 ・ 農 業 用 排 水 路 整 備 事 業 債	2 6, 9 0 0	0
た め 池 整 備 事 業 債	2 5, 2 0 0	3 6, 9 0 0
ふ る さ と 農 道 整 備 事 業 債	1 8, 9 0 0	1 2, 6 0 0
漁 港 整 備 事 業 債	1 3, 5 0 0	1 5, 0 0 0
海 岸 整 備 事 業 債	6, 3 0 0	4, 6 0 0
河 川 等 整 備 事 業 債	7 8, 1 0 0	5 4, 5 0 0
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	7, 7 0 0	0
消 防 施 設 整 備 事 業 債	1 9, 5 0 0	9, 2 0 0
河 川 災 害 復 旧 事 業 債	3, 5 0 0	2, 7 0 0
臨 時 財 政 対 策 債	1, 9 5 0, 0 0 0	2, 4 7 4, 6 0 0

平成24年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成24年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、198,480千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13,820,866千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		3,253,129	△57,605	3,195,524
	1 国民健康保険料	3,253,129	△57,605	3,195,524
2 国民健康保険税		1,466	155	1,621
	1 国民健康保険税	1,466	155	1,621
3 国庫支出金		3,106,914	△103,370	3,003,544
	1 国庫負担金	2,375,343	△8,414	2,366,929
	2 国庫補助金	731,571	△94,956	636,615
4 療養給付費等交付金		346,411	190,549	536,960
	1 療養給付費等交付金	346,411	190,549	536,960
5 前期高齢者交付金		3,767,228	3,401	3,770,629
	1 前期高齢者交付金	3,767,228	3,401	3,770,629
6 県支出金		740,600	△255,552	485,048
	1 県負担金	100,918	△13,987	86,931
	2 県補助金	639,682	△241,565	398,117
7 共同事業交付金		1,520,014	△185,366	1,334,648
	1 共同事業交付金	1,520,014	△185,366	1,334,648
8 財産収入		484	81	565
	1 財産運用収入	484	81	565
9 繰入金		1,088,013	△26,817	1,061,196
	1 他会計繰入金	738,013	△9,532	728,481
	2 基金繰入金	350,000	△17,285	332,715
10 繰越金		147,697	244,044	391,741
	1 繰越金	147,697	244,044	391,741
11 諸収入		47,390	△8,000	39,390
	1 延滞金、加算金及び過料	4,560	2,000	6,560
	3 雑入	42,820	△10,000	32,820
歳入合計		14,019,346	△198,480	13,820,866

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		184,635	△5,864	178,771
	1 総務管理費	155,570	△4,237	151,333
	2 賦課徴収費	28,036	△1,387	26,649
	4 趣旨普及費	622	△240	382
2 保険給付費		9,451,271	301	9,451,572
	1 療養諸費	8,352,144	301	8,352,445
3 後期高齢者支援金等		1,673,005	766	1,673,771
	1 後期高齢者支援金等	1,673,005	766	1,673,771
4 前期高齢者納付金等		1,901	△205	1,696
	1 前期高齢者納付金等	1,901	△205	1,696
6 介護納付金		722,607	△866	721,741
	1 介護納付金	722,607	△866	721,741
7 共同事業拠出金		1,562,723	△190,234	1,372,489
	1 共同事業拠出金	1,562,723	△190,234	1,372,489
8 保健事業費		206,992	△2,590	204,402
	1 特定健康診査等事業費	185,849	△417	185,432
	2 保健事業費	21,143	△2,173	18,970
9 公債費		564	△369	195
	1 公債費	564	△369	195
10 諸支出金		173,426	581	174,007
	1 償還金及び還付加算金	172,942	500	173,442
	2 基金積立金	484	81	565
歳 出 合 計		14,019,346	△198,480	13,820,866

平成24年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成24年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、22,613千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,515,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,092,463	△28,116	1,064,347
	1 後期高齢者医療保険料	1,092,463	△28,116	1,064,347
2 繰入金		1,443,949	△24,407	1,419,542
	1 一般会計繰入金	1,443,949	△24,407	1,419,542
3 繰越金		10	30,318	30,328
	1 繰越金	10	30,318	30,328
4 諸収入		2,153	△408	1,745
	1 延滞金、加算金及び過料	1	149	150
	2 雑入	2,152	△557	1,595
歳入合計		2,538,575	△22,613	2,515,962

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		62,316	△5,384	56,932
	1 総務管理費	57,655	△5,083	52,572
	2 徴収費	4,661	△301	4,360
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,473,188	△17,311	2,455,877
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,473,188	△17,311	2,455,877
4 諸支出金		2,020	82	2,102
	1 償還金及び還付加算金	2,020	82	2,102
歳 出 合 計		2,538,575	△22,613	2,515,962

平成24年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成24年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、186,990千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11,430,344千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,004千円を減額し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、30,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,350,248	△5,651	2,344,597
	1 介護保険料	2,350,248	△5,651	2,344,597
2 国庫支出金		2,672,969	△81,795	2,591,174
	1 国庫負担金	2,086,276	△137,945	1,948,331
	2 国庫補助金	586,693	56,150	642,843
3 支払基金交付金		3,108,726	△16,048	3,092,678
	1 支払基金交付金	3,108,726	△16,048	3,092,678
4 県支出金		1,428,723	198,204	1,626,927
	1 県負担金	1,337,474	197,930	1,535,404
	2 県補助金	31,201	274	31,475
5 財産収入		80	△77	3
	1 財産運用収入	80	△77	3
6 繰入金		1,644,304	△23,365	1,620,939
	1 一般会計繰入金	1,624,304	△3,365	1,620,939
	2 基金繰入金	20,000	△20,000	0
7 繰越金		35,007	113,970	148,977
	1 繰越金	35,007	113,970	148,977
8 諸収入		3,297	1,752	5,049
	1 延滞金、加算金及び過料	1	134	135
	3 雑入	3,295	1,618	4,913
歳入合計		11,243,354	186,990	11,430,344

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		251,849	△12,566	239,283
	1 総務管理費	111,081	△5,602	105,479
	3 介護認定諸費	118,480	△6,964	111,516
2 保険給付費		10,699,797	91,475	10,791,272
	1 介護サービス等諸費	10,699,797	91,475	10,791,272
3 地域支援事業費		168,380	△11,837	156,543
	1 地域支援事業費	168,380	△11,837	156,543
4 基金積立金		60,128	97,355	157,483
	1 基金積立金	60,128	97,355	157,483
6 諸支出金		41,800	22,563	64,363
	1 償還金及び還付加算金	41,800	22,563	64,363
歳 出 合 計		11,243,354	186,990	11,430,344

第 1 表 歳入歳出予算補正 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス費収入		6,112	2,507	8,619
	1 介護予防給付費収入	6,112	2,507	8,619
2 繰入金		25,319	△3,500	21,819
	1 一般会計繰入金	25,319	△3,500	21,819
3 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
4 諸収入		20	△10	10
	1 雑入	20	△10	10
歳入合計		31,452	△1,004	30,448

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		31,342	△1,004	30,338
	1 介護予防サービス事業費	31,342	△1,004	30,338
歳 出	合 計	31,452	△1,004	30,448

平成 24 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第 1 号）

平成 24 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、358 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11,151 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		7,634	△341	7,293
	1 事業収入	7,634	△341	7,293
2 県支出金		792	△18	774
	1 県補助金	792	△18	774
4 繰越金		100	1	101
	1 繰越金	100	1	101
歳入合計		11,509	△358	11,151

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		2,438	△358	2,080
	1 総務管理費	2,438	△358	2,080
歳 出 合 計		11,509	△358	11,151

平成24年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)

平成24年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、64千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、78,325千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		51,459	△7,963	43,496
	1 他会計繰入金	51,459	△7,963	43,496
4 繰越金		1	7,899	7,900
	1 繰越金	1	7,899	7,900
歳入合計		78,389	△64	78,325

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		60,659	△64	60,595
	1 総務費	16,478	△64	16,414
歳 出	合 計	78,389	△64	78,325

平成24年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

平成24年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、19,263千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、429,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		291,939	68,835	360,774
	1 事業収入	291,939	68,835	360,774
2 繰入金		157,000	△88,899	68,101
	1 一般会計繰入金	157,000	△88,899	68,101
3 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
5 諸収入		0	802	802
	1 雑入	0	802	802
歳入合計		448,940	△19,263	429,677

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業費		448,910	△19,263	429,647
	1 管理費	291,910	△19,241	272,669
	2 事業費	157,000	△22	156,978
歳 出 合 計		448,940	△19,263	429,677

平成24年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成24年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、130,301千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、71,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		2,396	5,999	8,395
	1 財産運用収入	2,395	△1,005	1,390
	2 財産売払収入	1	7,004	7,005
2 繰入金		199,312	△147,999	51,313
	1 基金繰入金	199,312	△147,999	51,313
3 繰越金		1	11,699	11,700
	1 繰越金	1	11,699	11,700
歳入合計		201,710	△130,301	71,409

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 用地取得事業費		201,710	△130,301	71,409
	1 管理費	2,396	17,699	20,095
	2 事業費	199,314	△148,000	51,314
歳 出	合 計	201,710	△130,301	71,409

平成24年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成24年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	67,890人	1,229人	69,119人
	外来	139,061人	△ 9,886人	129,175人
	健診・ドック	12,470人	△ 666人	11,804人
(3) 1日平均患者数	入院	186人	3人	189人
	外来	563人	△ 36人	527人
	健診・ドック	43人	△ 2人	41人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	5,350,647	258,882	5,609,529
第1項	医療収益	4,557,654	△ 39,474	4,518,180
第2項	健診収益	253,360	1,487	254,847
第3項	医療外収益	539,533	296,869	836,402

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	5,802,840	△ 99,783	5,703,057
第1項	医療費用	5,575,064	△ 103,909	5,471,155
第2項	健診費用	153,732	△ 8,637	145,095
第3項	医療外費用	72,944	11,583	84,527
第4項	特別損失	100	1,180	1,280

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	437,989	4,450	442,439
第4項	投資償還金	0	1,450	1,450
第5項	寄附金	0	3,000	3,000

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	383,635	△ 814	382,821
第1項	建設改良費	253,814	△ 3,814	250,000
第4項	基金積立金	0	3,000	3,000

（企業債）

第5条 補正予算（第1号）第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
CT更新（二式）	130,100	△ 100	130,000
X線TV装置更新	31,500	△ 1,500	30,000
一般撮影X線装置更新	8,400	1,600	10,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職 員 給 与 費	3,395,439	19,890	3,415,329

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(2) 資金不足改善のための補助金	167,989	295,261	463,250

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	1,170,041	△ 104,446	1,065,595

平成24年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成24年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	54,925 戸	558 戸	55,483 戸
(2) 総 給 水 量	17,202 千m ³	△19 千m ³	17,183 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	47,128 m ³	△52 m ³	47,076 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 原水施設更新事業	16,500 千円	△6,743 千円	9,757 千円
イ 配水管・施設新設及び改良事業	1,301,754 千円	△61,568 千円	1,240,186 千円
ウ 老朽管更新事業	371,124 千円	△49,471 千円	321,653 千円
エ 加圧施設更新事業	15,000 千円	△4,400 千円	10,600 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業収益	2,727,025	△6,441	2,720,584	
第1項 営業収益	2,669,215	△7,065	2,662,150	
第2項 営業外収益	56,298	768	57,066	
第3項 簡易水道収益	1,512	△154	1,358	
第4項 特別利益	0	10	10	

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	2,425,477	39,171	2,464,648
	第1項 営業費用	2,213,922	41,062	2,254,984
	第2項 営業外費用	195,415	△1,506	193,909
	第3項 簡易水道費用	6,140	△385	5,755

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,381,945千円」を「1,307,289千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	628,069	△58,436	569,633
	第2項 負担金	151,869	△47,640	104,229
	第3項 出資金	148,200	△10,800	137,400
	第4項 固定資産売却代金	0	4	4

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,010,014	△133,092	1,876,922
	第1項 建設改良費	1,737,519	△133,092	1,604,427

平成24年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成24年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排 水 戸 数	16,849 戸	△139 戸	16,710 戸
(2) 総 排 水 量	4,843 千m ³	65 千m ³	4,908 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	13,270 m ³	178 m ³	13,448 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,248,095 千円	△56,356 千円	2,191,739 千円
カ ポンプ場築造事業	230,627 千円	△15,000 千円	215,627 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 下水道事業収益	2,445,248	56,956		2,502,204
第1項 営業収益	959,916	2,748		962,664
第2項 営業外収益	1,485,332	54,208		1,539,540

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 下水道事業費用	2,495,255	△41,125		2,454,130
第1項 営業費用	1,856,270	△12,713		1,843,557
第2項 営業外費用	635,985	△28,412		607,573

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,130,576千円」を「1,068,729千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	2,757,523	△94,254	2,663,269
第1項	企業債	1,553,800	△80,200	1,473,600
第2項	負担金	264,223	△41,250	222,973
第3項	国庫補助金	939,500	27,196	966,696

単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	3,888,099	△156,101	3,731,998
第1項	建設改良費	3,025,849	△156,101	2,869,748

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	1,115,500	1,124,500
宇治・中村特環公共下水道事業	4,500	0
流域下水道事業	433,800	349,100

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計から繰入れを受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から繰入れを受ける金額	540,783	52,552	593,335

平成24年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成24年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 グループホーム事業収益	38,102 千円	806 千円	38,908 千円
第1項 営業収益	38,101 千円	806 千円	38,907 千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 グループホーム事業費用	41,441 千円	△31 千円	41,410 千円
第1項 営業費用	41,440 千円	△31 千円	41,409 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 資本的支出の予定額を次のように補正する。

支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	700 千円	△70 千円	630 千円
第1項 建設改良費	700 千円	△70 千円	630 千円

伊勢市告示第 23 号

平成 25 年 3 月 22 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 24 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 25 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成24年度 伊勢市一般会計補正予算（第10号）

平成24年度 伊勢市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,288,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、47,264,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		10,549,662	80,288	10,629,950
	1 地方交付税	10,549,662	80,288	10,629,950
15 国庫支出金		5,541,895	934,663	6,476,558
	2 国庫補助金	1,021,540	934,663	1,956,203
16 県支出金		2,704,630	44,700	2,749,330
	2 県補助金	944,345	44,700	989,045
22 市債		6,007,300	228,500	6,235,800
	1 市債	6,007,300	228,500	6,235,800
歳入合計		45,976,589	1,288,151	47,264,740

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,031,000	91,583	5,122,583
	1 総務管理費	4,200,951	91,583	4,292,534
3 民生費		16,005,938	7,509	16,013,447
	1 社会福祉費	4,006,337	6,090	4,012,427
	2 老人福祉費	3,441,724	1,419	3,443,143
6 農林水産業費		986,766	227,429	1,214,195
	1 農業費	844,194	227,429	1,071,623
9 土木費		5,207,688	578,173	5,785,861
	2 道路橋梁費	1,138,737	149,600	1,288,337
	5 都市計画費	3,215,159	399,973	3,615,132
	6 住宅費	181,590	28,600	210,190
10 消防費		2,806,320	383,457	3,189,777
	1 消防費	2,806,320	383,457	3,189,777
歳 出 合 計		45,976,589	1,288,151	47,264,740

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	いせ市民活動センター防災対策事業	4,759
		地区コミュニティセンター防災対策事業	3,136
		駐輪場整備事業	83,688
3 民生費	1 社会福祉費	ハートプラザみその等管理事業	6,090
		障害児入所施設等耐震化整備補助金	35,400
	2 老人福祉費	デイサービスセンター管理経費	1,419
6 農林水産業費	1 農業費	農道整備事業	15,000
		農業用排水路整備事業	15,000
		基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業	44,700
9 土木費	2 道路橋梁費	通学路整備事業	33,100
	5 都市計画費	街路整備事業	187,653
		公園整備事業	30,211
	6 住宅費	公営住宅整備事業	28,600
10 消防費	1 消防費	防災行政無線整備事業	192,885
		避難所等整備事業	173,772

変 更

款	項	事 業 名	区 分	金額(千円)
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成基盤整備事業負担金	補正前	4,400
			補正後	7,550
		農村振興整備事業	補正前	80,000
			補正後	229,579
9 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	補正前	1,800
			補正後	118,300
	5 都市計画費	倉田山公園整備事業	補正前	32,747
			補正後	214,856
10 消防費	1 消防費	消防本部庁舎新設事業	補正前	56,034
			補正後	72,834

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2, 8 7 0, 1 0 0	3, 0 9 8, 6 0 0

伊勢市告示第 24 号

平成 25 年 3 月 22 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 25 年度当初
予算の要領は、次のとおりです。

平成 25 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 2 5 年度 伊勢市一般会計予算

平成 2 5 年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 8, 4 2 1, 8 6 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		16,110,000
	1 市民税	6,964,692
	2 固定資産税	6,659,331
	3 軽自動車税	268,500
	4 市たばこ税	815,476
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	9,000
	7 都市計画税	1,393,000
2 地方譲与税		340,001
	1 地方揮発油譲与税	100,000
	2 自動車重量譲与税	240,000
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		40,000
	1 利子割交付金	40,000
4 配当割交付金		25,000
	1 配当割交付金	25,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000
6 地方消費税交付金		1,220,000
	1 地方消費税交付金	1,220,000
7 ゴルフ場利用税交付金		15,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000
8 自動車取得税交付金		100,001
	1 自動車取得税交付金	100,001
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		57,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	57,000
10 地方特例交付金		60,000
	1 地方特例交付金	60,000
11 地方交付税		9,760,000
	1 地方交付税	9,760,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		21,000
	1 交通安全対策特別交付金	21,000
13 分担金及び負担金		980,484
	1 負担金	980,484
14 使用料及び手数料		363,105
	1 使用料	304,674
	2 手数料	58,431
15 国庫支出金		5,974,194
	1 国庫負担金	4,664,231
	2 国庫補助金	1,273,670
	3 委託金	36,293
16 県支出金		2,743,208
	1 県負担金	1,548,351
	2 県補助金	922,215
	3 委託金	272,642
17 財産収入		40,740
	1 財産運用収入	30,655
	2 財産売却収入	10,085
18 寄附金		26,002
	1 寄附金	26,002
19 繰入金		2,733,237
	1 基金繰入金	2,733,237
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		498,090
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	1,000
	3 貸付金元利収入	12,833
	4 受託事業収入	320
	5 雑入	478,937
22 市債		7,259,800

(単位：千円)

款	項	金額
	1 市 債	7,259,800
歳 入	合 計	48,421,862

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		369,962
	1 議 会 費	369,962
2 総 務 費		4,379,854
	1 総務管理費	3,384,516
	2 徴 税 費	522,224
	3 戸籍住民基本台帳費	187,443
	4 選 挙 費	230,327
	5 統計調査費	23,722
	6 監査委員費	31,622
3 民 生 費		16,403,886
	1 社会福祉費	3,979,681
	2 老人福祉費	3,774,992
	3 児童福祉費	6,162,505
	4 生活保護費	2,399,391
	5 人権政策費	74,007
	6 国民年金事務費	13,310
4 衛 生 費		4,470,491
	1 保健衛生費	2,676,919
	2 清 掃 費	1,793,572
5 労 働 費		164,384
	1 労働諸費	164,384
6 農林水産業費		3,235,067
	1 農 業 費	3,120,569
	2 林 業 費	36,510
	3 水産業費	77,988
7 商 工 費		301,773
	1 商 工 費	301,773
8 観 光 費		689,817
	1 観 光 費	689,817
9 土 木 費		6,238,263
	1 土木管理費	226,248

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	1,427,106
	3 河川費	506,864
	4 港湾海岸費	21,196
	5 都市計画費	3,838,816
	6 住宅費	218,033
10 消防費		2,836,491
	1 消防費	2,836,491
11 教育費		3,782,379
	1 教育総務費	940,730
	2 小学校費	649,889
	3 中学校費	519,299
	4 幼稚園費	154,757
	5 社会教育費	581,508
	6 保健体育費	936,196
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,499,457
	1 公債費	5,499,457
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	48,421,862

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額(千円)	年 度	年割額(千円)
11 教育費	2 小学校費	空調設備整備事業	123,783	平成 25 年度	23,577
				平成 26 年度	100,206

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
伊勢市土地開発公社の事業 運営資金に対する損失補償	自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	2,000,000 千円 伊勢市土地開発公社が、そ の事業運営資金として借入 れた元金及び年 5.0%以 内の利子の額
市税等各種帳票及び資料 情報等作成業務委託 (平成25年度債務負担行為)	自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日	336,000 千円
行政情報システム 更新業務委託	自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	161,000 千円
緊急通報システム 管理業務委託 (平成25年度債務負担行為)	自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日	55,000 千円
いせファミリー・サポート ・センター事業運営委託 (平成25年度債務負担行為)	自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日	26,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
学校図書館運営業務委託	自 平成26年 4月 1日 至 平成29年 3月31日	74,781 千円
小学校空調設備整備事業 (平成25年度債務負担行為)	自 平成26年 4月 1日 至 平成29年 3月31日	33,226 千円
中学校空調設備整備事業 (平成25年度債務負担行為)	自 平成26年 4月 1日 至 平成29年 3月31日	5,400 千円

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2,440,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 後の利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金につ いてはその融通条 件により、銀行その 他の場合にはその 債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
水 道 事 業 出 資 債	234,000			
農道・農業用排水路 整 備 事 業 債	35,900			
た め 池 整 備 事 業 債	29,700			
土 地 改 良 事 業 債	1,968,900			
漁 港 整 備 事 業 債	1,900			
海 岸 整 備 事 業 債	4,100			
河 川 等 整 備 事 業 債	96,600			
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	18,400			
臨 時 財 政 対 策 債	2,430,000			

平成25年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成25年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,227,069千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		3,322,739
	1 国民健康保険料	3,322,739
2 国民健康保険税		789
	1 国民健康保険税	789
3 国庫支出金		3,145,949
	1 国庫負担金	2,406,811
	2 国庫補助金	739,138
4 療養給付費等交付金		325,960
	1 療養給付費等交付金	325,960
5 前期高齢者交付金		3,815,701
	1 前期高齢者交付金	3,815,701
6 県支出金		745,621
	1 県負担金	95,591
	2 県補助金	650,030
7 共同事業交付金		1,605,211
	1 共同事業交付金	1,605,211
8 財産収入		503
	1 財産運用収入	503
9 繰入金		1,249,854
	1 他会計繰入金	749,854
	2 基金繰入金	500,000
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		14,741
	1 延滞金、加算金及び過料	4,560
	2 預金利子	10
	3 雑入	10,171
歳入合計		14,227,069

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		184,712
	1 総務管理費	156,291
	2 賦課徴収費	27,392
	3 運営協議会費	407
	4 趣旨普及費	622
2 保険給付費		9,605,219
	1 療養諸費	8,447,292
	2 高額療養費	1,078,800
	3 移送費	407
	4 出産育児諸費	65,520
	5 葬祭諸費	13,200
3 後期高齢者支援金等		1,747,252
	1 後期高齢者支援金等	1,747,252
4 前期高齢者納付金等		1,017
	1 前期高齢者納付金等	1,017
5 老人保健拠出金		88
	1 老人保健拠出金	88
6 介護納付金		781,386
	1 介護納付金	781,386
7 共同事業拠出金		1,650,751
	1 共同事業拠出金	1,650,751
8 保健事業費		194,838
	1 特定健康診査等事業費	176,540
	2 保健事業費	18,298
9 公債費		402
	1 公債費	402
10 諸支出金		11,404
	1 償還金及び還付加算金	10,901
	2 基金積立金	503
11 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	14,227,069

平成25年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,566,353千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,082,383
	1 後期高齢者医療保険料	1,082,383
2 繰入金		1,481,854
	1 一般会計繰入金	1,481,854
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,106
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,105
歳入合計		2,566,353

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		57,040
	1 総務管理費	51,870
	2 徴収費	5,170
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,506,257
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,506,257
3 公債費		36
	1 公債費	36
4 諸支出金		2,020
	1 償還金及び還付加算金	2,020
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,566,353

平成25年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成25年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,830,339千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,705千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 保険事業勘定の地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定で600,000千円、介護サービス事業勘定で10,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,391,274
	1 介護保険料	2,391,274
2 国庫支出金		2,908,818
	1 国庫負担金	2,275,732
	2 国庫補助金	633,086
3 支払基金交付金		3,304,417
	1 支払基金交付金	3,304,417
4 県支出金		1,454,408
	1 県負担金	1,422,332
	2 県補助金	32,076
5 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
6 繰入金		1,770,916
	1 一般会計繰入金	1,713,438
	2 基金繰入金	57,478
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
歳入合計		11,830,339

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		252,873
	1 総務管理費	116,282
	2 徴収費	17,866
	3 介護認定諸費	118,725
2 保険給付費		11,378,662
	1 介護サービス等諸費	11,378,662
3 地域支援事業費		173,403
	1 地域支援事業費	173,403
4 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
5 公債費		20,400
	1 公債費	20,400
6 諸支出金		3,501
	1 償還金及び還付加算金	3,501
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		11,830,339

第 2 表

債務負担行為 保険事業勘定

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
介護保険事業計画策定業務委託	自 平成25年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日	6,510
地域包括支援センター運営事業 (平成25年度債務負担行為)	自 平成26年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日	204,000

第 1 表 歳入歳出予算 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス費収入		6,112
	1 介護予防給付費収入	6,112
2 繰入金		26,572
	1 一般会計繰入金	26,572
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		20
	1 雑入	20
歳入合計		32,705

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		32,595
	1 介護予防サービス事業費	32,595
2 公債費		10
	1 公債費	10
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		32,705

平成25年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成25年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,108千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		6,000
	1 事業収入	6,000
2 県支出金		773
	1 県補助金	773
3 繰入金		1,235
	1 一般会計繰入金	1,235
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		8,108

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		2,578
	1 総務管理費	2,578
2 公債費		5,530
	1 公債費	5,530
歳 出 合 計		8,108

平成 25 年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計予算

平成 25 年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 163,340 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		451
	1 分担金	451
2 使用料及び手数料		26,979
	1 使用料	26,979
3 繰入金		135,909
	1 他会計繰入金	135,909
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		163,340

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		101,142
	1 総務費	18,945
	2 維持管理費	82,197
2 公債費		62,198
	1 公債費	62,198
歳 出	合 計	163,340

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水事業 コンビニエンスストア 収納代行業務委託	自 平成26年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	36千円

平成25年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

平成25年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 537,301千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		415,000
	1 事業収入	415,000
2 繰入金		122,300
	1 一般会計繰入金	122,300
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		537,301

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 観光交通対策事業費		537,271
	1 管理費	521,671
	2 事業費	15,600
2 公債費		30
	1 公債費	30
歳 出	合 計	537,301

平成25年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成25年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201, 212千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		2,245
	1 財産運用収入	2,244
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		198,965
	1 基金繰入金	198,965
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		201,212

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 用地取得事業費		201,212
	1 管理費	2,245
	2 事業費	198,967
歳 出	合 計	201,212

平成 25 年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	322 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 75,780 人
	外 来 130,784 人
	健診・ドック 12,138 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 207 人
	外 来 536 人
	健診・ドック 42 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入		予 定 額
款 項		
第 1 款 病 院 事 業 収 益		5,783,150
第 1 項 医 業 収 益		4,858,278
第 2 項 健 診 収 益		264,508
第 3 項 医 業 外 収 益		660,264
第 4 項 特 別 利 益		100

(単位：千円)

支 出		予 定 額
款 項		
第 1 款 病 院 事 業 費 用		5,880,769
第 1 項 医 業 費 用		5,680,708
第 2 項 健 診 費 用		139,422
第 3 項 医 業 外 費 用		59,539
第 4 項 特 別 損 失		100
第 5 項 予 備 費		1,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 98,245 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 98,245 千円で補てんするものとする。)(単位：千円)

収 入		予 定 額
款 項		
第 1 款 資 本 的 収 入		407,570
第 1 項 負 担 金		65,170
第 2 項 企 業 債		310,000
第 3 項 寄 附 金		3,000
第 4 項 基 金 繰 入 金		29,400

(単位：千円)

支		出	
款	項	予	定 額
第1款	資 本 的 支 出		505,815
第1項	建 設 改 良 費		390,000
第2項	企 業 債 償 還 金		20,315
第3項	投 資		31,900
第4項	基 金 積 立 金		63,600

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療情報システム	200,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
ホロミウムヤグレーザーシステム	12,000			
治療用X線シミュレーター	48,000			
血液ガス分析装置	8,000			
デジタルマンモ撮影装置	25,000			
多人数用透析液供給装置	8,000			
腹部超音波検査装置	9,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定 額
(1)	職 員 給 与 費		3,515,230
(2)	交 際 費		1,900

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。(単位：千円)

項	目	予	定 額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金		4,262
(2)	資金不足改善のための補助金		111,417

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は1,115,158千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	医療情報システム	一 式
	治療用X線シミュレーター	一 式
	デジタルマンモ撮影装置	一 式

平成 2 5 年度 伊 勢 市 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成 2 5 年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	5 5 , 4 9 3 戸
(2) 総 給 水 量	1 7 , 0 8 0 千 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	4 6 , 7 9 4 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 原水施設更新事業	2 6 , 7 0 0
イ 配水管・施設新設及び改良事業	1 , 4 4 6 , 3 2 2
ウ 老朽管更新事業	4 0 0 , 1 5 3
エ 加圧施設更新事業	5 , 0 0 0
オ 簡易水道施設更新事業	1 0 , 0 0 0

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 水 道 事 業 収 益	2 , 6 9 9 , 7 6 0
第 1 項 営 業 収 益	2 , 6 4 3 , 2 8 6
第 2 項 営 業 外 収 益	5 5 , 1 3 6
第 3 項 簡 易 水 道 収 益	1 , 3 3 8

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 水 道 事 業 費 用	2 , 4 7 1 , 5 5 8
第 1 項 営 業 費 用	2 , 2 6 4 , 6 5 4
第 2 項 営 業 外 費 用	1 9 0 , 9 7 3
第 3 項 簡 易 水 道 費 用	5 , 9 3 1
第 4 項 予 備 費	1 0 , 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 , 3 9 1 , 7 1 2 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 収 入	8 1 5 , 5 6 3
第 1 項 企 業 債	4 0 9 , 0 0 0
第 2 項 負 担 金	1 7 2 , 5 6 3
第 3 項 出 資 金	2 3 4 , 0 0 0

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	2, 2 0 7, 2 7 5
第 1 項 建 設 改 良 費	1, 9 1 6, 7 4 8
第 2 項 償 還 金	2 9 0, 5 2 7

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
水道料金コンビニエンス ストア収納代行業務委託	自 平成 2 6 年 4 月 1 日 至 平成 2 8 年 3 月 3 1 日	3, 7 8 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	3 9 9, 0 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金、地方公 共団体金融機構資 金については、その 融通条件により、銀 行その他の場合に は、その債権者との 協定によるものと する。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借 換えすることができる。
簡易水道事業	1 0, 0 0 0			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	3 4 4, 5 4 5

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、25,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

平成25年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	17,687 戸
(2) 総 排 水 量	5,145 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	14,095 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2,646,922
イ 処理場更新事業	5,000
ウ 雨水管渠更新事業	88,043
エ ポンプ場築造事業	167,253
オ ポンプ場更新事業	84,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入		予 定 額
款 項		
第1款 下水道事業収益		2,775,582
第1項 営業収益		1,015,683
第2項 営業外収益		1,759,899

(単位 千円)

支 出		予 定 額
款 項		
第1款 下水道事業費用		2,561,701
第1項 営業費用		1,922,876
第2項 営業外費用		635,825
第3項 予備費		3,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,546,571千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)(単位 千円)

収 入		予 定 額
款 項		
第1款 資本的収入		2,830,499
第1項 企業債		1,475,100
第2項 負担金		249,399
第3項 国庫補助金		1,106,000

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	4, 3 7 7, 0 7 0
第 1 項 建 設 改 良 費	3, 1 6 6, 8 9 0
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1, 1 8 5, 0 6 8
第 3 項 受 益 者 負 担 金 返 還 金	5 5 0
第 4 項 国 庫 補 助 金 返 還 金	2 0, 0 0 0
第 5 項 諸 支 出 金	4, 5 6 2

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
平成25年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成26年4月 1日 至 平成31年3月31日	1 5 0
平成25年度水洗便所等改造資金助成金	自 平成25年4月 1日 至 平成27年3月31日	1, 1 4 0
平成25年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金	自 平成25年4月 1日 至 平成27年3月31日	1 5 0
下水道使用料コンビニエンスストア収納代行業務委託	自 平成26年4月 1日 至 平成28年3月31日	1, 2 4 5
勢田川左岸岩渕排水区桜橋第2ポンプ場機械電気設備工事委託	自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	3 6 2, 0 0 0
吹上ポンプ場長寿命化対策工事委託	自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	1 6 8, 0 0 0

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共 下水道事業	1, 3 0 9, 3 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金・特定資金 及び地方公共団体金 融機構資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者との協定 によるものとし る。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は繰上償還もし しくは低利に借 換えることができ る。
流域下水道事業	1 6 5, 8 0 0			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	261,458

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、811,972千円である。

平成25年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
入居居室数 9室

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 グループホーム事業収益	39,006千円
第1項 営業収益	39,005千円
第2項 営業外収益	1千円

支 出

第1款 グループホーム事業費用	41,403千円
第1項 営業費用	41,402千円
第2項 営業外費用	1千円

(一時借入金)

第4条 借入金の限度額は、7,000千円と定める。

伊勢市告示第 25 号

平成 25 年 3 月 22 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 25 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 25 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 25 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、12,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、48,434,562 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 市債		7,259,800	12,700	7,272,500
	1 市債	7,259,800	12,700	7,272,500
歳入合計		48,421,862	12,700	48,434,562

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		4,470,491	12,700	4,483,191
	1 保健衛生費	2,676,919	12,700	2,689,619
歳 出	合 計	48,421,862	12,700	48,434,562

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2, 4 4 0, 3 0 0	2, 4 5 3, 0 0 0

平成25年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成25年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 98,245 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 98,245 千円で補てんするものとする。）（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	407,570	50,800	458,370
第2項	企業債	310,000	38,100	348,100
第5項	出資金	0	12,700	12,700

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	505,815	50,800	556,615
第1項	建設改良費	390,000	50,800	440,800

（企業債）

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新病院建設事業	38,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金・特定資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

伊勢市告示第 26 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 6 項の規定により告示します。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

三重県津市羽所町 375 番地
百五コンピュータソフト株式会社
代表取締役 浅井 宣雄

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 取り扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グローサースチェーン株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストアイースト
愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	株式会社サークルKサンクス
東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス

神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
東京都千代田区 2 番町 8 番地 8	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久 地 665 番 1 号	株式会社ポプラ
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番 地	ミニストップ株式会社
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン

伊勢市告示第 27 号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の収納の事務を次のとおり委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項の規定により告示します。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

三重県津市羽所町 375 番地
百五コンピュータソフト株式会社
代表取締役 浅井 宣雄

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 取り扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グローサーズチェーン株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストアイースト
愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	株式会社サークルKサンクス

東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
東京都千代田区 2 番町 8 番地 8	株式会社セブン - イレブン・ジャパン
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久 地 665 番 1 号	株式会社ポプラ
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番 地	ミニストップ株式会社
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン

伊勢市告示第 28 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2 の規定に基づき、介護保険料の収納の事務を次のとおり委託したので、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 45 条の 7 第 1 項の規定により告示します。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

三重県津市羽所町 375 番地
百五コンピュータソフト株式会社
代表取締役 浅井 宣雄

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 取り扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グローサースチェーン株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストアイースト
愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	株式会社サークルKサンクス
東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス

神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
東京都千代田区 2 番町 8 番地 8	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久 地 665 番 1 号	株式会社ポプラ
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番 地	ミニストップ株式会社
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン

伊勢市告示第 29 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国民健康保険料及び国民健康保険税の収納の事務を次のとおり委託したので、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 23 第 1 項及び地方自治法施行令第 158 条の 2 第 6 項の規定により告示します。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

三重県津市羽所町 375 番地
百五コンピュータソフト株式会社
代表取締役 浅井 宣雄

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 取り扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グロースーズチェーン株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストアイースト

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	株式会社サークルKサンクス
東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
東京都千代田区 2 番町 8 番地 8	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久 地 665 番 1 号	株式会社ポプラ
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番 地	ミニストップ株式会社
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン

伊勢市告示第 30 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市営住宅、伊勢市特定公共賃貸住宅及び伊勢市小集落改良住宅の住宅使用料等の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

三重県津市羽所町 375 番地
百五コンピュータソフト株式会社
代表取締役 浅井 宣雄

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 取り扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グロースーズチェーン株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストアイースト
愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	株式会社サークル K サンクス

東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
東京都千代田区 2 番町 8 番地 8	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久 地 665 番 1 号	株式会社ポプラ
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番 地	ミニストップ株式会社
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン

伊勢市告示第 31 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 4 項の規定に基づき、
保育所保育料の収納の事務を次のとおり委託したので、児童福祉法施行令
（昭和 23 年政令第 74 号）第 44 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

三重県津市羽所町 375 番地
百五コンピュータソフト株式会社
代表取締役 浅井 宣雄

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 取り扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グローサーズチェーン株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストアイースト
愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	株式会社サークルKサンクス
東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス

神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
東京都千代田区 2 番町 8 番地 8	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久 地 665 番 1 号	株式会社ポプラ
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番 地	ミニストップ株式会社
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン

伊勢市告示第 32 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号)第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成24年度伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

※なお、国・類似団体等の比較資料が提供されていないので、現在は空白になっています。
資料が提供され次第、掲載いたします。

目次	1
1 定数の適正化の状況	2
2 職員の任免及び職員数に関する状況	2 ~ 3
(1) 職員採用状況（H23. 4. 2～H24. 3. 31）（H24. 4. 1）		
(2) 職員退職状況		
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由		
(4) 年齢別職員構成の状況		
(5) 職員数の推移		
3 職員の給与の状況	4 ~ 14
(1) 人件費の状況		
(2) 職員給与費の状況		
(3) ラスパイレス指数の状況		
(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況		
(5) 職員の初任給の状況		
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況		
(7) 一般行政職の級別職員数の状況		
(8) 職員の手当の状況		
(9) 特別職の報酬等の状況		
(10) 公営企業職員の状況		
(I) 水道事業		
(II) 下水道事業		
(III) 病院事業		
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	15
(1) 勤務時間		
(2) 休暇制度		
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	15
(1) 分限処分の状況		
(2) 懲戒処分の状況		
6 職員のサービスの状況	15
7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	16
(1) 研修実施状況		
(2) 職員の勤務評定の実施状況		
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	16
(1) 健康に関すること		
(2) その他の福利厚生		
9 公平委員会の報告	16

1 定員の適正化の状況

市では、「最小の職員数で、最大の効果をあげる」ことを目的に、定員管理の取り組みを進めています。この取り組みは、総職員数を最小限に抑え、部門ごとに適切な職員を配置することにより、住民負担を抑制しながら、貴重な人材を活用しようとするものです。

定員の適正化については、平成20年度に策定した「伊勢市定員管理計画」に基づき、総職員数（消防・病院・伊勢広域環境組合派遣職員を除く）の削減に取り組んでおり、平成25年4月までの5年間で、職員165人の削減を目標としています。

なお、平成24年4月1日現在で、144人を削減しました。

2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用状況（平成23年度中途採用者数）

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	0	0	0
教 育	0	0	0
病 院	7	3	10
消 防	0	0	0
合 計	7	3	10

(平成24年4月1日採用者数)

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	14	0	14
教 育	1	4	5
病 院	7	7	14
消 防	9	0	9
合 計	31	11	42

(2) 職員退職状況（平成23年度退職者数）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
一般行政など	16	9	10	35
教 育	2	1	5	8
病 院	2	4	25	31
消 防	5	3	1	9
合 計	25	17	41	83

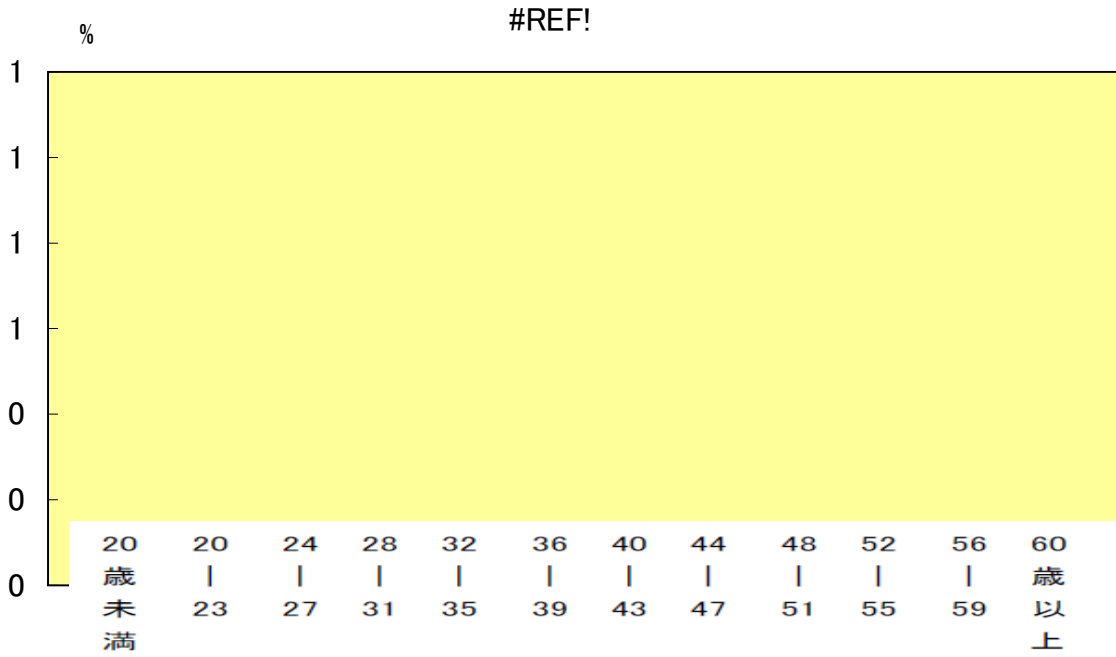
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成23年		
一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減 ・機構改革による組織の見直し
	総 務	155	154	1	
	税 務	53	52	1	
	民 生	193	198	▲ 5	
	衛 生	105	116	▲ 11	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	24	25	▲ 1	
	商 工	25	26	▲ 1	
土 木	94	97	▲ 3		
	小 計	657	676	▲ 19	
特 別 行 部 政 門	教 育	131	138	▲ 7	・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減
	消 防	189	189	0	
	小 計	320	327	▲ 7	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	315	320	▲ 5	・医師・看護師などの退職による減
	水 道	39	36	3	
	下 水 道	36	38	▲ 2	
	そ の 他	44	45	▲ 1	
	小 計	434	439	▲ 5	
合 計		1,411	1,442	▲ 31	

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 28	人 83	人 124	人 195	人 182	人 193	人 135	人 155	人 166	人 146	人 3	人 1,411

(5) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		804	777	740	709	676	657	▲ 147 (▲ 18.3%)
教育		154	151	149	147	138	131	▲ 23 (▲ 14.9%)
消防		172	184	185	189	189	189	17 (9.9%)
普通会計		1,130	1,112	1,074	1,045	1,003	977	▲ 153 (▲ 13.5%)
公営企業等会計		487	486	475	456	439	434	▲ 53 (▲ 10.9%)
総合計		1,617	1,598	1,549	1,501	1,442	1,411	▲ 206 (▲ 12.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	人件費	人件費率	(参考)
	(平成24年3月31日)	A	B	B/A	平成22年度人件費率
23年度	人 131,906	千円 43,919,447	千円 8,495,322	% 19.3	% 19.6

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 998	千円 3,776,530	千円 683,197	千円 1,356,946	千円 5,816,673	千円 5,828

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	伊勢市	類似団体平均	全国市平均
ラスパイレス指数	107.2		

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。なお、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置後の数値と比較しています。
2 ラスパイレス指数は、国家公務員と学歴別、経験年数別に比較した数値です。

(4) 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	41.8 歳	326,252 円	386,904 円	353,899 円
三重県	43.2 歳	337,318 円	444,153 円	— 円
国	歳	円	— 円	円
類似団体	歳	円	円	円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	49.2	156人	333,629円	359,210円	348,809円
うち用務員	53.5	19人	358,016円	378,998円	378,072円
うち清掃職員	46.6	60人	328,786円	368,609円	348,920円
うち学校給食調理員	50.6	40人	338,923円	346,348円	346,348円
三重県	47.9	—	334,372円	392,256円	—円
国					
類似団体					

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

◎技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組みについて

○給料等の公表

- ・技能労務職員等の給料等を、細分化した職種別に公表する。
- ・三重県・国・類似団体と比較し、公表する。

○給料表の適用

平成18年7月より、技能労務職給料表（国・行政職二表）を導入し、給料表の運用の適正化に努めた。

○人員について

平成15年度より新規職員の採用を控えており、業務委託や指定管理者制度なども含め、人員の適正化に努める。

(参考：民間データ)

職 種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理 業務従業員	44.7	288.2千円
調理士	43.1	266.0千円
用務員	53.5	206.6千円

※民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータです。

※数値については平成21年～23年までの3ヶ年平均したものです。

※業務内容・雇用形態(年数)等において完全に一致するものではありません。

(6) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	144,500 円	—
消 防 職	大学卒	191,600 円	—	—
	高校卒	161,600 円	—	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	257,933 円	299,100 円	345,525 円
	高校卒	233,400 円	273,400 円	310,800 円

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	12 人	2.6 %
2 級	職 員	43 人	9.2 %
3 級	職 員	196 人	42.1 %
4 級	係 長	95 人	20.4 %
5 級	課長補佐	40 人	8.6 %
6 級	課 長	57 人	12.2 %
7 級	部 長	23 人	4.9 %
合 計		466 人	100.0 %

- (注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(9) 職員の手当の状況(一般会計)

① 期末手当・勤勉手当

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,360 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,604 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) — 千円
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) 支給割合は平成23年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

②退職手当(平成24年4月1日現在)

伊勢市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算) 1人当たり平均支給額(自己都合) 4,520千円 (勸奨・定年) 25,437千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)

(注) 1 旧三町村職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成23年度の状況を掲載しています。

③特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)	28,133 千円		
支給職員1人あたり平均支給年額(平成23年度決算)	30,089 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)	48.0 %		
手当の種類(手当数)	9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	産業支援課職員 維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合	1回につき 300円
		消防業務に緊急出動した場合	
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00～5:00)	
災害時出動手当	全職員	救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
		災害時の召集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の召集 日額 1,000円 災害時屋外作業日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

④時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	228,737 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	251 千円

⑤その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の1人目 11,000円 16～22歳の子、孫に対し 5,000円加算 	同じ		118,426 千円	242,676 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 家賃12,000円以下 支給無し 12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) 23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 55,000円以上 支給額 27,000円 	同じ		33,402 千円	295,593 円
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)	同じ		53,938 千円	67,291 円
	交通用具(自転車等)利用者 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,000円 15～20km未満 7,900円 20～25km未満 8,800円 25～30km未満 9,700円 30～35km未満 10,600円 35～40km未満 11,500円 40～45km未満 12,400円 45～50km未満 13,300円 50～55km未満 14,200円 55～60km未満 15,100円 60km以上 16,000円	異なる	交通用具利用者 2km未満 …支給無し 2～5km未満 …2,000円 5～10km未満 …4,100円 10～15km未満 …6,500円 15～20km未満 …8,900円 20～25km未満 …11,300円 25～30km未満 …13,700円 30～35km未満 …16,100円 35～40km未満 …18,500円 40～45km未満 …20,900円 45～50km未満 …21,800円 50～55km未満 …22,700円 55～60km未満 …23,600円 60km以上 …24,500円		
休日給	<ul style="list-style-type: none"> 休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) 時間外勤務単価 × 135/100 	同じ		59,239 千円	604,480 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき 時間外勤務単価 × 25/100 	同じ		30,002 千円	208,347 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 部長 月額 69,000円 次長・参事 月額 55,000円 課長 月額 49,000円 副参事 月額 40,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	53,027 千円	576,380 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき <ul style="list-style-type: none"> 課長職1回 7,000円 部長職1回 8,500円 (6時間超の場合は150/100を乗じる)	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	2,842 千円	24,713 円

(10) 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副 市 長	780,000 円	円/ 円
報酬	議 長	564,000 円	円/ 円
	副 議 長	506,000 円	円/ 円
	議 員	448,000 円	円/ 円
期末手当	市 長	(平成23年度支給割合) 3.95 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	3.95 月分	・役職加算 20%
	議 長	(平成23年度支給割合) 2.95 月分	・役職加算 20%
	副 議 長	2.95 月分	・役職加算 20%
	議 員	2.95 月分	・役職加算 20%
退職手当	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎

(注) 1 期末手当の支給割合は、平成23年度改定後の割合を表示しています。

(10) 公営企業職員の状況

(I) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
	千円	千円	千円	%	%
23年度	2,228,720	427,623	405,190	18.2	16.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	38人	156,527千円	22,031千円	56,785千円	235,343千円	6,193千円

(注) 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	47.9 歳	366,289 円	523,459 円
全国市町村平均	歳	円	円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成23年度の決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成23年度)				1人当たり平均支給額(平成23年度)			
1,494千円				1,360千円			
(平成23年度支給割合)				(平成23年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.60 月分	1.35 月分		計	2.60 月分	1.35 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) 支給割合は平成23年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(一般会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		退職者なし	1人当たり平均支給額 (自己都合)		4,520千円
		(勸奨・定年) 21,200千円			(勸奨・定年) 25,437千円

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成22年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		1,072 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		39,685 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		71.0 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	8,024 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	229 千円

オ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	6,143 千円	211,845 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	2,455 千円	306,975 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	2,700 千円	71,044 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	1,900 千円	633,340 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	7 千円	7,000 円

(II) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	2,337,924	△90,213	273,290	11.7	12.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	35人	126,128千円	19,776千円	46,550千円	192,454千円	5,499千円

(注) 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	39.2 歳	315,630 円	469,590 円
全国市町村平均	歳	円	円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成23年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,330千円				1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,360千円			
(平成23年度支給割合)				(平成23年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.60 月分	1.35 月分		計	2.60 月分	1.35 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) 支給割合は平成23年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

伊 勢 市(下水道事業)			伊 勢 市(一般会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		退職者なし	1人当たり平均支給額 (自己都合)		4,520千円
		(勸奨・定年) 13,540千円			(勸奨・定年) 25,437千円

(注) 1 旧三町村職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人あたりの平均支給額については平成23年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)	64 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	16,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	11.4 %		
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	滞納整理業務を行った場合	日額 400円

エ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	7,411 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	239 千円

オ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			5,306 千円	265,300 円
住居手当	一般会計に同じ			2,002 千円	235,563 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,449 千円	72,024 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,488 千円	622,005 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			56 千円	14,000 円

(III) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	5,612,758	△ 345,237	3,293,743	58.7	58.2

イ 決算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	315人	1,261,126千円	467,348千円	464,273千円	2,192,747千円	6,961千円

(注) 1 職員手当にはこども手当及び退職手当を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		平均年 齢	基本給	平均月収額
伊勢市 (病院事業)	医 師	42.6 歳	560,443 円	1,332,982 円
	看護師	41.2 歳	318,471 円	415,526 円
	事務職	41.6 歳	332,497 円	530,838 円
全国市町村平均	医 師	43.6 歳	568,024 円	1,362,558 円
	看護師	37.8 歳	289,210 円	458,998 円
	事務職	44.3 歳	345,719 円	527,590 円

(注) 1 基本給は、給料月額、地域手当及び扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成23年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成23年度)				1人当たり平均支給額(平成23年度)			
1,474千円				1,435千円			
(平成24年度支給割合)				(平成23年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.60 月分	1.35 月分		計	2.60 月分	1.35 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)				職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)			

(注) 支給割合は平成24年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当

伊勢市(病院事業)			伊勢市(一般会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		1,627千円	1人当たり平均支給額 (自己都合)		4,520千円
		(勸奨・定年) 28,384千円			(勸奨・定年) 25,437千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した病院及び伊勢市全職種に支給された平均額を掲載しています。

ウ 地域手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		35,791 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		941,877 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	15 %	38 人	3~18 %

(注) 上記支給実績等は平成23年度、支給対象等は平成24年度の状況です。

エ 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		186,823 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算、医師・看護師含む)		593,088 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		14種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長	月額 140,000円
		医療部長及び健診センター長	月額 130,000円
		医長	月額 120,000円
		副医長	月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学調査及び研究に従事する場合で大学卒業後2年を経過した者	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師	臨床検査、手術、人工透析業務等に従事した場合	日額 400円
	看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員	看護補助、健診センター、事務部業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師及び診療放射線技師	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師及び准看護師	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 3,300円
待機手当	医師及び歯科医師、医療技術職、看護師	救急患者等に対処するため、自宅待機をした場合	待機の時間が8時間未満 待機1回 600円 待機の時間が8時間以上 待機1回 1,200円
変則勤務手当	健診センター職員	人間ドック等に従事する職員で土曜日に当該業務に従事した場合	日額 300円
	手術室又は栄養管理課に勤務する職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当したとき	
救急診療手当	医師及び歯科医師	当直中に救急患者の診療に従事したとき	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けたとき	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事したとき	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	130,908 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	396 千円
支給実績(23年度決算)	123,673 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	415 千円

カ その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			28,478 千円	239,313 円
住居手当	一般会計に同じ			18,721 千円	322,776 円
通勤手当	一般会計に同じ			18,038 千円	68,848 円
管理職手当	一般会計に同じ (ただし、副院長は146,400円、医療部長及び健診センター長は90,000円)			14,395 千円	846,759 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			536 千円	31,544 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			24,025 千円	170,391 円
宿日直手当	医師 1回 平日20,000円 休日25,000円 月3回以上30,000円 その他 1回 5,900円	異	医師 1回 20,000円 その他 1回 5,900円	16,868 千円	251,757 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成23年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	14	14
教 育	0	0	3	3
合 計	0	0	17	17

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（平成23年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	0	1	0	1
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

6 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修実施状況（平成23年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
課長職研修	50	2
課長補佐級・係長級研修	144	3
新規採用職員研修（採用時研修）	7	5
新規採用職員研修（事業創造研修）	7	2
新規採用職員研修（総合案内研修）	5	5
新規採用職員研修（ごみ資源収集体験研修）	5	2
新規採用職員研修（道路維持パトロール研修）	5	3
新規採用職員研修（福祉施設体験研修）	5	4
副主任研修	5	1
技能労務職員研修	63	2
目からうろこ研修	387	3
人材育成等アドバイザー研修	72	1
英会話研修	30	6
人材育成カレッジ	1,201	52
計	1,986	

②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
三重県自治会館組合	68
自治大学校	1
市町村アカデミー	3
国際文化アカデミー	3
日本経営協会（NOMA）	25
三重県地方自治研究センター	21
その他研修	10
合 計	131

(2) 職員の勤務評定の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (平成23年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	4,295千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

9 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（平成23年度実績）

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢北部土改第1選区選挙長告示第1号

平成25年3月28日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第1選挙区における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成25年3月22日

伊勢北部土地改良区総代選挙

第1選挙区選挙長 中西 輝美

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	3.22	本人	おおにし すずむ 大西 進	男	伊勢市植山町19番地	S 26. 4. 3	61	無所属	農業
2	3.22	本人	おおにし ひろかつ 大西 洋勝	男	伊勢市植山町47番地	S 18. 9. 8	69	無所属	農業
3	3.22	本人	かどや しゅういち 角谷 庄一	男	伊勢市植山町33番地2	S 14. 1. 1	74	無所属	農業
4	3.22	本人	かどや まさひろ 角谷 政博	男	伊勢市植山町54番地	S 14. 2. 15	74	無所属	農業
5	3.22	本人	きたがわ いちろう 北河 一郎	男	伊勢市植山町317番地	S 24. 5. 26	63	無所属	農業
6	3.22	本人	さかもと いわお 坂本 岩男	男	伊勢市植山町576番地	S 24. 5. 17	63	無所属	農業
7	3.22	本人	すぎうら たけぞう 杉浦 健三	男	伊勢市植山町59番地	S 29. 1. 29	59	無所属	農業
8	3.22	本人	たばた けいひこ 田畑 萌彦	男	伊勢市植山町56番地	S 36. 5. 23	51	無所属	農業
9	3.22	本人	たけの けいひこ 梶野 嘉彦	男	伊勢市西豊浜町1530番地	S 35. 7. 5	52	無所属	農業
10	3.22	本人	ひろがき いつお 廣垣 逸夫	男	伊勢市西豊浜町1604番地	S 29. 1. 6	59	無所属	農業
11	3.22	本人	ひろがき としまさ 廣垣 嘉正	男	伊勢市西豊浜町4759番地5	S 18. 11. 9	69	無所属	農業
12	3.22	本人	ささき けいじ 佐々木 茂則	男	伊勢市西豊浜町3668番地	S 37. 3. 24	51	無所属	会社員兼農業
13	3.22	本人	ささき ひろみ 佐々木 廣美	男	伊勢市西豊浜町3667番地	S 38. 3. 1	50	無所属	会社員兼農業
14	3.22	本人	ささき てつや 佐々木 徹也	男	伊勢市西豊浜町3044番地	S 44. 12. 14	43	無所属	農業

伊勢北部土改第1選挙区選挙長告示第2号

平成25年3月28日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第1選挙区において、
届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は
行いません。

平成25年3月22日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 中西 輝美

伊勢北部土改第1選区選挙長告示第3号

平成25年3月28日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第1選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成25年3月22日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 中西 輝美

記

- | | | |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成25年3月28日（木）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市有滝町2638番地
有滝町民会館 |

伊勢北部土改第2選区選挙長告示第1号

平成25年3月28日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第2選挙区における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成25年3月22日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 有田 宏

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	3.22	本人	岡村 正義	男	伊勢市有滝町2777番地	S16. 5. 6	71	無所属	農業
2	3.22	本人	高橋 猛和	男	伊勢市有滝町531番地	S22. 11. 23	65	無所属	農業
3	3.22	本人	辻 武久	男	伊勢市有滝町2059番地	S18. 8. 13	69	無所属	会社員兼農業
4	3.22	本人	中村 勝	男	伊勢市有滝町2060番地	S 9. 2. 11	79	無所属	農業
5	3.22	本人	中村 雅行	男	伊勢市有滝町3330番地	S22. 5. 15	65	無所属	農業
6	3.22	本人	中村 芳和	男	伊勢市有滝町259番地	S 9. 6. 19	78	無所属	農業
7	3.22	本人	濱口 恵一	男	伊勢市有滝町1882番地1	S26. 5. 4	61	無所属	会社員兼農業
8	3.22	本人	濱口 敏孝	男	伊勢市有滝町2011番地1	S27. 10. 15	60	無所属	農業
9	3.22	本人	濱口 雄幸	男	伊勢市有滝町268番地1	S18. 10. 2	69	無所属	農業
10	3.22	本人	藤村 信義	男	伊勢市有滝町1976番地	S15. 3. 5	73	無所属	農業
11	3.22	本人	増田 卓美	男	伊勢市有滝町1984番地1	S27. 9. 5	60	無所属	農業
12	3.22	本人	三宅 清嗣	男	伊勢市有滝町2247番地6	S24. 11. 5	63	無所属	農業
13	3.22	本人	中村 俊文	男	伊勢市有滝町2029番地	S43. 8. 30	44	無所属	会社員兼農業
14	3.22	本人	宮本 齊典	男	伊勢市有滝町2821番地	S14. 11. 28	73	無所属	農業
15	3.22	本人	宮本 銀博	男	伊勢市有滝町269番地	S25. 12. 10	62	無所属	農業

伊勢北部土改第2選区選挙長告示第2号

平成25年3月28日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第2選挙区において、
届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は
行いません。

平成25年3月22日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 有田 宏

伊勢北部土改第2選区選挙長告示第3号

平成25年3月28日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第2選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成25年3月22日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 有田 宏

記

- | | | |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成25年3月28日（木）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市有滝町2638番地
有滝町民会館 |

伊勢北部土改第3選区選挙長告示第1号

平成25年3月28日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第3選挙区における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成25年3月22日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第3選挙区選挙長 南端 泰

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	3.22	本人	あらかき たかゆき 荒木 孝侑	男	伊勢市東豊浜町1519番地	S 15. 8. 29	72	無所属	農業
2	3.22	本人	なかむら のぶお 中村 信男	男	伊勢市東豊浜町1612番地	S 17. 8. 9	70	無所属	農業
3	3.22	本人	ふるの ゆきお 古野 幸雄	男	伊勢市東豊浜町158番地1	S 16. 9. 18	71	無所属	農業
4	3.22	本人	みなみばた ぜんべい 南端 善平	男	伊勢市東豊浜町1494番地	S 16. 7. 5	71	無所属	農業
5	3.22	本人	やまだ のぶひと 山田 信人	男	伊勢市東豊浜町1534番地	S 33. 3. 16	55	無所属	会社員兼農業
6	3.22	本人	おくの きくお 奥野 喜久雄	男	伊勢市東豊浜町1055番地	S 23. 10. 31	64	無所属	農業
7	3.22	本人	かわべ もりお 河邊 盛男	男	伊勢市東豊浜町1005番地	S 25. 6. 6	62	無所属	会社員兼農業

伊勢北部土改第3選区選挙長告示第2号

平成25年3月28日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第3選挙区において、
届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は
行いません。

平成25年3月22日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第3選挙区選挙長 南端 泰

伊勢北部土改第3選区選挙長告示第3号

平成25年3月28日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙第3選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成25年3月22日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第3選挙区選挙長 南端 泰

記

- | | | |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成25年3月28日（木）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市有滝町2638番地
有滝町民会館 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

平成 25 年 4 月 11 日任期満了の伊勢北部土地改良区総代選挙について、下記のとおり執行します。

平成 25 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- | | |
|------------|---|
| 1 選挙期日 | 平成 25 年 3 月 28 日 (木) |
| 2 投票時間 | 午前 9 時から午後 3 時まで |
| 3 選挙すべき総代数 | 第 1 選挙区 14 人 (植山町、西豊浜町、村松町)
第 2 選挙区 15 人 (有滝町)
第 3 選挙区 7 人 (東豊浜町) |

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

平成 25 年 3 月 28 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示
は、伊勢市公告式条例によります。

平成 25 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

平成 25 年 3 月 28 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における候補者届出書等の
提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

提出場所 伊勢市有滝町 2638 番地
伊勢北部土地改良区事務所

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

平成 25 年 3 月 28 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

平成 25 年 3 月 28 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記



伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

平成 25 年 3 月 28 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務
代理者を、下記のとおり選任します。

平成 25 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

選挙区	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第 1	伊勢市西豊浜町 1585 番地	中西 輝美	伊勢市植山町 74 番地 1	角谷 行洋
第 2	伊勢市有滝町 2078 番地 1	有田 宏	伊勢市有滝町 2017 番地	西村 正一
第 3	伊勢市東豊浜町 1517 番地	南端 泰	伊勢市東豊浜町 1434 番地	南端 幸弘

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

平成 25 年 3 月 28 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記のとおり選任します。

平成 25 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

選挙区	選挙立会人			
	住所	氏名	住所	氏名
第 1	伊勢市植山町 66 番地 1	西村 実行	伊勢市西豊浜町 1915 番地	楠木 義夫
第 2	伊勢市有滝町 2027 番地	宮本 伸二	伊勢市有滝町 2250 番地	川邊 秋彦
第 3	伊勢市東豊浜町 3593 番地	北村 興正	伊勢市東豊浜町 4447 番地	中村 猛

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

伊勢北部土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 25 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

平成二十五年
執行 伊勢北部土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしゃしめい
候補者氏名

--

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

平成 25 年 3 月 28 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

1 伊勢北部土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

伊勢北部土地改良区総代選挙第1選挙区当選人一覧表

(定数14人 当選人14人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市植山町19番地	大西 進	/	
伊勢市植山町47番地	大西 洋勝		
伊勢市植山町33番地2	角谷 庄一		
伊勢市植山町54番地	角谷 政博		
伊勢市植山町317番地	北河 一郎		
伊勢市植山町576番地	坂本 岩男		
伊勢市植山町59番地	杉浦 健三		
伊勢市植山町56番地	田畑 明彦		
伊勢市西豊浜町1530番地	梶野 嘉彦		
伊勢市西豊浜町1604番地	廣垣 逸夫		
伊勢市西豊浜町4759番地5	廣垣 嘉正		
伊勢市西豊浜町3668番地	佐々木 茂則		
伊勢市西豊浜町3667番地	佐々木 廣美		
伊勢市西豊浜町3044番地	佐々木 徹也		

伊勢北部土地改良区総代選挙第2選挙区当選人一覧表

(定数15人 当選人15人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市有滝町2777番地	岡村 正義		
伊勢市有滝町531番地	高橋 猛和		
伊勢市有滝町2059番地	辻 武久		
伊勢市有滝町2060番地	中村 勝		
伊勢市有滝町3330番地	中村 雅行		
伊勢市有滝町259番地	中村 芳和		
伊勢市有滝町1882番地1	濱口 恵一		
伊勢市有滝町2011番地1	濱口 敏孝		
伊勢市有滝町268番地1	濱口 雄幸		
伊勢市有滝町1976番地	藤村 信義		
伊勢市有滝町1984番地1	増田 卓美		
伊勢市有滝町2247番地6	三宅 清嗣		
伊勢市有滝町2029番地	中村 俊文		
伊勢市有滝町2821番地	宮本 齊典		
伊勢市有滝町269番地	宮本 銀博		

伊勢北部土地改良区総代選挙第3選挙区当選人一覧表

(定数7人 当選人7人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市東豊浜町1519番地	荒木 孝侑	/	
伊勢市東豊浜町1612番地	中村 信男		
伊勢市東豊浜町158番地1	古野 幸雄		
伊勢市東豊浜町1494番地	南端 善平		
伊勢市東豊浜町1534番地	山田 信人		
伊勢市東豊浜町1055番地	奥野 喜久雄		
伊勢市東豊浜町1005番地	河邊 盛男		

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定による、公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記のとおり定めます。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市 郎

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 公表の方法 | 伊勢市公告式条例による |
| 2 公表に係る閲覧状況の期間 | 自 平成 23 年 11 月 1 日
至 平成 25 年 2 月 28 日 |
| 3 公表の時期 | 平成 25 年 3 月 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 25 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定により、公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、次のとおり公表します。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市 郎

記

1 公表に係る閲覧状況の期間

自 平成 23 年 11 月 1 日
至 平成 25 年 2 月 28 日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 平成23年11月1日

至 平成25年 2月28日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
1	株式会社日本開発研究所三重	「子どもの生活に関する意識」に関する統計調査	H23.12.8	全地区 300人	津市広明町121-2	第28条の3第1項
2	読売新聞東京本社	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者抽出	H23.12.15	中島第1・小俣第1 68人	東京都中央区銀座6-17-1	第28条の3第1項
3	株式会社百五経済研究所	三重県政策部企画室が実施する「平成23年度みえ県民意識調査」対象者抽出	H23.12.19	全地区 723人	津市丸之内9-18	第28条の3第1項
4	(社)新情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H24.2.1	小俣町元町 43人 小俣町本町 43人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
5	(社)新情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H24.5.18	御園町長屋 43人	東京都渋谷区恵比寿1-13-6	第28条の3第1項
6	朝日新聞津総局	政治・選挙に関する世論調査	H24.6.11	城田第2 10人	津市中央9-2	第28条の3第1項
7	皇學館大学	皇學館大学における教育研究活動地域福祉とまちづくりに関する学術調査	H24.6.13 H24.6.14	全地区 1,000人	伊勢市神田久志本町1704	第28条の3第1項
8	(社)共同通信社	日本世論調査会 面接世論調査の対象者抽出	H24.9.18	早修・豊浜第2 24人	東京都港区東新橋1-7-1	第28条の3第1項
9	朝日新聞津総局	政治・選挙に関する世論調査	H24.9.20	豊浜第2 10人	津市中央9-2	第28条の3第1項
10	株式会社創建環境エンジニアーズ	三重県が実施する「平成24年度防災に関する県民意識調査」対象者抽出	H24.9.27	全地区 348人	名古屋市熱田区沢上2-5-26	第28条の3第1項

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 平成23年11月1日
至 平成25年 2月28日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申 出 者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
11	三重県知事	e-モニター（三重県が行う電子アンケート）の募集案内送付のため	H24.10.16	全地区 510人	津市広明町13	第28条の3第1項
12	(社)新情報センター	内閣府経済社会総合研究所が実施する「消費動向調査」対象者抽出	H24.11.15	藤里町 35人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
13	株式会社百五経済研究所	三重県戦略企画部戦略企画総務課が実施する「第2回みえ県民意識調査」対象者抽出	H25.1.8	全地区 721人	津市丸之内9-18	第28条の3第1項
14	(株)サーベイリサーチセンター (株)インテージリサーチ	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H25.1.16 H25.1.17	岡本3丁目・吹上2丁目・二見町溝口・二見町山田原・二見町光の街・小俣町元町・小俣町本町・御園町長屋・御園町王中島・御園町新開 258人	東京都荒川区西日暮里2-40-10 東京都東久留米市本町1-4-1	第28条の3第1項

伊勢市公告第 18 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	栗野町	ラブラドル レトリバー	茶	雄	中	91 日 以上	首輪 (茶)

2 抑留した日 平成 25 年 3 月 14 日

3 抑留期限 平成 25 年 3 月 22 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 19 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収税課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成 25 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成 25 年 4 月 11 日 13 時 00 分から 平成 25 年 4 月 25 日 23 時 00 分まで
	入札期間	平成 25 年 5 月 7 日 13 時 00 分から 平成 25 年 5 月 14 日 13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定の日時	平成 25 年 5 月 21 日 13 時 30 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収税課	
買受代金の納付の 期 限	平成 25 年 5 月 21 日 14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	制限しません。ただし、国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	2,350,000 円	
公 売 保 証 金	240,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

伊勢市公告第 20 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	二見町松下	雑種	白	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 25 年 3 月 21 日

3 抑留期限 平成 25 年 3 月 28 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 21 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 22 号

第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画を策定しましたので、伊勢市男女共同参画推進条例（平成 19 年伊勢市条例第 8 号）第 10 条第 5 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 25 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部市民交流課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 23 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を職権で消除しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 4 項の規定により公告します。

平成 25 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 職権消除年月日

平成 25 年 3 月 21 日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名
伊勢市小俣町明野541番地 4	岩田 実
伊勢市小俣町相合1357番地	辻村 学
伊勢市上野町322番地 9	平野 義治
伊勢市上野町322番地 9	平野 真弓
伊勢市上野町322番地 9	平野 太
伊勢市上野町307番地84	羽根 源紀
伊勢市小俣町元町347番地 6	服部 和俊
伊勢市船江 4 丁目 9 番14号	石井 肇
伊勢市船江 4 丁目 9 番14号	細谷 久栄
伊勢市船江 3 丁目10番22号	高瀬 しず子

住 所	氏 名
伊勢市船江3丁目15番2号	天白 善哉
伊勢市宇治浦田3丁目48番18号	出谷 豊
伊勢市岩渕3丁目10番26号	奥野 誠
伊勢市二俣1丁目3番16号	南谷 照美
伊勢市村松町1381番地18	梅田 智周
伊勢市宮町2丁目10番21号	内山 剛志
伊勢市神久5丁目8番46号	大谷 涼
伊勢市常磐1丁目25番25号	中里 勝幸
伊勢市浦口3丁目2番11号	平田 有弘
伊勢市浦口4丁目21番13号	井手 勝利
伊勢市大湊町328番地	上山 千浩
伊勢市御園町長屋260番地2	村田 雅彦
伊勢市大世古3丁目2番26号	佐野 三男
伊勢市大湊町1234番地1	北嶋 健二
伊勢市一之木4丁目2番33号	杉原 清美
伊勢市一之木4丁目13番20号	杉 照明
伊勢市吹上1丁目7番23号	森 健

伊勢市公告第 24 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 106 号）第 13 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を抹消しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 25 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抹消年月日

平成 25 年 3 月 21 日

2 抹消対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名	印鑑登録番号
伊勢市小俣町明野 541 番地 4	岩田 実	112612
伊勢市上野町 322 番地 9	平野 義治	314663
伊勢市上野町 322 番地 9	平野 真弓	116549
伊勢市上野町 307 番地 84	羽根 源紀	105533
伊勢市小俣町元町 347 番地 6	服部 和俊	28083
伊勢市船江 4 丁目 9 番 14 号	石井 肇	19612
伊勢市船江 3 丁目 10 番 22 号	高瀬 しず子	116925
伊勢市船江 3 丁目 15 番 2 号	天白 善哉	121785
伊勢市宇治浦田 3 丁目 48 番 18 号	出谷 豊	89125
伊勢市岩渕 3 丁目 10 番 26 号	奥野 誠	107700

住 所	氏 名	印鑑登録番号
伊勢市二俣1丁目3番16号	南谷 照美	341706
伊勢市村松町1381番地18	梅田 智周	1901
伊勢市宮町2丁目10番21号	内山 剛志	25319
伊勢市常磐1丁目25番25号	中里 勝幸	25962
伊勢市浦口3丁目2番11号	平田 有弘	23200
伊勢市浦口4丁目21番13号	井手 勝利	336321
伊勢市大湊町328番地	上山 千浩	322459
伊勢市御菌町長屋260番地2	村田 雅彦	105324
伊勢市大世古3丁目2番26号	佐野 三男	323622
伊勢市大湊町1234番地1	北嶋 健二	29988
伊勢市一之木4丁目2番33号	杉原 清美	302328
伊勢市一之木4丁目13番20号	杉 照明	31783
伊勢市吹上1丁目7番23号	森 健	17560

伊勢市公告第 25 号

伊勢市地域農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 4 第 1 項第 27 号のロの規定により公告し、当該計画案をその公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

平成 25 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧期間
自 平成 25 年 3 月 28 日
至 平成 25 年 4 月 26 日

- 2 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧場所及び意見書の提出先
伊勢市産業観光部 農林水産課 御菌総合支所 1 階
郵送 〒516-8501
伊勢市御菌町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課
T E L 0596-22-0370
F A X 0596-21-5605
電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項

意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

意見の要旨及び住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

伊勢市公告第 26 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市教育委員会公告第3号

第2次伊勢市食育推進計画を策定しましたので、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年3月26日

伊勢市教育委員会
委員長 中居 信明

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局学校教育課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市教育委員会公告第4号

第2次伊勢市子ども読書活動推進計画を策定しましたので、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年3月26日

伊勢市教育委員会
委員長 中居信明

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第1号

平成24年度定期監査結果（前期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成25年3月18日

伊勢市監査委員 鈴木 一博
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 山根 隆司

定期監査結果（前期）に対する措置状況

定期監査

【環境生活部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
市民交流課	指摘事項 （１）事務補助団体の経理において、元帳の残高が誤っていたため、通帳の残高と整合しなかった。 事務局として経理を担っていることから、通帳残高と帳簿等の照合検査を定期的実施し、適正に事務処理をされたい。	「措置済み」 当課が事務局を担当する３つの事務補助団体の経理において、毎月末に通帳残高と帳簿の照合検査を課長が行っています。
戸籍住民課	指摘事項 （１）証明手数料の収入について、レジスター精算記録紙の一部紛失により、レジスター集計と現金の不一致が見受けられたため、適正に事務処理をされたい。	「措置済み」 郵送分のみ紛失であったため、申請書に貼ってあるレシートのコピーにより対応しました。 以降は、チェック体制を見直し、レジスター精算記録紙と集計表の二重チェックを行っています。

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
障がい福祉課	指摘事項 （１）金券類である紙おむつ等利用券は本来施錠管理すべきところであるが、簿冊にクリップ留めされているものが見受けられたため、金券類の管理については適正に処理されたい。	「措置済み」 紙おむつ等利用券は、送付時期に合わせその都度発行し、未使用のものは保有しないよう改善しました。また、誤発行、返還等があった場合には、利用券に穴を開けて使用できないように処理した後、施錠できる書棚で現年度分は保管し、年度終了後は簿冊へ綴じて保管するよう改善しました。

【産業観光部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
観光事業課	<p>指摘事項</p> <p>（１）事務補助団体の経理において、伝票処理誤りにより、伝票、出納帳及び通帳にそれぞれ記載された内容が整合しなかったため、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>出納帳への転記誤りにより伝票及び通帳と内容が整合しませんでした。今後は確認作業をより丁寧に行い、処理誤りをなくすよう努めます。</p>

伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項の規定に基づき、平成24年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成25年3月29日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	山根	隆司

平成 24 年度

定期監査等結果報告書（後期）

伊勢市監査委員

目 次

定	期 監 査	1 頁
1	実施期間及び対象箇所	1 頁
2	定期監査の対象事務	1 頁
3	監査を実施した監査委員	1 頁
4	監 査 の 方 法	2 頁
5	監 査 の 主 眼	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	都 市 整 備 部	3 頁
	二 見 総 合 支 所	3 頁
	小 俣 総 合 支 所	4 頁
	上 下 水 道 部	4 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	5 頁
	消 防 本 部 (署 ・ 分 署)	6 頁
7	む す び	6 頁
	随 時 監 査 (工 事 監 査)	7 頁
	財 政 援 助 団 体 等 監 査	1 8 頁

定期監査(後期)

1 実施期間及び対象箇所 (平成 25 年 1 月 15 日から平成 25 年 2 月 1 日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 25 年 1 月 15 日	小俣総合支所生活福祉課、地域振興課、教育総務課
平成 25 年 1 月 16 日	文化振興課、教育研究所、生涯学習・スポーツ課、学校教育課
平成 25 年 1 月 21 日	厚生中学校、明倫小学校、宮山小学校
平成 25 年 1 月 22 日	豊浜東小学校、豊浜西小学校、豊浜中学校
平成 25 年 1 月 23 日	二見中学校、今一色小学校
平成 25 年 1 月 24 日	中島小学校、明野幼稚園
平成 25 年 1 月 28 日	建築住宅課、用地課、維持課、基盤整備課
平成 25 年 1 月 29 日	都市計画課、監理課、交通政策課
平成 25 年 1 月 30 日	二見総合支所地域振興課、生活福祉課、水道事業、下水道事業
平成 25 年 1 月 31 日	消防本部、御菌分署、西分署
平成 25 年 2 月 1 日	上下水道部現地

2 定期監査の対象事務

平成 24 年度（4 月から 9 月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ）における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項の規定に基づく定期監査を実施した。

なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博（識見監査委員）
中 井 豊（識見監査委員）
山 根 隆 司（議選監査委員）

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

さらに、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の結果は次に述べるとおりである。

なお、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

(全般的共通事項)

- (1) 事務事業においては進捗状況を確認し、予算の執行については、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたので、その場において改善するよう指示したところであるが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

- (2) 契約事務について、見積書の印漏れ、正式な見積書や請書がない、契約主体が課長名となっているものなどが見受けられたので適正な事務に努められたい。

また、随意契約に際しては、競争が原則であることを踏まえ、業務内容を精査するとともに積算根拠を明確にし、その妥当性、価格の適正性、競争入札に付すべきものはなかなど再度検討されたい。

- (3) 補助金等事務補助団体の経理事務を規約等に基づき各所属で担当しているものについて、収入伝票や戻入決議書が作成されていないなど、一部不適切な取り扱いが見受けられたので適正な事務に努められたい。

- (4) 公法上の債権及び私法上の債権にかかる滞納の対策については、各部署で縮減に向けて対応、苦慮されているが、財源の確保と市民の負担の公平性・公正性の確保の観点から、さらに有効な未収金対策に取り組まれるよう望むものである。

- (5) 2部複写の手書き領収書については、収入科目の記載がないものや書損であるにもかかわらず書き損じ処理をしていないもの、住所の記載がないものなどが見受けられた。領収書の取扱いについては適正な公金の取扱いを担保する上で、厳格な管理取扱いが必要なことから、適正な事務処理に努められたい。

(6) 郵券については記載漏れなどにより残数が一致しないものが見受けられたため、伊勢市文書管理規程に基づき適正な事務処理に努められたい。

(7) 文書管理については、起案文書の收受日、決裁日、施行日及び発送日の記入漏れ、鉛筆書き、決裁印漏れ、文書收受の際の收受印漏れなどが見受けられた。また、公文書の簿冊登録をしていないものが見受けられたので、伊勢市文書管理規程に基づき適正な事務に努められたい。

(各課に関する事項)

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【監理課】

意見

(1) 不法係留されているプレジャーボートの対策について、引き続き国県への要望を行うとともに、不法占有の実態等について現状の調査に努められたい。

【都市計画課】

意見

(1) 伊勢市市街地再開発事業等補助金については、補助金交付決定の判断根拠として、専門家による調査と評価等を実施しているところであるが、交付確定にあたっては、実績報告の審査とともに、調査内容について十分に精査され、補助金を交付されることを望むものである。

【交通政策課】

指摘事項

(1) 自転車交通安全啓発用パンフレットの支出事務において、正式な見積書、請書が添付されていなかったため、適正に事務処理をされたい。

【建築住宅課】

意見

(1) 住宅使用料及び住宅新築資金等貸付事業償還金の収入未済額の解消については、公平負担の観点からも引き続き努力されるよう望むものである。

二 見 総 合 支 所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、意見については、次に述べるとおりである。

【地域振興課】

意見

- (1) 機構改革等業務の変化に伴い、公用車の稼働日数の減少が見られる。状況に応じて適宜、配車台数等の見直しを図られ、不要な維持経費の削減に取り組まれない。

小 俣 総 合 支 所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【地域振興課】

意見

- (1) 機構改革等業務の変化に伴い、公用車の稼働日数の減少が見られる。状況に応じて適宜、配車台数等の見直しを図られ、不要な維持経費の削減に取り組まれない。

【生活福祉課】

指摘事項

- (1) 合同会館使用料の書類が、歳入福祉事業・調定決議書、調定決議書（合同会館）の2種類の簿冊に綴られていた。同じ種類の書類については統一し、伊勢市文書管理規程に基づき適正に事務処理をされたい。

上 下 水 道 部

水道事業 下水道事業

（上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課）

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【水道事業】

意見

- (1) 水道施設の老朽化、耐震化への対応など、水道経営を取り巻く環境は今後厳しくなることが予想される。水道事業の経営にあたっては、非効率な施設の廃止などさらなる効率化を推し進めるとともに、必要な設備投資については計画的に進められたい。

- (2) 水道料金については、利用者負担の公平性及び企業会計の健全性の維持の観点からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。

【下水道事業】

意見

- (1) 下水道事業受益者負担金及び下水道使用料については、利用者負担の公平性及び企業会計の健全性の維持の観点からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課 文化振興課 教育研究所
各小中学校・幼稚園

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【教育総務課】

意見

- (1) 小中学校の空調設備整備事業については、状況に応じて空調機の賃貸借を行っているところであるが、リース物件は対象物件の現存価格によりリース料に高低があるものの、仕様書には詳細が記されていないため、物件の規格等を具体的に記載するなど、仕様書の内容について精査されたい。

【学校教育課】

指摘事項

- (1) 就学指導委員会の経理事務について、収入伝票の起票のないものが見受けられたため、適正に事務処理をされたい。

【生涯学習・スポーツ課】

指摘事項

- (1) お伊勢さんマラソンの手持現金について、処理されないまま金庫に保管されていたものが見受けられたため、適正に事務処理をされたい。
- (2) 伊勢市スポーツ推進委員会のつり銭戻しにおいて、戻入決議書が作成されていないものが見受けられたので、適正に事務処理をされたい。

【文化振興課】

指摘事項

- (1) 伊勢美術展覧会運営委員会の経理事務について、収入伝票の起票のないものが見受けられたため、適正に事務処理をされたい。

【教育研究所】

指摘事項

- (1) 備品で購入すべき iPad(タブレット端末) を消耗品費で購入しているもの、備品登録漏れなどが見受けられた。また、iPad(タブレット端末) を学校単位で購入しているものが見受けられたが、インターネットに接続できる端末の購入については、情報漏えい等防止の観点から、教育研究所が一定の基準の下で登録、管理、指導を行うなど、適正な備品の管理に努められたい。

【各小中学校・幼稚園】

指摘事項

- (1) 郵券については記載漏れなどにより残数が一致しないものが見受けられたため、伊勢市文書管理規程に基づき適正な事務処理に努められたい。

- (2) 学校体育施設開放事業について、登録団体への還付金の支払い関連書類が見当たらないもの、通帳からの出金が領収書の日付より1カ月以上遅れているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。
- (3) 文書管理については、起案文書の決裁日、施行日及び決裁印の漏れ、処理欄の記載漏れ、計算誤りなどが見受けられたので、伊勢市文書管理規程に基づき適正な事務に努められたい。

消防本部（署・分署）

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 伊勢市消防本部庁舎用地測量業務委託事業において、成果物の保管についての記載がなかったため、適正に事務処理をされたい。

意見

- (1) 消防業務については特殊勤務が多いので、ひとりでも多くの職員が必要な資格を取得できるように、研修や講習への計画的な派遣に努められたい。

7 むすび

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

本市の財政環境においては、平成25年度予算編成についても財源確保の見通しが立ちづらい状況の中、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えられる。

また、行政運営は度重なる制度改正や権限委譲などの影響から業務が複雑化し、市民ニーズが多様化する中、今まで以上に行財政運営の効率化が求められているところである。

今回の定期監査結果においても、全般を通して単純なミス防止に対する職員の意識が希薄になっていると思われる事例が多く見受けられたことから、事務の執行に当たっては、基本的な事務手続きについて、再度職員一人ひとりが根拠法令等を十分に理解し、それぞれが精度の高いチェックを行うことが様々なミスの発生を防ぎ、ひいては効率化にもつながるものと考えられる。

今後も、個々の事務事業の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を生んでいるかを常に意識しながら、適正な事務処理に取り組まれることを強く要望するものである。

随時監査（工事監査）

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 25 年 2 月 15 日	観光案内サイン設置工事	観光事業課
平成 25 年 2 月 15 日	伊勢市駅前広場整備工事	基盤整備課
平成 25 年 2 月 22 日	豊北漁港護岸改良工事	農林水産課

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博（識見監査委員）
中 井 豊（識見監査委員）
山 根 隆 司（議選監査委員）

4 監査の方法

平成 24 年度に係る工事のうち、施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

5 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 6 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

【観光案内サイン設置工事】

意見

- (1) 観光案内サインについては今後の維持管理にも配慮が必要となる。今後共、観光案内サインを産業観光部の施設として占用物件扱いとするか、道路法上の道路付属物（標識）に移管していくかについてそれぞれの場合の利点欠点を精査されるなど今後の方向性を検討されたい。

- (2) 施工箇所が 21 箇所と点在しており工期内竣工に向けて適切な工程管理に努められたい。
- (3) 施工箇所が 21 箇所と点在しており歩行者、自転車、自動車の交通安全の確保に一層の注意を払われたい。

【伊勢市駅前広場整備工事】

意見

- (1) 当該駅前広場は外宮への参拝客の起終点となる場所であり、人の往来の多い場所である。歩行者の安全な案内誘導のため引き続き交通誘導員を適正に配置して交通安全に配慮されたい。
- (2) 駅前ということで、歩行者、バス、タクシー等の交通確保しながらの切り替え施工となる。それに伴い建設業許可票、労災保険成立票、施工体制体系図、緊急連絡体制図等も移設となるが、引き続き公衆の目につきやすい場所に設置するように務められたい。
- (3) 工期が厳しい状況にある。今後より一層各工種の工程圧縮に努め可能な限り早期に竣工を迎えられるように工程管理に務められたい。

【豊北漁港護岸改良工事】

意見

- (1) 工法比較を行う場合は、現場状況を精査し現場に合わない断面は検討対象から外すなどの配慮をされたい。
- (2) 建設業許可票等の標識類は現場の地理的状況から施工現場の対岸に一式設置されている。建設業の許可票は公衆の見やすい場所、施工体系図や緊急体制体系図などは工事関係者が見やすい場所に掲示する等それぞれの目的に応じて適切な位置に掲示するよう配慮されたい。
- (3) 今後不測の事態に対する備えとして、地元に対する説明会及び関係機関との協議等を実施した場合は記録を整備するよう努められたい。

6 工事技術調査結果報告書の概要

(1) 観光案内サイン設置工事

ア 工事概要

(ア) 工事場所	伊勢市岡本1丁目 地内ほか
(イ) 工事概要	観光案内サイン設置工 21 箇所
(ウ) 工事請負業者	エスジェイシー寿株式会社
(エ) 工事費	
	設計金額 22,734,600 円 (税込)
	契約金額 15,914,850 円 (税込)
	落札率 70% (対設計金額)
(オ) 契約日	平成 24 年 11 月 22 日
(カ) 工事期間	平成 24 年 11 月 22 日～平成 25 年 3 月 15 日
(キ) 工事進捗状況 (平成 25 年 2 月 15 日現在)	
	計画出来高 65% 実施出来高 30%

イ 書類調査における所見

この工事の工事施行伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。その結果、総括的には全般に良好であると判断できる。

(ア) 工事着手前における所見

- a 調査・計画に関する書類について
- 観光案内サインの新設・改良により散策、回遊など観光客が行動しやすい環境を整備することにより、観光客に優しいまちづくりと市民・観光客の出会い・交流を推進することを目的とした事業である。
- 設置範囲は、伊勢市駅・宇治山田駅・五十鈴川駅周辺地区と二見浦駅周辺地区の2地区であり、ここに観光案内サインを合計21箇所設置するものである。
- その内訳はサイン新設9箇所、路面標示2箇所、既設サインの盤面入れ替え10箇所である。
- 事業予算及び基本計画は産業観光部観光事業課事業係の所管であり、他課依頼により都市整備部基盤整備課が実施設計及び監督を行うものである。
- 本案内サイン施設の設置場所は教育委員会用地などの公共用地や伊勢市管理道路、三重県管理道路などに観光事業課の占有物件として設置されている。近年は道路付属物（道路標識）としての位置づけも可能になったことから、今後拡充する際には道路付属物とすることも再検討されたい。
- なお、当該事業は国庫補助率55%とのことである。
- b 設計に関する書類について
- (a) 設計内容について
- i 基本となる計画
- 今後市域全体に拡充していくのであれば、基本計画を立てた上でその計画に基づいて年度ごとの整備を実施していくことが望ましいが、今年度のみの単発整備とのことであったのでそのような計画策定の必要性は少ないと思われる。
- ii 案内対象施設などの選定基準
- 案内対象施設については「観光客の多い施設」、観光案内マップ掲載施設については「郵便局や学校など公共的なもの」とされている。今後予期せぬ所から案内して欲しい、あるいは観光マップに掲載して欲しいなどの要望が出てくることも想定される。こういった要望に対処するため「案内対象施設選定基準」、「掲載施設選定基準」といったものを整理することを検討されたい。
- iii コスト縮減対策など
- コスト削減、環境面については以下のように取り組まれており良好と思われる。
- 本事業は各設置現場に合わせた特注品を作成するといった性格を持っている。その中で、新設箇所については形状デザインの統一を図っている。また、改良箇所については既設外枠を再利用し、表示盤面（観光案内マップ）のみ制作し入れ替えるなどすることでコストを抑えている。
- 環境面においても、舗装復旧工で再生アスファルトや再生骨材の使用、さらに排出ガス対策型等の建設機械の使用などの可能な限りの配慮が行われている。
- iv 設計内訳書
- 設計内訳書は本工事实施に必要な事項は全て含まれていると思われる。
- ただし、無用な誤解を生じないようにするため以下の点に留意されたい。
- 設計内訳書の第0001号単価表の表示板 H1200×W1200 の項目に第0002号単価表などの記載事項と同様に「デザイン費含む（校正3回程度）」と追記することが望ましいと思われる。
- また、第0004号明細書 摘要欄 にそれぞれの案内サインの設置箇所を①から②1まで追記することで理解しやすくなるとともに工程の進捗チェックも容易になると思われる。
- (b) 仕様について
- 市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書により施工条件が明確に

示されており、良好と言える。

観光案内マップのデザインの著作権は発注元である伊勢市に帰属と明記すべきかどうか意見の分かれるところであり、今後引き続き他の事業の契約などとの関係も含めて整理されたい。

c 積算に関する書類について

積算基準は三重県県土整備部（H24.7）版を、設計単価は三重県（H24.4.1）版を使用している。また、単価表にないものについては5社見積により設定する等適正な積算手順内容であった。

チェック体制も設計積算担当者以外のものが照査を行うなど適切に対応されている。

d 契約に関する書類について

入札は、要件付き一般競争入札で行われ、6社が参加し、同札によるくじ引きにより受注者が決定した。市の規定に基づいたもので適切に処理されている。

また、工事請負契約書、工事履行保障関係書類、現場代理人届けなどの書類も整備され良好であった。

(イ) 工事着工後における所見

a 施工管理に関する書類について

「施工計画書」に基づき、1. 施工体系図の作成と掲示、2. 安全管理関係書類、3. 工程管理図、4. 緊急時の連絡体制（夜間、昼間）などについて詳細に確認したが良好に処理されていた。

b 試験・検査等に関する書類について

再生材 RC-40 などについての使用材料調書で確認したが適切に管理されていた。

c 工事監督に関する書類について

打ち合わせ簿、指示書など工事監理記録は都度記入され、課長まで押印確認とよく整理されている。

今後工程が混み合ってくるが引き続きその都度記録に残すとともに課内での情報共有に努められたい。

ウ 現場施工状況調査における所見

本調査時点（平成25年2月15日現在）における出来高は30%となっているが、現在観光案内サイン表示盤面の作成中のため完成箇所はなかった。

基礎の打設が終わっている地点②について、現場確認を行った。

現地は明倫小学校の塀がセットバックした小学校用地（写真—1参照）であり、施工中の基礎2基について目視により確認した。施工図書通り良好な施工状況であった。

現場は歩道外にあり歩行者の通行障害となるような可能性は無い。しかし、小学校の校門そばでもあり、日常の点検を継続実施するとともに早期に観光案内サインの設置を完了し周辺復旧を急がれたい。

(ア) 現場施工状況における所見

a 現場施工状況について

歩道外であり、歩行障害となる懸念はない。

既に基礎の打設も終わり、観光案内サインの設置を待つだけであり、引き続き良好に管理する必要がある。



〔写真-1. サイン板②設置箇所〕

b 安全管理状況等について

歩道上ではないので、歩行者の通行障害にはならないと思われる。小学校校門直近であるので工事用安全柵の管理も含めて日常点検を継続してもらいたい。

エ その他の所見

観光案内マップの描き起こしに時間を要し、進捗率 30%と計画進捗率の半分以下となっている。今後竣工に向けて工事の進捗を図るとのことであるが、詳細な工程管理を行い工期内の無事竣工を迎えられたい。

(2) 伊勢市駅前広場整備工事

ア 工事概要

(ア) 工事場所 伊勢市吹上 1 丁目地内

(イ) 工事概要

アスファルト舗装工	584 m ²
半たわみ性舗装工	1,654 m ²
薄層カラー舗装工	557 m ²
ブロック舗装工	2,098 m ²
側溝工	346m
管渠工	19m
集水樹工	10 基
縁石工	120m
防護柵工	209m
路側防護柵工	25m
車止めポスト工	20 基
小型標識工	1 基
区画線工	872m
道路植栽工	72 本
道路付属物工	一式

(ウ) 工事請負業者 朝日・山野特定建設工事共同企業体

(エ) 工事費

設計金額	116,156,250 円 (税込)
契約金額	108,675,000 円 (税込)
落札率	93.6% (対設計金額)

(オ) 契約日 平成 24 年 9 月 28 日

(カ) 工事期間 平成 24 年 9 月 28 日～平成 25 年 3 月 28 日

(キ) 工事進捗状況 (平成 25 年 2 月 15 日現在)
計画出来高 47% 実施出来高 20%

イ 書類調査における所見

この工事の工事施行伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。その結果、総括的には全般に良好であると判断できる。

(ア) 工事着手前における所見

a 調査・計画に関する書類について

(a) 伊勢市駅前広場の位置づけ

当該箇所は昭和 38 年 6 月 13 日に都市計画決定された伊勢市駅前広場であり、JR 東海と伊勢市との協定に基づき JR 東海側は JR 東海用地、南西側は伊勢市用地となっている。また、この当該駅前広場に接続する道路は全て三重県管理の県道となっている。改良に伴う費用については、協定では別途協議となっている。今回改良について JR 東海との協議の結果その費用は伊勢市側の負担となったものである。

なおこの事業の国庫補助率は 40%である。

(b) 当該駅前広場改良目的

当該駅前広場は整備後 50 年以上経過しており施設が老朽化していること、バリアフリー対応になっていないこと、タクシーと歩行者の動線が交錯することなどの問題点が生じていた。

そこで平成 25 年に行われる伊勢神宮の式年遷宮に合わせて当該駅前広場を全面リニューアルし、伊勢市の「顔」にふさわしい景観、環境整備を行うことを目的とした事業である。

整備にあたっては

- i 交通の円滑化と安全確保の観点から一般車両の停車スペースをバス・タクシーから分離する
- ii 歩行者の安全確保の観点から歩行者とタクシーの動線を分離する
- iii 歩行者動線のバリアフリー化を図るなどの留意をした設計としている。

(c) 先行事業

自転車駐輪対策としては、前年度に別途工事で駅北側の三重県用地、伊勢市用地を活用した 358 台（原付含む）収容の自転車駐輪場を整備している。また当該駅前広場内にあった公衆トイレも駅北側の隣接地（伊勢市用地）に移設している。

(d) 隣接道路の景観整備

当該駅前広場の北西側の主要地方道鳥羽松阪線（往復 4 車線）は既に歩道はブロック舗装化、電線類は地中化されている。

また、駅前中央から南西に伸びる主要地方道伊勢市停車場線（外宮参道）も路面は自然石舗装、無電柱化されている。

b 設計に関する書類について

(a) 設計について

i 地元の意向について

伊勢市駅前再生検討委員会（伊勢商工会議所、伊勢市商店街連合会、地元自治会、伊勢市観光協会、交通事業者等）での意見を参考にしつつ当該駅前広場の線形検討を行っている。基本的にはバス、タクシー、一般車の交通安全と円滑化、歩行者の安全快適性の向上を優先させたものである。

特に歩行者に関しては、伊勢市駅から外宮への参拝ルートに配慮している。具体的には、駅から南西に伸びる外宮参道軸をそのまま延長して当該駅前広

場から伊勢市駅に直結する形の歩行者軸としている。この軸の南側が一般車の寄り付きスペース、北側がバス及びタクシーのためのスペースと配分することで歩行者とタクシー動線の分離を図っている。

ii 設計図書について

実施設計にあたっては、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、「舗装設計施工指針」、「道路設計要領」などを参照して設計されており特に問題点は見当たらない。

丁寧でわかりやすい設計書作りの観点から、第0010明細書 半たわみ性舗装は大型車舗装、小型車舗装とそれぞれ別表に分けることが望ましい。また、図面番号 19 舗装平面図 の記載内容においても 小型車舗装の舗装工製図の最下段に、「注）一般車乗降場の表層は再生蜜粒度アスコン(13)②」と記しているが、舗装構成などを別途記載する方がわかりやすいと思われる。

iii 景観面の配慮

景観面での配慮はいろいろあるが、中でも外宮参道につながる軸を形成する当該駅前広場部分の舗装や道路照明は外宮参道で使われている自然石舗装や道路照明と同様の仕上げとすることでより一体感を強めている。また、駅前広場の歩道縁石には擬石コンクリート製品を使用して景観の向上に努めている。

iv コスト縮減、環境対策

舗装構造に関しては大型車、小型車に区分して交通荷重に応じた舗装構成を採用するなどきめ細やかに設計されている。

さらに、バス待機場やタクシープールの舗装は半たわみ性舗装とすることで夏場の長時間駐車によるアスファルトの流動を防止し長期的に見た舗装の維持管理コストの低減を図っている。

環境面では、舗装工において再生密粒度アスファルト(13)、再生粗粒度アスファルト(20)やRC-40の再生材を使用しており、建設機械についても排ガス対策型の建設機械の使用など可能な限り配慮していることがうかがえる。

(b) 仕様について

市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書により施工条件が明確に示されている。

c 積算に関する書類について

設計単価表は三重県(H24.4)版を、積算基準は三重県県土整備部(H24.7)版を使用している。また、単価表にないものについては建設物価/土木コスト情報、積算資料/土木施工単価を比較し廉価なものを採用している。単価歩掛のないものについては3社以上の見積りにより設定する等、適正な積算手順内容であった。

チェック体制も設計積算担当者以外のものが照査を行うなど適切に対応されている。

d 契約に関する書類について

本工事はJR東海に隣接するためJR東海よりJR東海の施工資格保有者とする条件が設定されている。

入札は要件付き一般競争入札として3者の特定建設工事共同企業体により行われ受注者が決定している。その手続きは市の規定に基づいて適切に処理されている。

(イ) 工事着工後における所見

a 施工管理に関する書類について

工事請負契約書、工事履行保証関係書類、現場代理人届などの書類も整備され特に問題は見当たらない。

監督員は現場着手前に施工計画書の提出を求め、内容確認するとともに文書で施工者に回答するなど指示確認が十分にできており良好であると言える。

施工体制体系図、緊急連絡体制図なども適正に作成されている。

b 試験・検査等に関する書類について

現地調査時点ではタクシープールの小型車用半たわみ性舗装が完成していた。ここで使用された開粒度アスファルト(13)材料の承諾願、試験結果などは適切に確認管理されていた。

c 工事監督に関する書類について

工事履行状況報告書や打ち合わせ簿、指示書などその都度記入して上司に報告し情報共有を図るなど適切な対応がなされている。

ウ 現場施工状況調査における所見

本調査時点における出来高は20%ほどであり、歩行者用空間となる部分(写真-2)の路床工や歩車道境界ブロックの据付工が行われていた。その中でタクシープールの小型車用半たわみ性舗装部分は完了しており、舗装計画平面図との照合を行った結果概ね良好な施工がなされていると判断できた。



[写真-2. 駅前広場より外宮参道方向]

(ア) 現場施工状況における所見

a 現場施工状況について

施工体系図等の標識の掲示に関しては、現場事務所及び工事現場の公衆の見やすい場所に規定通り掲示されており良好であった。

工程が過密になってきているが発注者は、受注者、埋設企業者、バス、タクシーなどの事業者など関係先との情報の収集と共有化を図り手戻りの生じないように配慮されたい。

そのため監督職員はこれまで以上に工程管理に努めて分割施工により部分完成、仮供用を繰り返しながら工事進捗を図ってもらいたい。

なお、現状では工期延期が必要になると思われるが、受注者とも十分に協議を行い適切な工期設定をするとともに無事故無災害で竣工をめざしてください。

b 安全管理状況について

現場はJR伊勢市駅前であり、周辺は商業業務地であるとともに外宮への参拝ルートともなっているため、歩行者数も多く見られる。またバス、タクシーとJR・近鉄との乗り継ぎ拠点ともなっている。歩行者の安全確保はもとよりバス、タクシー、一般車の交通の円滑化と交通安全に最大限の配慮をお願いしたい。

エ その他の所見

特になし。

(3) 豊北漁港護岸改良工事

ア 工事概要

- (ア) 工事場所 伊勢市東豊浜町 地内
(イ) 工事概要 施工延長 L=56.5m
 本體工（鋼矢板 L=7.5m） L=65.4m
 本體工（鋼矢板 L=5.5m） L= 5.4m
(ウ) 工事請負業者 朝日丸建設株式会社
(エ) 工事費
 (変更 38,318,700 円 (税込))
 設計金額 31,745,700 円 (税込)
 (変更 36,501,150 円 (税込))
 契約金額 30,240,000 円 (税込)
 落札率 95.2% (対設計金額)

(オ) 契約日

平成 24 年 10 月 26 日
(変更契約日 平成 24 年 12 月 19 日)

(カ) 工事期間

平成 24 年 10 月 26 日～平成 25 年 3 月 15 日

(キ) 工事進捗状況 (平成 25 年 2 月 22 日現在)

計画出来高 96.4% 実施出来高 95.0%

イ 書類調査における所見

この工事の工事施行伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。

また、契約変更手続きについても適切に処理されており、総括的には全般に良好であると判断できる。

(ア) 工事着手前における所見

a 調査・計画に関する書類について

当該護岸は昭和 34 年の伊勢湾台風による浸水被害を受けて、国・県で再整備したものである。その後管理者である三重県より移管を受けて現在に至っているものである。

経年変化により護岸が老朽化しているため、高潮等の風水害から背後地の住民の生命財産を守るため護岸整備を図るものである。

現場調査を行った結果護岸にひび割れのあることが判明し、これを基に護岸の改良範囲深さ等を考慮して設計を行っている。

設計断面の決定にあたっては数案の工法比較を行っている。その結果、可能な限り陸上施工のできる経済性に優れた混成型（コンクリート被覆式表法被覆工+自立式鋼矢板 矢板長さ L=5.5m～7.5m）断面に決定したものである。

b 設計に関する書類について

(a) 設計内容について

i 工法比較

護岸の断面決定にあたっては、現地のボーリング調査の結果を参考に自立矢板混成型と傾斜型の 2 タイプについて合計 6 案についての比較を行った。その結果施工性、経済性の観点から本案が決定されたものであり妥当と判断される。

工法比較に際して、今回の場合であれば事前に改良対象範囲につながる既設矢板位置や形状を調査することで工法比較案のタイプを絞ることもで

きたのではないかと推察される。今後工法比較の上で設計断面を決定されるような場合には施工に際しての前提条件の整理を十分に行うよう配慮されたい。

ii 当該地の現場土質条件等を勘案して上記の工法比較により鋼矢板Ⅱw型（矢板長さ L=7.5m~5.5m）を使用することとし、その重防食範囲については「漁港漁場の施設の設計の手引き」に準拠して+0.90~-0.87 とする等適切に対応されている。

iii コスト縮減対策など

現場は外城田川の伊勢湾河口に位置するため潮位の影響を受けやすい場所である。そこで、矢板天端の仕上げは笠コンクリートの二次製品を用いることで潮位による施工への影響を最小限に抑えている。この結果、工期短縮も可能となりコスト縮減にも寄与している。

iv 設計内訳書

設計内訳書は、「漁港漁場の施設の設計の手引き」等を参照にして作成されたものであり、現場施工の上でも支障のないものである。

(b) 設計仕様について

市の統一されたチェックマーク式の特記仕様書により施工時の条件が示されており適切である。

c 積算に関する書類について

積算に関しては、「漁港漁場関係工事積算基準」（全国漁港漁場協会）や「積算基準（共通編）、（河川編）」（三重県県土整備部 H24 編）を基本に作成されている。

単価に関しては「設計単価表」三重県版を使用し、単価表にないものについては3社以上の見積りによるなど適正な積算手順内容であった。

設計積算等のチェック体制も設計積算担当者以外のものが照査を行うなど適切に対応されている。

d 契約に関する書類について

入札は、要件付き一般競争入札で行われ、8社が参加した競争入札の結果受注者が決定した。市の規定に基づいたもので適切に処理されている。

(イ) 工事着工後における所見

a 施工管理に関する書類について

工事請負契約書、工事履行保障関係書類、現場代理人届けなどの書類も整備され良好であった。

契約後、現場着手前に施工計画書により施工手順や施工体系、緊急連絡体制など必要事項についての確認が行われている。

また、建設業許可票等の標識類は現場の地理的状況から施工現場の対岸に一式設置されている。建設業の許可票は公衆の見やすい場所、施工体系図や緊急体制体系図などは工事関係者が見やすい場所に掲示する等それぞれの目的に応じて適切な位置に掲示するよう配慮されたい。

b 試験・検査等に関する書類について

使用鋼矢板はミルシートにより、笠コンクリートは承認願いによりそれぞれ適切に品質管理が行われていることを確認した。

c 工事監督に関する書類について

施工時の指示確認事項についてもその都度打ち合わせ簿に記入されており適切に処理されている。

d 設計変更手続き

変更手続きについては必要事項の確認や指示が書類に基づいて市の基準に従って適切に処理されている。

なお、変更追加工種の中で事業損失防止施設費（汚濁防止膜の設置撤去費用）については、本工事が水上施工で設計されていることから勘案すると追加工種

というよりは当初から計上されるべき工種であったと推察される。

ウ 現場施工状況調査における所見

(ア) 現場施工状況における所見

a 現場施工状況について

施工現場は港口であり、漁船の出入りや潮の干満など考慮しなければならない事項があった。一方、陸側の交通量は工事に影響を及ぼすほどには多くなかったことから工程通りの進捗ができた。その結果調査時点（平成 25 年 2 月 22 日）で 95.0%の進捗となっている。



[写真—1 対岸より施工現場を望む]

b 安全管理状況等について

施工者の判断で現場生コンクリート打設時には護岸堤基部の道路分岐部分に交通誘導員を配置して一般通行者の安全確保を図るなど適切な安全管理がなされている。

エ その他の所見

特になし

財政援助団体等監査

1 実施年月日及び対象団体等

(1) 財政援助団体監査

実施年月日	対象団体(負担金)	所管課
平成 25 年 2 月 4 日	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 (社会福祉協議会運営事業負担金、福祉ボランティア育成事業負担金)	生活支援課

(2) 公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体(施設名)	所管課
平成 25 年 2 月 5 日	特定非営利活動法人 まなびの広場 (伊勢市観光文化会館)	文化振興課
平成 25 年 2 月 6 日	株式会社 図書館流通センター (伊勢市立小俣図書館)	生涯学習・スポーツ課

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博 (識見監査委員)

中 井 豊 (識見監査委員)

山 根 隆 司 (議選監査委員)

4 監査の方法

財政援助団体等監査は、財政援助団体等監査実施要領に基づき、平成 23 年度の事務、事業について所管課から資料提出を求めて各所属長から説明を受けた。その後現地で団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、出納その他事務の執行について監査を実施した。

5 監査の主眼

財政援助団体等については、出納事務処理は適正に行われているか、目的に沿った事業運営が行われているか等を主に実施した。

また、所管課については、補助金の額の算定、交付方法手続き、指定管理契約に基づく履行確認等が適正に行われているか、団体への指導監督、履行確認は適切に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の結果

(1) 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
社会福祉協議会運営事業負担金	負担金	99,858,191	民間社会福祉活動の推進方策について、調査・企画・連絡調整を行うとともに、広報指導・その他の実践活動の推進に努め、地域福祉の推進を図る。
福祉ボランティア育成事業負担金	負担金	8,381,220	小地域を活動拠点としたボランティアセンターを設置し、ボランティアリーダーの養成やボランティア活動の啓発・活動支援を行い、地域住民の福祉ニーズに応じた住みよい地域づくりを目指す。
合計		108,239,411	

イ 所見

本年度実施した監査は、平成 23 年度中に伊勢市が財政的援助を行っている負担金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、事業目的に沿って事業が執行され、また、財務に関する事務についても、おおむね適正に処理が行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会】

意見

(ア) 決算書の事業活動収支計算書において、積立金の収支が分かりづらいため、社会福祉法人会計基準に従って、明確な脚注を加えるなど、だれにもわかりやすい決算諸表の作成について一考されることを望むものである。

(イ) 少子高齢化が進み、地域社会の抱える課題は複雑化・多様化しており、地域福祉の重要性はますます高まると考えられる。地域福祉推進のけん引役として中心的な役割を果たすことにより社会福祉協議会本来の目的が達成されるよう、より一層の努力を望むものである。

(2) 特定非営利活動法人 まなびの広場

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市観光文化会館

指定期間：平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

指定管理料：169,000,000 円以内とする。(指定期間における指定管理料の総額)

〃 : 33,800,000 円 (平成 23 年度分)

イ 事業実績について

収支計算書（自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日）

（単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
人件費	28,156,126	指定管理料	33,800,000
維持管理費	16,136,360	利用料	30,382,262
運営管理費	22,665,743	駐車場使用料	5,928,100
自主事業費	19,642,782	自主事業費	14,783,113
		その他	836,802
支出計	86,601,011	収入計	85,730,277
当期利益		△870,734	

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成 23 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

(ア) 施設利用者の事故防止に向け、地震、津波など災害時の安全管理として、施設において危機管理計画を作成中とのことであるが、所管課においては、施設との連絡を密にして、指導、監督を行い、安全管理に万全を期されるよう望むものである。

【伊勢市観光文化会館】

指摘事項

(ア) 駐車場利用料金について、総額については会計日記帳（日計）に記載されていたが、明細となるレシートは駐車場管理室で別管理していたので、レシートについても会計日記帳と一元管理するなど、適正な管理を望むものである。

意見

(イ) 自主事業として、開館時間の延長によりホワイエ（ロビー）において地域との交流事業を行うなどの積極的な取り組みにより、会館の利用日数及び回数は年々増加しているものの、繰越分の赤字解消には至っていないため、今後も自主事業の充実などで利用者の拡大に努めるとともに、地域の文化の拠点として、広く市民に文化創造の場を提供されることを期待するものである。

(3) 株式会社図書館流通センター

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市立小俣図書館

指定期間：平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

指定管理料：603,000,000円以内とする。（指定期間における指定管理料の総額）

〃：120,600,000円（平成23年度分）

イ 事業実績について

収支計算書（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
人件費	75,520,237	指定管理料	120,600,000
物件費	41,179,801	生涯学習施設利用料	302,600
消費税及び地方消費税	3,690,053	光アクセス使用料	3,454
支出計	120,390,091	収入計	120,906,054
収支差額		515,963	

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成23年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

（ア）指定管理者から報告された事業報告書の中で、生涯学習施設の利用件数についての記載がなかった。今後の報告においては、当該施設の利用件数についても報告を求め、実態の把握に努められたい。

（イ）生涯学習施設利用料については、基本協定において徴収することとなっているが、従来からの経過により徴収できていないのが現状である。所管課は実態を把握した上で、今後指定管理更新時においては基本協定の見直しを行うなど、現状に即して適正な事務処理及び団体への指導に努められたい。

【株式会社図書館流通センター】

指摘事項

（ア）文書の管理に関する規程及び情報公開に関する規程について、基本協定書には別に定めることとなっているが、未整備であったため基本協定書に基づき適切に処理されたい。